

令和5年度 質の高いインフラの海外展開に向け
た事業実施可能性調査事業



アジア大洋州国・CBDC（中央銀行デジタル通貨）の 導入による金融システムの高度化・クロスボーダー決 済の改善に向けた調査事業

事業報告書

2024年2月

ソラミツ株式会社

1. 調査概要
2. ベトナム調査
3. インドネシア調査
4. フィジー調査
5. ソロモン諸島調査
6. クロスボーダー決済調査

1.調査概要

略称一覧 (1)

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
ACB	Asia Commercial Bank	アジア商業銀行
ACH	Automated Clearing House	自動資金決済センター
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AML	Anti Money Laundering	マネー・ローンダリング対策
ANZ	Australia and New Zealand Bank	オーストラリア・ニュージーランド銀行
ATM	Automated Teller Machine	現金自動預払機
ATS	Automatic Transfer System	自動決済システム
BAY	Bank of Ayutthaya	アユタヤ銀行
BI	Bank Indonesia	インドネシア中央銀行
BIDV	Bank for Investment and Development of Vietnam	ベトナム投資開発銀行
BOT	Bank of Thailand	タイ中央銀行
BSP	Bank South Pacific	サウスパシフィック銀行
BtoB	Business-to-Business	企業間取引
BtoC	Business-to-Consumer	企業対消費者間取引
CBDC	Central Bank Digital Currency	中央銀行デジタル通貨
CBSI	Central Bank of Solomon Islands	ソロモン諸島中央銀行

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
CDD	Customer Due Diligence	顧客注意義務/顧客デューデリジェンス
CFT	Countering the Financing of Terrorism	テロ資金供与対策
COD	Cash on Delivery	代金引換
CSD	Central Securities Depository	証券集中保管機構
DEPA	Digital Economy Promotion Agency	タイ国デジタル経済発展省
DLT	Distributed Ledger Technology	分散型台帳技術
DNS	Deferred Net Settlement	時点ネット決済
DvP	Delivery vs. Payment	有価証券決済時における、証券現物と資金決済の同時履行
EFT	Electronic Fund Transfer	電信送金
EFTPOS	Electronic Funds Transfer at Point of Sales	エフトpos(販売時点電子送金)
e-KYC	electronic Know Your Customer	電子本人確認
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
FJD	Fijian Dollars	フィジードル

略称一覧 (2)

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
FNPF	Fiji National Provident Fund	フィジー国民年金基金
FTR	Financial Transactions Reporting Act	フィジー金融取引報告法
FTU	Financial Intelligence Unit	金融情報局
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HVSS	High Value Sub System	ベトナム高額決済サブシステム
IBPS	Inter-bank Payment System	ベトナム銀行間決済サービス
ICT	Information and Communications Technology	情報通信技術
IDES	Inclusive Digital Economy Scorecard	インクルーシブ・デジタル・エコノミーズ・スコアカード
IDR	Indonesian Rupiah	インドネシア・ルピア
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IFT	Instant Fund Transfer	即時送金
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
JPY	Japanese Yen	日本円
JSC	Joint Stock Company	株式会社
KNOMAD	The Global Knowledge Partnership on Migration and Development	移住と開発に関するグローバルナレッジパートナーシップ
KYC	Know Your Customer	本人確認手続き
LPS	Lembaga Penjamin Simpanan	インドネシア預金保険機構
LVSS	Low Value Sub System	ベトナム低額決済サブシステム
MCA	Ministry of Communication and Aviation	ソロモン諸島通信航空省
MCILI	Ministry of Commerce, Industry, Labour and Immigration	ソロモン諸島商工労働移民省
MCTTT	Ministry of Commerce, Trade, Tourism and Transport	フィジー商工観光運輸省
METI	Japan's Ministry of Economy, Trade and Industry	日本経済産業省
MHCD	The Ministry of Housing and Community Development	フィジー住宅コミュニティ開発省
MLPCAA	Money Laundering and Proceeds of Crime Amendment Act	マネーロンダリング及び犯罪収益に関する改正法(2010 発行)

略称一覧 (3)

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
MOE	Ministry of Economy	経済省
MOF	Ministry of Finance	財務省
MOJ	Ministry of Justice	法務省
MSMEs	Micro, Small and Medium Enterprises	零細・中小企業
MYR	Ringgit	マレーシアリングギット
NAPAS	National Payment Corporation of Vietnam	ベトナム国家決済株式会社
NECS	National E-commerce Strategy	国家Eコマース戦略
NFIS	National Financial Inclusion Strategy	国家金融包摂戦略
NFIU	National Financial Inclusion Unit	ソロモン諸島国家金融包摂係
NITMX	National ITMX	National ITMX
NPC	National Payment Center	ベトナム国家決済センター
NPS	National Payment System	国家決済システム
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OJK	Otoritas Jasa Keuangan	インドネシア金融サービス庁
OMO	Open Market Operations	公開市場操作
OPR	Overnight Policy Rate	翌日物政策金利
P2P	Peer to Peer	ピア・ツー・ピア

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
PEPs	Politically Exposed Person	重要な公的地位を有する者
PICAP	Pacific Insurance and Climate Adaptation Programme	太平洋保険及び気候適応プログラム
PICs	Pacific Island Countries	太平洋島しょ国
PIP	Payment Infrastructure Provider	決済インフラ事業者
PNG	Papua Niugini	パプアニューギニア
POC	Proof of Concept	概念実証
POS	Point of Sales	販売時点情報管理
PPP	Public Private Partnership	官民連携
PSP	Payment Service Provider	決済サービス事業者
PvP	Payment vs. Payment	外貨など異なる通貨間取引の同時決済
QRIS	QR Code Indonesia Standard	インドネシアQRコード標準
RBF	Reserve Bank of Fiji	フィジー準備銀行
RBV	Reserve Bank of Vanuatu	バヌアツ準備銀行
RPC	Regional Processing Center	ベトナム地域決済センター
RTGS	Real-Time Gross Settlement	即時グロス決済

略称一覧 (4)

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
RTO	Realtime Online	インドネシアの民間リアルタイムスイッチング決済システム
SBD	Solomon Islands dollar	ソロモン諸島ドル
SBV	State Bank of Vietnam	ベトナム国家銀行
SET	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
SGD	Singapore dollar	シンガポール・ドル
SI	System Integration	システム・インテグレーション
SIFTU	Solomon Islands Financial Intelligence Unit	ソロモン諸島金融情報局
SINPF	Solomon Islands National Provident Fund	ソロモン諸島国家プロヴィデント基金
SKNBI	Sistem Kliring Nasional Bank Indonesia	インドネシア中央銀行国家クリアリングシステム
SMBC	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	三井住友銀行
SOE	State-owned Enterprise	国有企業
SOLATS	Solomons Automated Transfer System	ソロモン諸島国家自動送金システム
SRD	Statutory Reserve Deposits	法定準備預金
SWIFT	Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication	国際銀行間通信協会

略語	正式名称(英語)	正式名称(日本語)
TBA	Thai Bankers Association	タイ銀行協会
TBH	Baht	タイバーツ
UNCDF	The United Nations Capital Development Fund	国連資本開発基金
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNDF	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNU-EHS	United Nations University	国際連合大学
USD	United States Dollar	米ドル
VCB	Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam (Vietcombank)	ベトナム外商銀行(ベトコムバンク)
VND	Vietnamese Dongs	ベトナムドン
WB	The World Bank	世界銀行

調査目的

以下の調査項目に沿って今回の調査を実施した。インドネシアとソロモン諸島については、1から6について調査を実施し、ベトナムとフィジーについては過年度の調査実績を踏まえ3から6の項目で調査を実施した。タイについてはクロスボーダー決済の進展状況を調査した。なお、ソロモン諸島と合わせて周辺国のバヌアツにも渡航し、ニーズ調査を行った。

#	大項目	#	小項目	作業内容
1	市場調査	1-1	市場規模、経済性の評価	金融包摂の状況、決済額、取引量、ステークホルダー(電子マネー事業者を含む)や市場規模や金融機関の調査
		1-2	法制度調査	デジタル通貨及び決済システムに関する法制度や金融セクターの戦略調査
2	競合動向調査	2-1	競合動向の把握	デジタル通貨の競合となるブロックチェーン基盤(Corda、Quorum等)の調査と、各国のデジタル通貨や銀行間決済システムの動向調査
		2-2	国際機関の動向調査	IMF、世界銀行、ADB等の国際機関の動向(デスクトップスタディ、ヒアリング)
3	決済インフラ調査	3-1	大口決済	大口決済システムの全体像、並びにクロスボーダー送金方法の整理
		3-2	小口決済	小口決済システムの全体像、並びにクロスボーダー送金方法の整理
4	クロスボーダー決済の現状調査	4-1	実態把握	関連する規制、主要な送金先や送金目的などの現状調査 現行のクロスボーダー送金に関するプレイヤー、手数料体系、所要時間などの観点から課題の特定を行う
		4-2	国際標準への準拠	AML/CFT、決済メッセージのISO20022やQRコード標準であるEMV Co.など、国際標準への準拠の状況、並びに国際標準の普及に向けた課題を整理
5	ニーズ調査	5-1	相手国関係者のニーズ把握	相手国中央銀行、決済システム運営機関のニーズの把握(ヒアリング)
6	事業実施可能性調査	6-1	事業化計画	事業規模、コスト、事業収益試算、事業化に向けた制度的な課題の洗い出し
		6-2	ITベンダー調査	パートナー先となり得る現地ITベンダーの調査
		6-3	ファイナンスの検討	事業ファイナンススキームの検討(現地合併での進出か、等)

本調査ではベトナム、ソロモン諸島に各1回ずつ、フィジー、インドネシアに2回渡航し各種調査を実施した。また、クロスボーダー決済の現状調査でタイに渡航し、大洋州島しょ国のニーズ調査の一環でバヌアツにも渡航し調査を実施した。

	2023年							2024年	
	6	7	8	9	10	11	12	1	2
現地調査→		フィジー ソロモン諸島 バヌアツ	インドネシア		タイ	ベトナム		フィジー インドネシア	
1. ベトナム調査・タイ調査(※)									
1-1. 決済インフラ調査									
1-2. クロスボーダー決済の現状調査 (※タイの調査も包含)									
1-3. ニーズ調査									
1-4. 事業実施可能性調査									
2. インドネシア調査									
2-1. 市場調査									
2-2. 競合動向調査									
2-3. 決済インフラ調査									
2-4. クロスボーダー決済の現状調査									
2-5. ニーズ調査									
2-6. 事業実施可能性調査									
3. フィジー調査									
3-1. 決済インフラ調査									
3-2. クロスボーダー決済の現状調査									
3-3. ニーズ調査									
3-4. 事業実施可能性調査									
4. ソロモン諸島 調査・バヌアツ調査(※)									
4-1. 市場調査									
4-2. 競合動向調査									
4-3. 決済インフラ調査									
4-4. クロスボーダー決済の現状調査									
4-5. ニーズ調査 (※バヌアツの調査も包含)									
4-6. 事業実施可能性調査									
5 調査結果の取り纏め									
5-1. 調査結果の取り纏め									

2.ベトナム調査

2-1.決済インフラ調査

2-1-1.大口決済

2-1-2.小口決済

2-2.クロスボーダー決済の現状調査

ベトナムの銀行間決済サービス(Inter-bank Payment System)は世界銀行の支援で構築され、2002年に運営を開始した。

現在のIBPSの決済センターは、ハノイに存在するNational Payment Center (NPC)と、6か所のRegional Processing Center (RPC)が存在する。

IBPSは、以下の3つのサブシステムから構成される：①高額決済サブシステム(HVSS)、②低額決済サブシステム(LVSS)、③預金口座支払い処理システム(決済サービスではない)。

HVSSとLVSSの概要

項目	High Value Sub System (HVSS) RTGS	Low Value Sub System (LVSS) DNS
運用者	SBV決済局	SBV決済局
対象機能	高額(5億VND以上)又は緊急の決済	低額(5億VND未満)かつ非緊急の決済
参加金融機関	銀行	銀行
運用時間	高額:平日 8:00-17:00 (毎月の最終2営業日は8:00-17:45) 低額:平日 8:00-16:00 (毎月の最終2営業日は8:00-16:45)	平日 8:00-16:00 (毎月の最終2営業日は8:00-16:45)
運用上の課題	運用時間が限られている	- 運用時間が限られている - 手数料がかかるため、NAPAS247(後述)の利用が支配的

出所) ベトナム中央銀行、公式サイトー決済システム、<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/ttvna/http/httttdtlnh?>、2023/09/19閲覧

「国家キャッシュレス決済開発戦略2016年～2020年」の一環として、SBVはIBPSを開発する方法を検討しており、ISO 2022規格に準拠しつつ、多通貨取引に対応し、地域間接続を促進する機能を有する決済システムを目指していた。

検討の段階で、他国のシステムに関する調査研究を行い、HVSS・LVSSサブシステムそれぞれのメリット・デメリットを整理し、RTGSのリスク管理機能とDNSの流動性保証機能を併せ持つシステム開発を目指すことを決定した。

HVSSとLVSSのメリット・デメリット

項目	High Value Sub System (HVSS) RTGS	Low Value Sub System (LVSS) DNS
メリット	リスク低減: 決済指図伝達の際に、送金側の口座から引き落とされ、同時に受取側の口座に入金されるという手順で実行されるため、金融機関の送金リスクが低減。	流動性が不要: 支払額はその日の終わりに決済されるため、銀行として流動性リスクが低減。
デメリット	流動性が必要: 支払い(決済指図を送信する)銀行が十分な流動性を保持しない場合は決済できないため、遅延などが発生する可能性がある。	リスク管理: 一括で決済処理が行われるためシステムミック・リスクが高い。

出所) State Bank of Vietnam, IPBS System Improvement and Development Solutions.
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/hdk/cnnt/clptcntt/clptcntt.chitiet?dDocName=SBV315776&p=4&_afrLoop=34189181422784466#%40%3F_afrLoop%3D34189181422784466%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV315776%26leftWidth%3D20%2525%26p%3D4%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26.adf.ctrl-state%3Dv1zmiorca.4.2023/09/19閲覧

2-1-1 決済インフラ調査 ①大口決済 (3)参考

現在、クロスボーダー大口決済のデフォルトシステムはSWIFTであるが、SBVIはIBPSシステムの外貨取引処理能力の向上に向けて検討を進めていたが、最新情報は開示されていない。

クロスボーダー大口決済システム (2017年のSBV調査報告書から抜粋)

- ベトナムの通貨(VND)は国際的に使用できる場面が限られるため、輸出入に関わる決済は基本的に外貨(主にUSD)。
- SWIFT 決済システムを使用しており、国内外で外貨支払いの送受信を行う。
- 今後IBPSは、以下の2つの決済方式に対応できるような**外貨決済機能**を追加すべき:
 - 簡易外貨決済:簡易外貨決済の際に、決済指図の金額に応じて(高額決済機能又は低額決済機能)実行
 - PvP決済:新規モジュールや機能を整備する必要と想定
- 金融不安を広げる可能性のある決済リスクを最小限に抑える必要がある。そのため、次のように外貨取引の支払い PvP モデルを構築することが提案:
 - 多通貨決済システムの構築後、中央銀行に口座を開設された銀行の決済口座を利用して外貨取引の決済を行う。流動性確保メカニズムについて、VNDの場合はシステム上の他の取引と同様であり、外貨決済の場合は、加盟銀行の外貨決済口座の実際の残高に基づいてのみ支払い。
 - 長期的には、市場の発展状況や必要性に応じて、既存リソース・インフラを活用する観点で、他のサービス(取引後処理・支払い・決済など)を拡張する。

キャッシュレス決済の促進に向けて、2016年に国営会社であるBanknetvn(スイッチングサービス事業者)とVietcombankの子会社であるSmartlink(カード決済事業者)を合併し、2016年にベトナム決済会社(NAPAS)を設立した。また、NAPASは2020年9月からACHシステムを運営しており、2021年6月には14の銀行と協業の下「VietQR(後述)」及び「NAPAS 247 Quick Transfer Service」という、NAPASが運営しているNAPAS247システム上で民間銀行の口座によるリアルタイム送金サービスを公表した。

ベトナム国家決済会社(NAPAS)の概要

項目	概要
設立年	2016年
経緯	Banknetvn(スイッチングサービス事業者)とSmartlink(カード決済事業者)を2015年に合併し、2016年に統一ブランドNAPASを公表
事業内容	次ページ以降参照
政府との関係性	SBVの子会社(49%シェア) また、NAPAS の取締役は、Agribank、Vietcombank、BIDV、Vietinbank、ACB、Vinaphone などの大手銀行、通信会社の幹部が担っている

NAPAS247銀行間決済システムの概要

項目	概要
システム分類	ACH
対象機能	低額(5億VNDまで)
決済方法	民間銀行の口座の間にリアルタイム送金
参加金融機関	63社(銀行、通信会社のモバイルマネー事業)
運用時間	24時間年中無休

出所) NAPAS、公式サイト「沿革」, <https://napas.com.vn/cac-giai-doan-phat-trien-cua-cong-ty-182220812132656198.htm>, 2023/09/19閲覧
NAPAS、NAPASとパートナー銀行によりVIETQR及びリアルタイム送金サービスNAPAS247の立上, <https://napas.com.vn/napas-va-cac-ngan-hang-chinh-thuc-ra-mat-thuong-hieu-vietqr-va-dich-vu-chuyen-tien-nhanh-napas247-bang-ma-qr-182755.htm>, 2023/09/19閲覧

NAPASの事業内容を以下に記載する。リアルタイム送金、E-wallet入出金、QR決済のほか、NAPASカードという国内クレジット・デビットカードのブランドを運営し、ペイメントゲートウェイ・POSの事業もある。

ベトナム国家決済会社(NAPAS)の事業一覧

- 銀行向け -

NAPAS247(リアルタイム送金)
- 参加銀行間の即時送金システム - 送金手段:カード、銀行振込、QRコード送金(VietQR)、E-wallet、モバイルマネー - 取引上限額:5億 VND - 手数料:銀行によって異なる。50万VND以下の小口決済の手数料は無料 - 加盟機関(銀行、通信会社の通信会社等):63社
E-wallet入出金
- クレジットカード・銀行口座とE-wallet、デジタルバンクの口座の間の入出金サービス - 加盟銀行:56行
請求書払い
- 加盟銀行の口座を所有している人向け、カードや銀行振込で公共料金などの支払いサービス - 加盟機関:銀行 27行、事業者 16社(通信ネットワーク、ケーブルテレビ、保険、物流、駐車場 等)
QR決済 (VietQR)
次ページ以降参照

VietQRCash
- NAPASカード無しでも、モバイルバンキングアプリを経由してATMで現金の引き出しができるサービス。銀行間ATMネットワーク上で取引可能。 - 加盟銀行:9行
ペイメントゲートウェイ
- メンバー機関が発行するクレジットカード等で、オンライン取引の支払い処理 - 送金手段:国内クレジットカード、銀行振込、QRコード支払い - 加盟機関:42か所(銀行、ファイナンスサービス事業者を含む)
ATM・POSスイッチング
- メンバー機関が発行するクレジットカードを所有している人向け、メンバー機関のATM・POSネットワーク(海外も含む)を利用させるサービス - 加盟機関:51か所(銀行、ファイナンスサービス事業者を含む)
基準準拠検証
メンバー銀行のDX支援で、SBVが発行したICカード基準(VCCS)の準拠検証

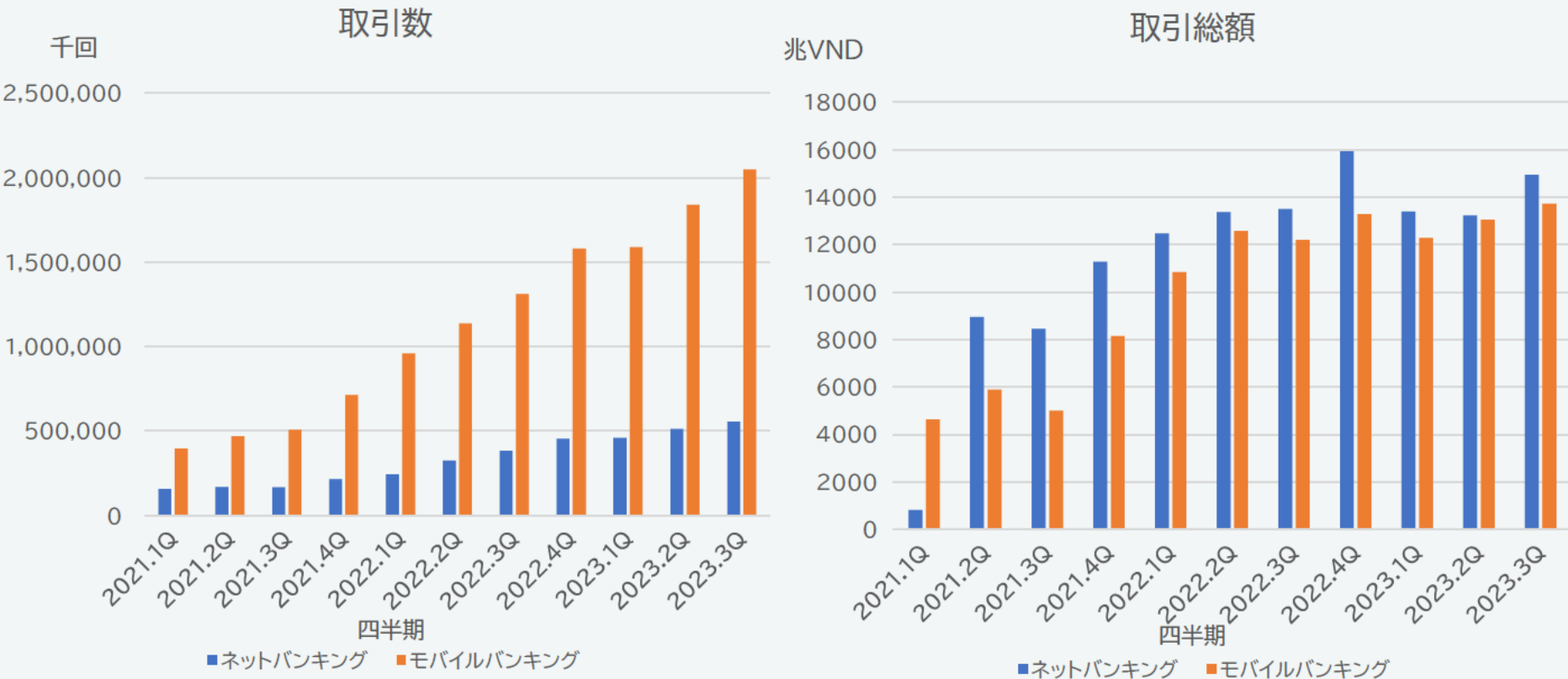
- 決済仲介サービス事業者向け -

E-wallet入出金
- デビットカード・クレジットカード・銀行口座から入金・決済のサービス - 加盟事業者:36社
ペイメントゲートウェイ
- メンバー機関が発行するクレジットカード等で、オンライン取引の支払いの処理 - 送金手段:国内クレジットカード、銀行振込、E-walletやデジタルバンク経由で支払い - 加盟事業者:36社
VietQR
次ページ以降参照

Covid-19のパンデミックを経てモバイルバンキング・インターネットバンキングの利用が急増している。高まっている需要に応えるために、NAPASが決済インフラの安定化・向上に注力しているが、休日の直前などの繁忙期に大量の取引が集中した場合はエラーが発生するなど課題がある。

例えば、2023年1月(ベトナムの旧正月前)には、前月と比べて取引数が約20%増加していた。このような時期には、多くの銀行のオンライン送金サービスは混雑状態にあり、ログインできなかつたり、取引を実行できなかつたりというエラーが発生していた。NAPASによると、その原因は、一部の銀行の処理が同期されない状況が発生したためとのことである。

モバイルバンキング・インターネットバンキングの利用状況(2021～2023)



出所) Nhan Dan Newspaper, "Many payment transactions reported errors as Tet holiday approaches" <https://nhandan.vn/sat-tet-nhieu-giao-dich-thanh-toan-bao-loi-post-735505.html>、2023/09/19閲覧
State Bank of Vietnam, "Payment Statistics – Domestic Internet Banking and Mobile Banking Transactions"
<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/tk/hdtt/gdiam?.afrLoop=40955627112117466>、2023/09/19閲覧

NAPASは、クロスボーダーのカード決済のスイッチング・POSサービスを提供している。具体的には、国際カードが使用された場合のベトナム国内取引の処理に加えて、海外での取引のスイッチング・POSサービスも提供している。

NAPASの国際決済システム接続の概要

国際決済システム接続サービス	
概要	加盟銀行
- 国際カードブランド運営企業(Visa、Mastercard、JCB、UnionPay International、American Express) との国際カード取引のためのスイッチング/POSサービスである。 - SBVの通達19(Circular No.19/2016/TT-NHNN)第24 条第 2 項の規定に準拠。 - 対象取引: ➢ ATMでのキャッシング・残高照会 ➢ 商品・サービス支払い	- Agribank - Asia Commercial Bank (ACB) - Military Bank (MB) - Techcombank - VPBank - Kookminbank (KB) - Viet Capital Bank - Oriental Commercial Bank (OCB)
国際決済カード発行会社との国際スイッチング/POSサービス	
概要	参加事業
- NAPASカードのユーザーは国際カードの運営会社のネットワークで取引できるようになり、逆に、国際カードのユーザーは NAPAS 加盟組織のATM/POS ネットワークで取引を可能にするサービス。 - 対象取引: ➢ ATMで現金引出し・残高照会 ➢ 商品・サービス支払い	- UnionPay International (中国) - Discover (アメリカ) - ITMX (タイ) - Asian Payment Network (APN) (APN加盟国:ASEAN、中国、日本、韓国、スリランカ、オーストラリア) - BC card (韓国) - Laoviet Bank (ラオス)

出所) NAPAS公式サイト「国際決済システム接続サービス」, <https://napas.com.vn/dich-vu-chuyen-mach-quoc-te-182220813102143633.htm>, 2023/09/19閲覧

NAPASは、Visa、Mastercardのようなカードブランド運営会社としての側面もある。現在、NAPAS CARDは国内取引のみ使用できるが、韓国では既に提携企業間でカードが利用できるなど海外での使用に向けた取り組みも行われている。

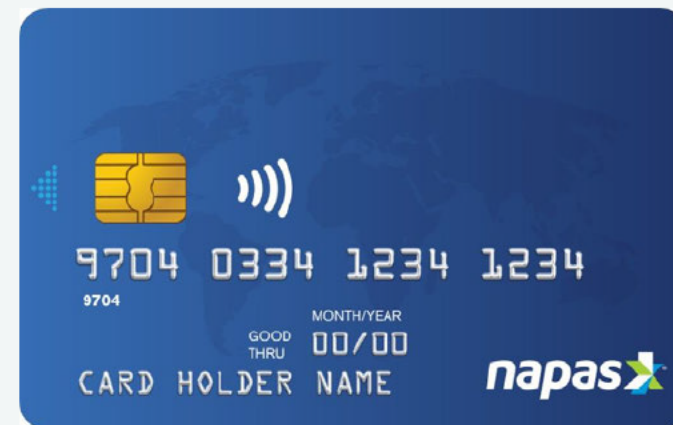
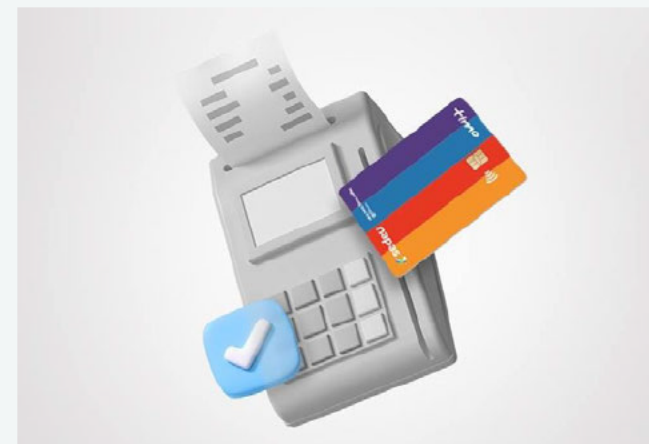
NAPAS CARDについて

【基礎情報】

- NAPAS カードとは、NAPASとベトナム国内銀行と連携して発行するキャッシュカード・デビットカードである。
 - 銀行はカード発行主体
 - NAPASはカードブランド運営主体(Visa, Mastercardと同様)
- EMV規格に準拠したICチップを搭載。
- コンタクトレス機能を有する。

【今後の方向性】

- 公共交通機関での支払い機能を開発するという提案がある。
- また、韓国企業 BC Card と提携して、韓国で NAPAS カードを使用できるようになった(少額取引向け)。両社は将来的にベトナムでもBCカードを利用できるシステムを開発する予定。



引用元) Timo, 「NAPASカードについて」 <https://timo.vn/blogs/timo-debit-atm-napas/napas-la-gi/>、2023/09/19閲覧

2021年6月にNAPAS247と共に公表されたVietQRは、NAPASの決済システムを利用した即時QRコード決済サービスであり、参加企業は銀行と通信事業者である。また、QRコードが標準化されているため相互互換性が担保されている。

2023年8月から、VietQRCashというQRコードで現金引出しサービスを開始。

VietQRの概要

項目	概要
事業開始	2021年6月15日
表示モード	Merchant-presented Mode
基準	EMV Co. SBVが定めた基準(SBV決定1928号)
相互互換性	加盟銀行の間には相互互換あり
対象	銀行、通信事業者(Viettel Payなど) ※決済サービス事業者は不参加
参加機関数	55行: - 送金と受取が可能な銀行:40行 - 受取のみ可能な銀行:15行

VietQRCashについて

- NAPAS カード無しでも、モバイルバンキングアプリを経由してATMで現金の引出しができるサービス。銀行間ATMネットワーク上で取引可能。
- 銀行間ATMネットワーク上で引出し取引を行うことができ、柔軟性と利便性が担保されている。
- VietQR コード標準は、ベトナム国立銀行が発行した QR コード ベース標準に準拠。
- 取引上限額と手数料体系は、NAPAS カードを使用した ATM 引出しの現在の規制と同様。
- 加盟銀行:9行
(Vietcombank, BIDV, VietinBank, Agribank, Saigonbank, National Citizen Bank (NCB), Nam A Bank, Sacombank, ACB)

出所) NAPAS、NAPASとパートナー銀行によりVIETQR及びリアルタイム送金サービスNAPAS247の立上、<https://napas.com.vn/napas-va-cac-ngan-hang-chinh-thuc-ra-mat-thuong-hieu-vietqr-va-dich-vu-chuyen-tien-nhanh-napas247-bang-ma-qr-182755.htm>, 2023/12/22閲覧
NAPAS、VietQR公式サイト、<https://vietqr.net/>, 2023/12/22閲覧

2023年12月末時点、VietQRは、ASEAN内ではタイとカンボジアと相互運用性を確保した。

- 2019年のBOTとSBVのMoUに続き、2021年3月26日から、ベトナムとタイは相互運用可能なQRコード決済サービスを開始した。このサービスにより、両国の観光客は参加銀行のモバイルバンキングアプリを通じて、それぞれの標準QRコード(Thai QR PaymentとVietQR)をスキャンすることで、商品やサービスの支払いを行うことができる。このサービスは、国境を越えた取引を可能にしており、迅速、便利、低コストの代替決済手段として機能する。
(詳細は下表参照)
- また、2023年12月3日に、ベトナム・カンボジア間のQRコードを利用した二国間リテール決済接続を発表した。カンボジアのユーザーは、Bakongアプリを通じてベトナムでVietQRコードをスキャンし、KHRで支払うことができる。一方、ベトナムのユーザーの場合は、BIDV・Sacombank・TP Bankの顧客のみ、カンボジアでKHQRを使用することができる。為替レートは市場レートより優遇的。

VietQRとThai QR Paymentの連携の概要

タイ側の加盟銀行	ベトナム側の加盟銀行
- Bangkok Bank - Bank of Ayudhya - Krung Thai Bank その他関心表明した銀行： - CIMB - Kasikornbank - Siam Commercial Bank	- TP Bank - BIDV - Sacombank - Vietinbank - Techcombank - Nam A Bank

Thai QR Paymentの海外での支払いの流れ

STEP 1	ペイメントアプリ起動
STEP 2	店頭でQRコードをスキャン
STEP 3	外貨で支払い金額入力
STEP 4	アプリで(ユーザーの)現地通貨の金額で表示
STEP 5	受取人の情報と支払い金額を確認
STEP 6	取引実行し、支払い完了メッセージ通知

出所) Financial & Monetary Market Review, "Vietnam and Thailand connects QR code payment systems for cross-border transactions" <https://thitruongtaichinhthiente.vn/viet-nam-va-thai-lan-ket-noi-lien-thong-ma-qr-de-thanh-toan-ban-le-xuyen-bien-gioi-33878.html>, 2023/10/25閲覧
Bank of Thailand, "Development of CBDC at Bank of Thailand" (October 2023) 2023/10/25閲覧
Banking Newspaper, "Vietnam and Cambodia announces bilateral connection of retail payment systems using QR code" <https://thoibaonganhang.vn/viet-nam-campuchia-cong-bo-ket-noi-thanh-toan-ban-le-song-phuong-su-dung-ma-qr-code-147067.html>, 2023/10/25閲覧
© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

2.ベトナム調査

2-1.決済インフラ調査

2-2.クロスボーダー決済の現状調査

2-2-1.実態把握

2-2-2.国際基準への準拠

ベトナムでは2021年に18兆USDの送金を受けるが、送金は1億9200万USDにとどまる。

- ・ 送金額上位国の1位はアメリカ(2021年に7.9兆USD)、2位は日本(1.7兆USD)。
- ・ 主要な受取先は、タイ(1位、8800万USD)、バングラデシュ(2位、2000万USD)、インドネシア(3位、1400万USD)とアジアの周辺国が主である。

TOP10送付先

Sending country	Remittance amount (2021, million USD)
United States	7895
Japan	1720
Australia	1444
China	1366
Canada	960
Korea, Rep.	919
France	758
Germany	680
Malaysia	482
Czech Republic	329

TOP10受取先

Receiving country	Remittance amount (2021, million USD)
Thailand	88
Bangladesh	20
Indonesia	14
China	13
Japan	12
India	8
United States	8
Korea, Rep.	6
Nepal	6
Myanmar	6

- クロスボーダー決済に関与するプレイヤーは、一般的に次の3種類に分けられる：
- 最もよく利用されているのは大手銀行が行っているサービス。主にSWIFTで送金を行うが、SWIFT以外に「Fast Transfer Service」も提供している。また一部の銀行は、海外送金専用の子会社を設立している。
 - 中間決済サービス事業者(e-Wallet等)や特定の地域に活動している資金移動事業者は、銀行等と連携してサービスを提供している。
 - 近年、クロスボーダー取引を円滑にするためのAPIやプラットフォーム開発をしているFinTech企業が増加傾向にある。

関連事業者・プレイヤー

カテゴリー	概要	主要プレイヤー
商業銀行・ 商業銀行の子会社である送金会社	- 最も普及している - SWIFT以外にFast Transfer Serviceも提供している	- 大手銀行：BIDV, Vietcombank, Vietinbank 等 - 国際送金や金融DXに注目する民間企業：Sacombank, Dong A Bank, VPBank等
中間決済サービス事業者(e-Wallet等) その他資金移動事業者	- 銀行又はFinTech企業と連携してサービス提供 - 小規模の資金移動事業者	- e-Wallet: Momo, VnPay, ZaloPay 等 - 特定の国・地域に特化した事業者 例：日越送金専用事業者 DCOM Express, Kyodai Remittance, SBI Remit 等
その他(FinTech企業 等)	銀行・eWallet向け国際送金の支援(POSやAPIサービス提供)	- Timo(デジタルバンク) - FinFan(クロスボーダー取引API開発) - OnePay(国際カード支払い等決済ソリューション開発) - OneFin(e-Wallet・キャッシュレス決済ソリューション開発)

VCBグループの1つであるVCB-Money社は多通貨決済サービスを提供しており、従前の国際送金・決済や外貨取引等のサービスに加え、請求書払いや給与支払いなどのサービスも提供している。

他の海外送金サービスは、海外パートナーと連携して(韓国－みずほKorea、欧州－BP Remit、アメリカ－TNMonex)事業を展開している。

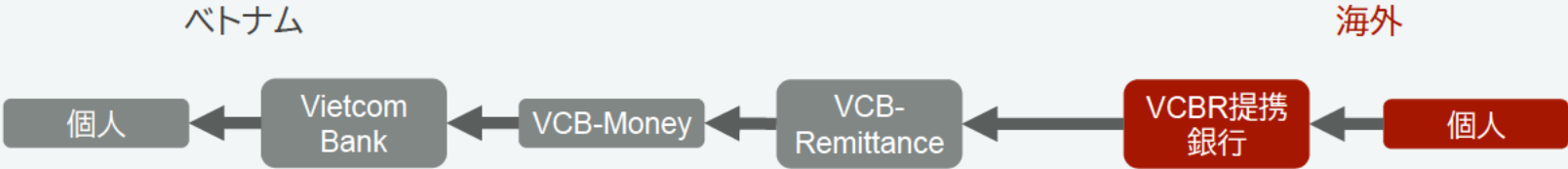
なお、VCBは海外からの送金受取を行うVCB Remittance (VCBR)というサービスを開発したが、現時点では海外への送金はできない。

VCB-Moneyの概要

項目	内容
事業内容	VCBが開発した電子マネー事業
提供サービス	- 残高、明細書の照会/印刷 - 取引履歴照会 - 決済指図の処理 - 給与支払い - 国際送金 - 外貨交換
サービス料金	- 年会費 100万VND (税抜) - 手数料、為替レートなどはVCBの通常レートを適用

VCB-Remittanceの概要

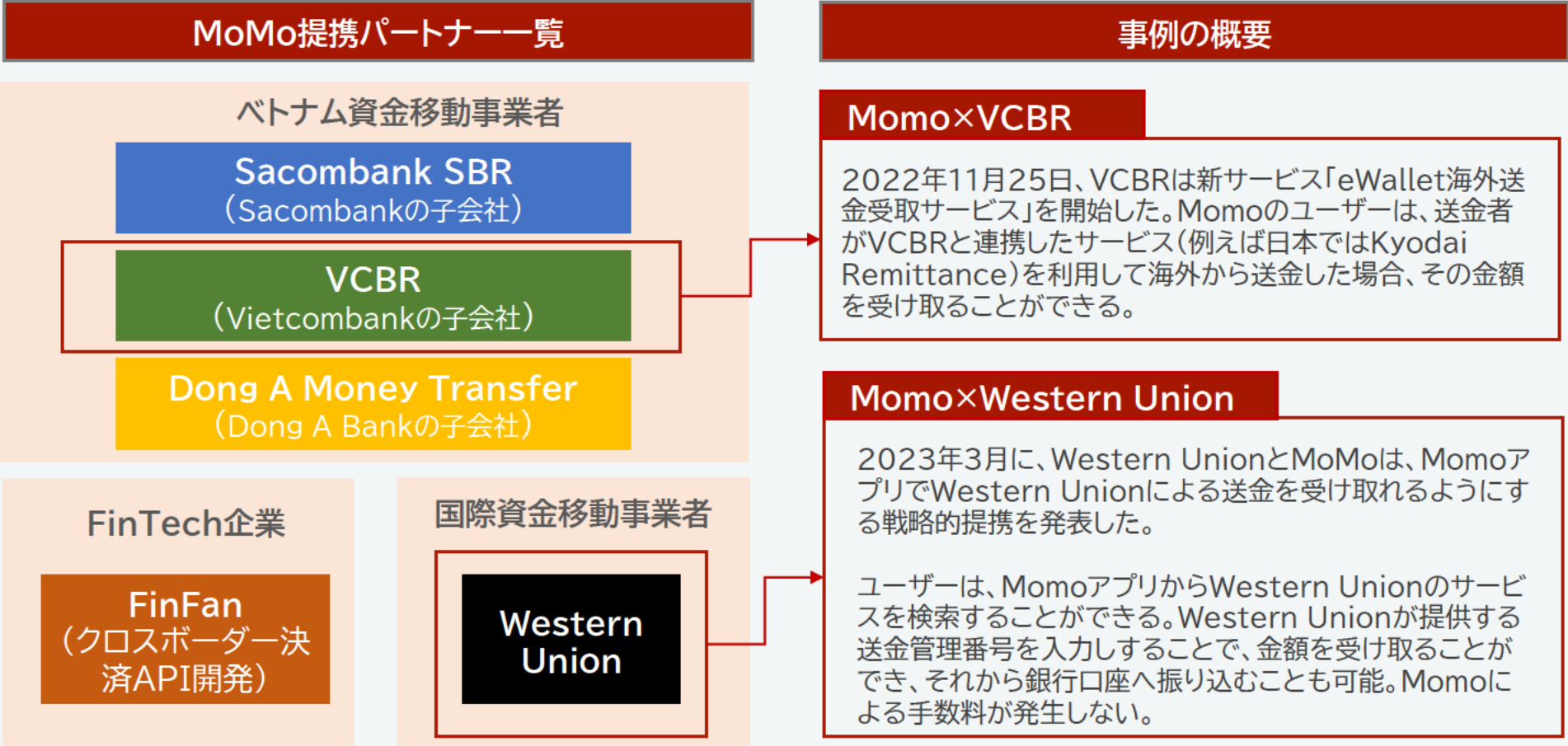
項目	内容
事業内容	- 海外からの資金受取 - VCBの海外パートナーから、VCB国内の口座へ送金する事業
対象通貨	EUR、USD、AUD、JPY、VND
受取方法	- 支店窓口(VCBの支店) - 銀行振込 - E-wallet - 現金(COD)
サービス料金	- 送金元:送金を行う機関の手数料を適用 - 送金先:無料



出所) ベトナム中央銀行、決済システム、<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/paytreasury/paysystem/psobcb?>、2023/12/22閲覧
Vietcombank、VCB-Moneyサイト、<https://portal.vietcombank.com.vn/Corporate/Financial/Pages/VCB-Money.aspx?devicechannel=default>、2023/12/22閲覧
Vietcombank、VCB-Moneyの手数料、<http://www.vietcombank.com.vn/FI/Documents/Ngan-hang-dien-tu.pdf?1>、2023/12/22閲覧
Vietcombank、国際送金(VCBR)サイト、<https://portal.vietcombank.com.vn/en-US/Personal/MoneyTransfer/remittances-money/Pages/Money-receive-with-VCBR.aspx?devicechannel=default>、2023/12/22閲覧

ベトナムの大手e-walletサービスプロバイダとして、Momo、ZaloPay等は国境を越えた取引をカバーする事業の拡大を検討している。特に、Momoは、Western Unionや、国内の資金移動事業者VCBRと連携して、Momoのアカウントで海外からの送金受取が可能になっている。

Momoのクロスボーダー決済に関する取り組み

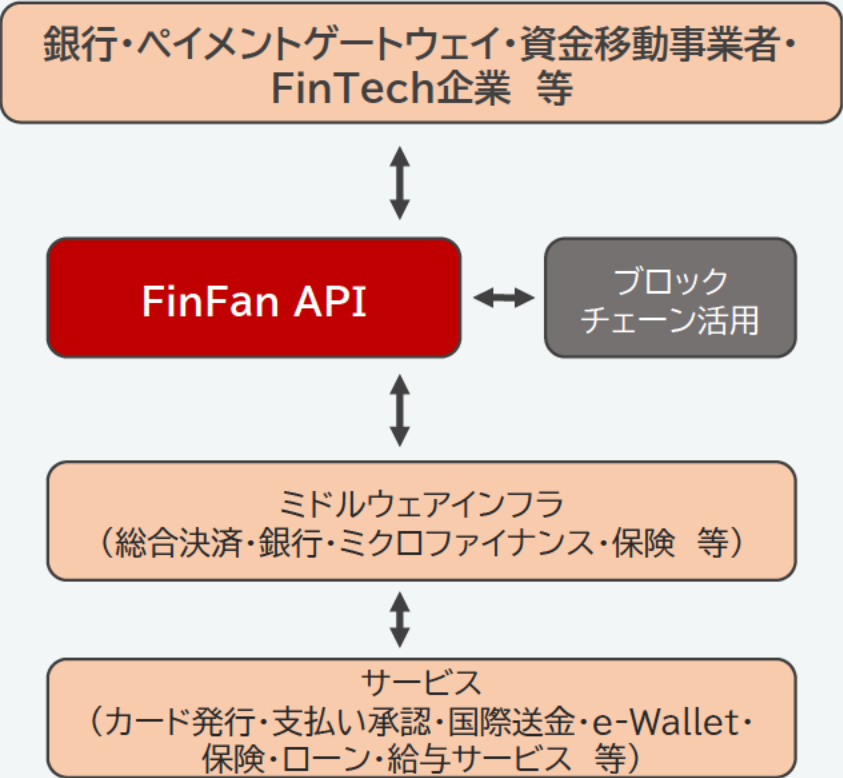


出所) Businesswire, "Western Union Money Transfers Now Available on MoMo App" <https://www.businesswire.com/news/home/20230320005351/en/Western-Union-Money-Transfers-Now-Available-on-MoMo-App> 2024/01/11閲覧
VCB公式サイト, "VCBR Announces New Service: Receiving Remittance through Momo" <https://vcbr.com.vn/tin-tuc/vcbr-ra-mat-san-pham-moi-dich-vu-chi-tra-vao-vi-dien-tu.html>, 2024/01/11閲覧
Momo公式サイト, "Overseas Transfer Services" <https://momo.vn/nhan-tien-quoc-te>, 2024/01/11閲覧

金融機関や決済サービス間の競争が激化する中、IT統合ソリューションへの需要も高まっており、FinFan, OnePay, OneFinのようなFinTech企業が数多く誕生している。

FinFanは、ブロックチェーン技術を活用してクロスボーダー決済ソリューションを提供している事業者である。海外から(MoneyGram、Remitlyなどを經由して)ベトナムの受取人のMomo口座への送金サービスを提供しており、100か国以上で利用可能。

FinFanの事業範囲



FinFanの取り組み例(海外⇒Momoへ送金)

STEP 1	送金方法を選ぶ: ① オンライン(アプリ又はウェブサイト) ② FinFanのパートナー企業(MoneyGram、Paysend、SmallWorld、Remitly など40社以上)の取引カウンター
STEP 2	送金人と受取人の情報入力
STEP 3	金額入力
STEP 4	受取方法では「Momo e-wallet」を選び、受取人の電話番号を入力
STEP 5	振込完了の確認

出所) FinFan公式サイト、「Momoで海外から送金の受取加納」 <https://finfan.vn/News/nhan-kieu-hoi-tu-finfan-khong-con-rao-can-de-dang-hon-thong-qua-vi-dien-tu-momo-3062>、2023/10/25閲覧
FinFan公式サイト、「Global Solution事業内容」<https://finfan.vn/ForGlobal>、2023/10/25閲覧

多くの人は銀行の国際送金サービスを利用しており、手数料や処理時間が課題となる。
また、ベトナムでは、AML対策として、国際送金の際に、資金元の証跡（給与明細等）が求められるため、ユーザーに対して手続きが煩雑という課題もある。

クロスボーダー送金における課題

項目	ベトナムでの課題例		
手数料（VND） ※Vietcombankの例	送金		0.2%（最低5USD、最大200USD）+ 10～40 USD/回
	受取	VNDで受取	0.05%（最低2USD、最大70USD）
		USDで受取	0.05%（最低2USD、最大70USD）+ 0.15%（最低2USD）
		他の通貨で受取手数料	0.05%（最低2USD、最大70USD）+ 0.40%（最低3USD）
処理時間	- SWIFT：数日 - MoneyGramなど：約10分		
手続きが煩雑	AML対策として、送金時には給与明細、資金元の証跡が求められる。		

出所) Vietcombank, “Overseas money transfer fees (for individual customers)”
<https://portal.vietcombank.com.vn/content/personal/BieuPhi/D%E1%BB%8Bch%20v%E1%BB%A5%20t%E1%BA%A1i%20Qu%E1%BA%A7y/D%E1%BB%8Bch%20v%E1%BB%A5%20chuy%E1%BB%83n%20ti%E1%BB%81n%20nC6%B0%E1%BB%9Bc%20ngo%C3%A0i/BP%20dich%20vu%20chuyen%20tien%20nuoc%20ngoai.pdf>、2023/10/25閲覧
Vietcombank, “Overseas money transfer handbook” [https://portal.vietcombank.com.vn/content/personal/KhoAnh/Chuyen%20tien/3\[KH\]%20C%E1%BA%A9m%20nang%2019.12Pre%20\(1\).pdf](https://portal.vietcombank.com.vn/content/personal/KhoAnh/Chuyen%20tien/3[KH]%20C%E1%BA%A9m%20nang%2019.12Pre%20(1).pdf)、2023/10/25閲覧

2022年に新しいマネーロンダリング防止法(AML)が導入され、2012年のAML法に代わって2023年3月から施行された。新しいAMLには電子取引に対するいくつかの規制が含まれている。更に、2023年7月に、SBVは新しいAMLの一部の条項の実施に関するガイダンス発行した (Circular9/2023/NHNN)。

ベトナムAML法(2022年)の注目ポイント

項目	2022年AMLによる規制	Circular9によるガイドライン
マネーロンダリングリスク評価・クライアントリスク分類	- 対象事業者(報告主体)はリスク評価を実施し、マネーロンダリングリスク管理手順の策定が義務付け - 顧客分類について、低・中・高リスクのレベルによる顧客分類の規則と、各リスクレベルに応じて適用される対策を導入	- 銀行、送金事業者等の内部リスク管理部門向けに、各取引におけるマネーロンダリング・リスクを評価するため主要クライテリアを示す。 (クライテリア例) 取引が行われている事業セクター、国や地域、送金する個人又は企業の事業分野、提供している商品やサービス 等 - リスク・スコアリング方法を提案する。 - SBVは1～5のスコアリングシステムを推奨。高リスクの顧客との取引は上級管理職が監督され、十分な情報を収集する必要。
KYC要件	KYC対策の実施が義務化(デジタル決済事業者、投資・保険事業者、為替サービス事業者等が対象)	
企業内部のAML防止対策に関する規制	- 新AML法は、第三者の活動に関する条件を定めている。 「第三者サービスプロバイダ」又は「委託先」とは、報告主体の代わりに顧客情報取り扱いやデューデリジェンスを行う事業者。	- 企業は、以下の要件を含め、事業規模や範囲に適したAML防止対策を導入する必要。 - 対策の目的・スコープを明記 - 企業のマネーロンダリングリスク特定・評価 - 顧客リスクスコアリング - 各リスクレベルに対する取り扱い方法 - 新規商品・サービスのマネーロンダリングリスク検証 - 不審取引対策
疑わしい取引の報告	- 不審な取引等の対策に関する規定の強化(e-Wallet等も対象) - 高額の子取引も報告の対象となる - 不審取引の疑いの場合、取引開始日から03営業日以内に取引延期を適用	- ベトナムの企業は、以下の場合、電子資金振替報告する必要がある： - 取引当事者がベトナム国内に在住し、送金額が5億 VND(約300万JPY) - 取引当事者はベトナム国外に居住し、送金額が1,000USD以上。

決済システムの基準に関して、SBVは、2020年までにIBPSがISO20022に準拠する計画を策定したが、詳細な情報は非公開であった。

QRコード決済の基準に関して、VietQRはEMV Co.に準拠している。また、VietQRはあくまで統一化された標準を示しており、多くの決済サービス事業者はVietQRのオープンソースコードを基に決済ソリューションを開発している。

国際基準の準拠状況

対象	国際基準	準拠状況
銀行間決済システム (IBPS)	ISO20022	2016年、SBVは2020年までにIBPSがISO20022に準拠する計画を策定した。 - 現時点、BIDV等一部の銀行が自行の決済システムがISO2022に準拠していると発表しているが、銀行セクター全体の導入状況は公表されていない。
QRコード決済	EMV Co.	- NAPASが開発したVietQRはEMV Co.に準拠している。 - 現在、ベトナムではVietQRがQR決済の事実上の標準コードとなっている。ZaloPay、Momo等多決済サービスプロバイダは、VietQRのソースコードに基づいて決済システムのAPIを開発している。 (参考)2018年に、SBVはQRコード決済に関する基準(TCCS 03:2018/NHNNVN)を発行した。(SBV決定1928/QD-NHNN) ベトナム国内で使われる決済システムの全てはSBVの基準を準拠しなければならない。

出所) SBV公式サイト、” Current status using financial messaging and proposed roadmap for applying the international financial messaging standard ISO 20022 in Vietnam”
<https://sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/rm/apph/tcnh/tcnh.chitiet?dDocName=SBV31417>、2024/01/12閲覧

NAPAS公式サイト、”NAPAS introduced VietQR at the Seminar on Digital Transformation in the Banking Sector” <https://napas.com.vn/napas-gioi-thieu-vietqr-tai-su-kien-chuyen-doi-so-nganh-ngan-hang-182842.htm>、2024/01/12閲覧

3.インドネシア調査

3-1.市場調査

3-1-1.市場調査、経済性の評価

3-1-2.法制度調査

3-2.競合動向調査

3-3.決済インフラ調査

3-4.クロスボーダー決済の現状調査

一般情報

面積	1,910,931,000 m ² (1,910,931 km ²)
人口	275,501,339 人
行政区分	38 州, 98 市 416 県, 7,281 郡 17,001 島
首都	ジャカルタ
公用語	インドネシア語
GDP	1,319.1 billion USD (世界銀行, 2022)
GDP成長率	5.3% (世界銀行, 2022)
スマートフォン利用率	82.3% (Statista, 2023)
インターネット利用率	77.7% (Statista, 2023)
為替レート	USD 1 ≈ IDR 15,737 (BI, 2024)



インドネシア周辺地図

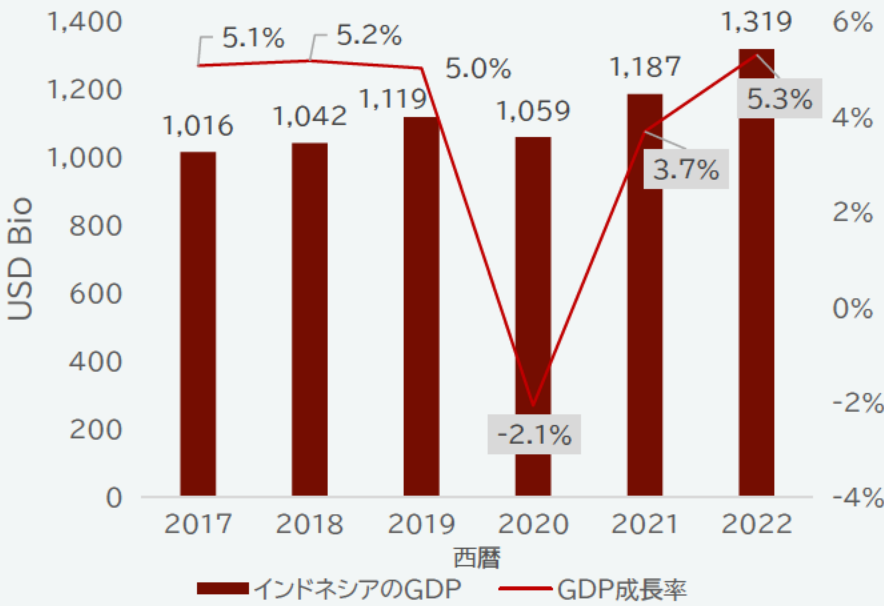
IPC許諾番号：
「PL1702」

上位5地域	ジャカルタ	西ジャワ	東ジャワ	中部ジャワ	北スマトラ
GRDP 2022 (billion IDR)	3,186,469	2,422,782	2,730,907	1,561,318	955,190
人口 (2022)	10,679,951	49,405,800	41,150,000	37,032,400	15,115,200
主要都市	東ジャカルタ 西ジャカルタ 南ジャカルタ	バンドン チマヒ ブカシ	スラバヤ マラン パスルアン	スマラン スラカルタ テガル	メダン マナド トゥビン・ティンギ
面積	664 km ²	35,377 km ²	47,803 km ²	32,800 km ²	72,981 km ²

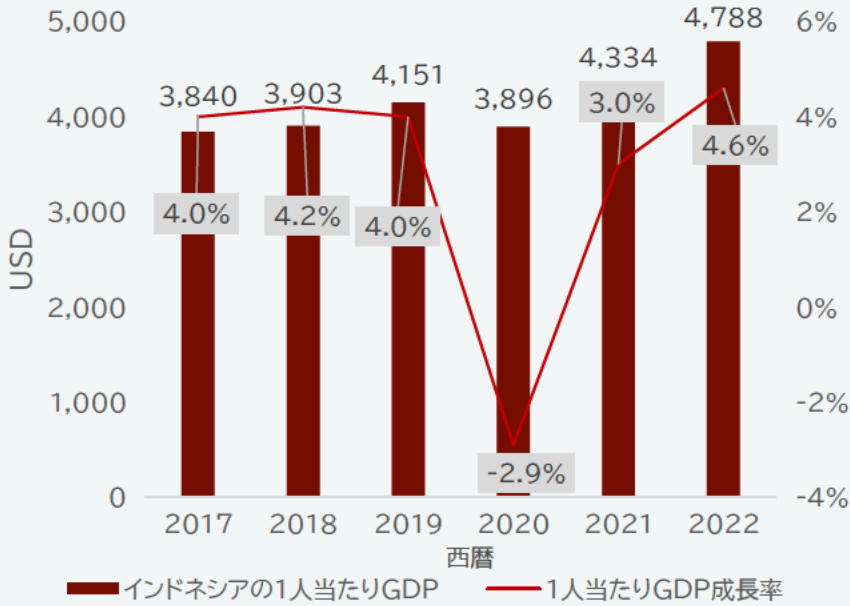
備考:上位5地域はGRDPによる、BIはインドネシアの中央銀行・金融当局、GDPは国内総生産、GRDPは域内総生産を指す
出所) World Bank, GDP (Current US\$) - Indonesia, <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=ID>, 2024/02/21閲覧
Statista, Indonesia Smartphone Users, <https://www.statista.com/statistics/321485/smartphone-user-penetration-in-indonesia/>, 2024/02/21閲覧
Statista, Indonesia Internet Penetration, <https://www.statista.com/statistics/254460/internet-penetration-rate-in-indonesia/>, 2023/02/21閲覧
BI, Exchange Rate, <https://www.bi.go.id/id/statistik/informasi-kurs/transaksi-bi/default.aspx>, 2024/02/21閲覧

インドネシアのGDP及び1人当たりGDPは、Covid-19のパンデミックまでは増加傾向にあった。パンデミック時の減少は、一般的な商取引や建設関連事業の減少に加えて、主に輸送事業に影響を受けた。ただし、規制緩和による経済活動の回復に合わせ、2021年と2022年には、GDPと1人当たりGDPは再び増加傾向に転じた。

GDP及びその成長率
(2017-2022年)



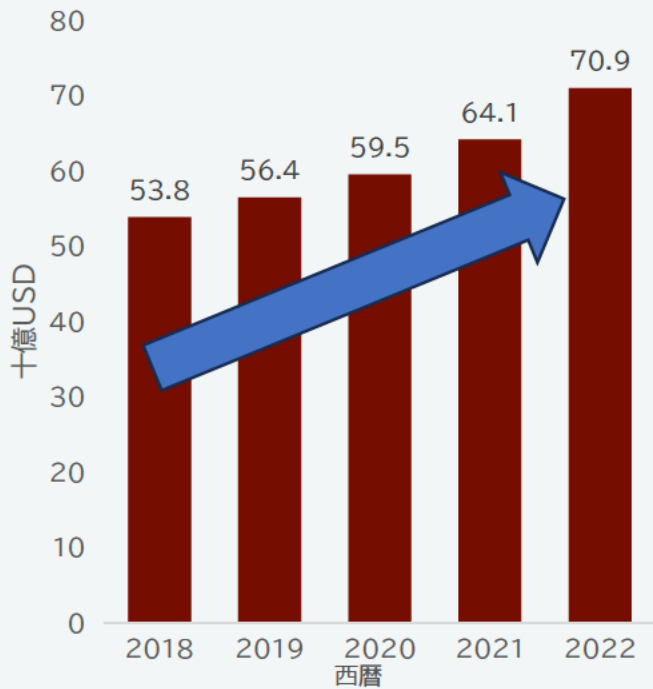
1人当たりGDP及びその成長率
(2017-2022年)



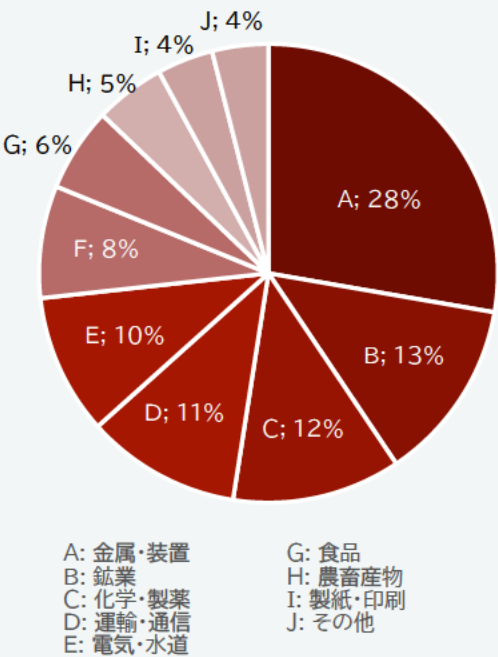
出所) World Bank, GDP (Current US\$) - Indonesia, <https://databank.worldbank.org/reports.aspx?source=2&series=NY.GDP.MKTP.CD&country=IDN>, 2023/07/17閲覧
BPS, GDP, <https://www.bps.go.id/pressrelease/2021/02/05/1811/ekonomi-indonesia-2020-turun-sebesar-2-07-persen--c-to-c-.html>, 2023/07/25閲覧

インドネシアにおけるFDI（海外直接投資）は増加傾向にあり、金属・装置業界の割合が最も大きい。
国別では、シンガポールと中国がFDI全体の50%近くを占める。

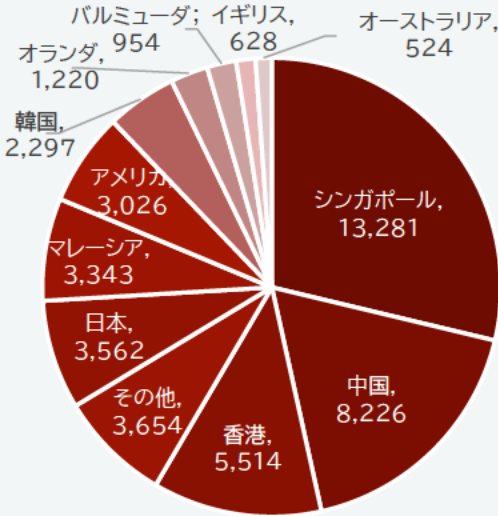
インドネシアのFDI
(2017-2022年)



業種別FDI
(%, 2022年)



国別FDI
(十億USD, 2022年)



出所) BKPM Indonesia Foreign Direct Investment, https://nswi.bkpm.go.id/data_statistik, 2023/07/17閲覧

インドネシアには、主にBI、OJK、MoF、LPSの4つの金融行政機関がある。
各機関は、インドネシアの安定的な金融・銀行業務をサポートするため、それぞれ独自の機能を有している。

インドネシアの金融行政機関

インドネシアの金融行政機関				
	BANK INDONESIA (BI) インドネシア中央銀行	OTORITAS JASA KEUANGAN (OJK) インドネシア金融サービス庁	LEMBAGA PENJAMIN SIMPANAN (LPS) インドネシア預金保険機構	KEMENTERIAN KEUANGAN (MoF) 財務省
機関	独立した公的機関	独立した公的機関	独立した公的機関	インドネシア政府の省
報告機関	インドネシア国会(DPR)と 会計検査院	インドネシア国会(DPR)と 会計検査院	大統領	大統領
機能	ルピアの価値を安定させ、 維持すること。	金融サービスのセクター (銀行セクターだけでなく、 資本市場や保険、年金基 金、金融機関、その他の金 融サービス機関など、ノン バンクの金融サービスセク ターを含む)における全て の活動に対して規制・監督 すること。	顧客による預金(例えば、 貯蓄口座、定期預金、当座 預金、預金証書、及び/又 は、同様の特徴を有する他 の預金形態)を保証し、そ の権限を活用して銀行シス テムの安定性を維持するこ と。	財政及び資産の分野にお ける行政事務を遂行し、大 統領の政府運営を支援す ること。

備考: 独立した公的機関は、政府組織外に位置づけられ、各国家機関の機能を支援している。

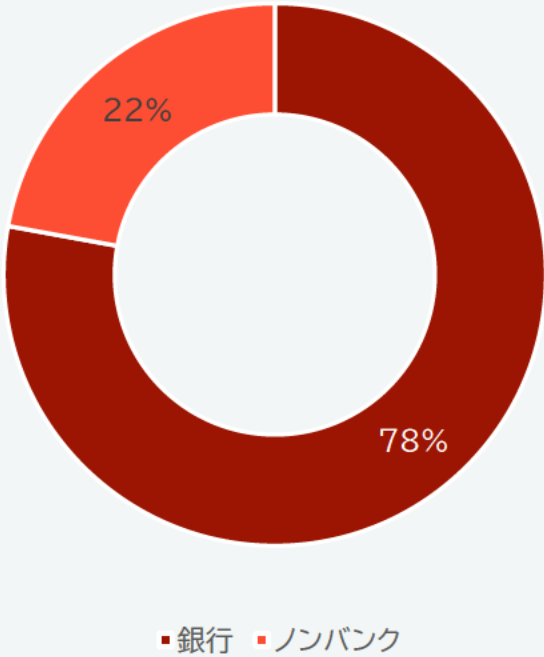
インドネシアの金融システムの安定性に関するIMFの報告書によると、銀行システムにおける資産はGDPの約72%に相当し、それらは金融システムにおいて重要な役割を果たす金融コングロマリットによって支配されている。

インドネシアの金融機関

中央銀行 – Bank Indonesia			
銀行	都市銀行 & シャリア銀行	政府系	都市銀行 – 一般的な金融機関に投資機能を加えたもの シャリア銀行 – シャリア原則※に基づく金融機関全般
		民間	
		外資	
		デジタルバンク	主にオンラインで事業を展開する銀行
		地方銀行（BPR）& シャリア地方銀行	
ノンバンク	質屋		以下の1つ以上の機能・役割に分かれている金融機関（ノンバンク機能）： 1) 資金調達 2) 信用保証 3) 貯蓄 4) 融資申込 5) 金融活動の実施
	有価証券		
	協同組合		
	年金基金		
	リース		
	ベンチャーキャピタル		
	保険		
	FinTech		

各金融機関の資産比率

合計 = 14,272 兆IDR



※注: 金融機関におけるシャリア原則とは、4つのイスラム原則(正義、平等なパートナーシップ、透明性、普遍性)に基づいている。シャリアの原則では、ギャンブル、不確実性/賭け、リバ(利子など)を禁じている。

出所) IMF, Indonesia: Financial System Stability Assessment-Press Release and Statement by the Executive Director for Indonesia, <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/06/12/Indonesia-Financial-System-Stability-Assessment-Press-Release-and-Statement-by-the-Executive-44981>, 2023/07/25閲覧
VOI, Mengenal Macam-macam Lembaga Keuangan di Indonesia, <https://voi.id/lifestyle/128263/mengenal-macam-lembaga-keuangan-di-indonesia>, 2023/07/25閲覧
OJK, Statistik Perbankan Indonesia - April 2023, <https://ojk.go.id/id/kanal/perbankan/data-dan-statistik/statistik-perbankan-indonesia/Pages/Statistik-Perbankan-Indonesia---April-2023.aspx>, 2023/07/28閲覧
OJK, Statistik IKNB Periode April 2023, <https://ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/statistik-iknb/Pages/Statistik-IKNB-Periode-April-2023.aspx>, 2023/07/28閲覧

インドネシアの決済システムサービス事業者は、利用者による円滑な決済を行う決済サービス事業者と、資金移動関連のインフラを取り扱う決済システムインフラ事業者の2つに分類される。

インドネシアの決済システムサービス事業者の説明(1/2)

分類	規制	区分	説明
決済サービス事業者“PSP” (1/2)	BI 規制番号 23/6/PBI/2021	許可区分1	サービス利用者へ以下の決済取引サービスを提供する銀行又はノンバンク機関: (a)口座情報サービス(AIS) (b)支払開始及び/又はサービスの取得(PIAS) (c)口座開設サービス(AINS) (d)送金サービス 許可区分1の最低払込資本金(初期投資)は、少なくとも150億IDR
		許可区分2	サービス利用者へ以下の決済取引サービスを提供する銀行又はノンバンク機関: (a)口座情報サービス(AIS) (b)支払開始及び/又はサービスの取得(PIAS) 許可区分2の最低払込資本金(当初資本金)は、少なくとも50億IDR

備考:
口座情報サービス(AIS)は、利用者の同意と承認を得て、支払を行うための資金源に関する情報を提供する。
支払開始及び/又はサービスの取得(PIAS)は支払取引のフォワーディングが含まれる。
口座発行サービス(AINS)は、支払取引の承認の実施をカバーする。
送金サービスには、送金サービスプロバイダが管理する口座から資金源がない資金の送金注文の受け付け及び実行が含まれる。
決済サービス事業者は、イシュアー、アクワイアラー、ペイメントゲートウェイ、e-Walletプロバイダ、資金移動プロバイダもカバーするフロントエンド取引に焦点を当てる。
一方 決済システムインフラ事業者は、プリンシパル、スイッチング会社、清算事業者、決済事業者をカバーするバックエンド取引に重点を置く。
プリンシパルとは、イシュア、アクワイアラーとして決済ネットワークのメンバー間のシステムを管理する事業者の総称である。

出所) BI, Payment System Service Operators, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/perizinan/default.aspx>, 2023/07/13閲覧

インドネシアの決済システムサービス事業者は、利用者による円滑な決済を行う決済サービス事業者と、資金移動関連のインフラを取り扱う決済システムインフラ事業者の2つに分類される。

インドネシアの決済システムサービス事業者の説明(2/2)

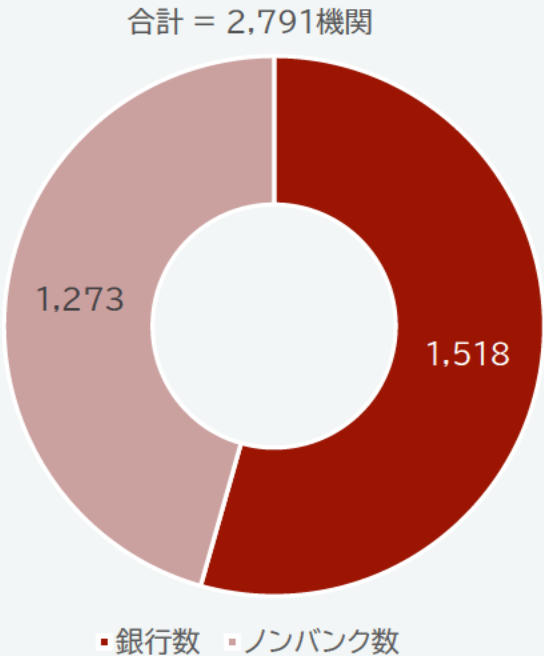
分類	規制	区分	説明
決済サービス事業者“PSP” (2/2)	BI 規制番号 23/6/PBI/2021	許可区分3	サービス利用者へ以下の決済取引サービスを提供する銀行又はノンバンク機関: (a)送金サービス (b)その他BIが決定したもの このカテゴリーの最低払込資本金額(初期投資)は、他の事業者が利用できるシステムを提供しない場合は5億IDR、他の事業者が利用できるシステムを提供する場合は10億IDR。
決済システムインフラ事業者“PIP”	BI 規制番号 23/7/PBI/2021	決済システムインフラ事業者	資金を移転するための手段としてインフラを整備する事業者。これには、清算(Clearing)と最終処理(Settlement)なども含まれる。

備考:
口座情報サービス(AIS)は、利用者の同意と承認を得て、支払を行うための資金源に関する情報を提供する。
支払開始及び/又はサービスの取得(PIAS)は支払取引のフォワーディングが含まれる。
口座発行サービス(AINS)は、支払取引の承認の実施をカバーする。
送金サービスには、送金サービスプロバイダが管理する口座から資金源がない資金の送金注文の受け付け及び実行が含まれる。
決済サービス事業者は、イシューア、アクワイアラ、ペイメントゲートウェイ、e-Walletプロバイダ、資金移動プロバイダもカバーするフロントエンド取引に焦点を当てる。
一方 決済システムインフラ事業者は、プリンシパル、スイッチング会社、清算事業者、決済事業者をカバーするバックエンド取引に重点を置く。

出所) BI, Payment System Service Operators, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/perizinan/default.aspx>, 2023/07/13閲覧

保有資産で見ると上位5行のうち4行が国営銀行である。一方、CIMB Niaga銀行(CIMBグループ)、プルマタ銀行(スタンダードチャータード銀行)、OCBC NISP銀行(OCBC銀行)など、外資系銀行も上位に位置している。

インドネシアの銀行・ノンバンク数
(2023年)



資産別インドネシアの上位10行
(兆IDR, 2023年3月)

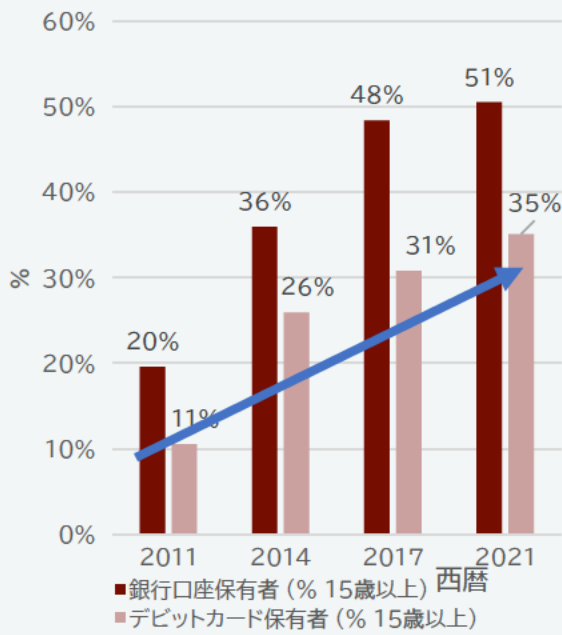
ランク	種類	銀行名	資産(兆 IDR)
1	SOE	Bank Mandiri	1,992
2	SOE	Bank Rakyat Indonesia	1,865
3	国内	Bank Central Asia	1,314
4	SOE	Bank Negara Indonesia	1,029
5	SOE	Bank Tabungan Negara	402
6	外資	Bank CIMB Niaga	306
7	SOE	Bank Syariah Indonesia	305
8	外資	Bank Permata	255
9	外資	Bank OCBC NISP	238
10	国内	Bank Panin	212

備考: SOEは国営企業を指す。

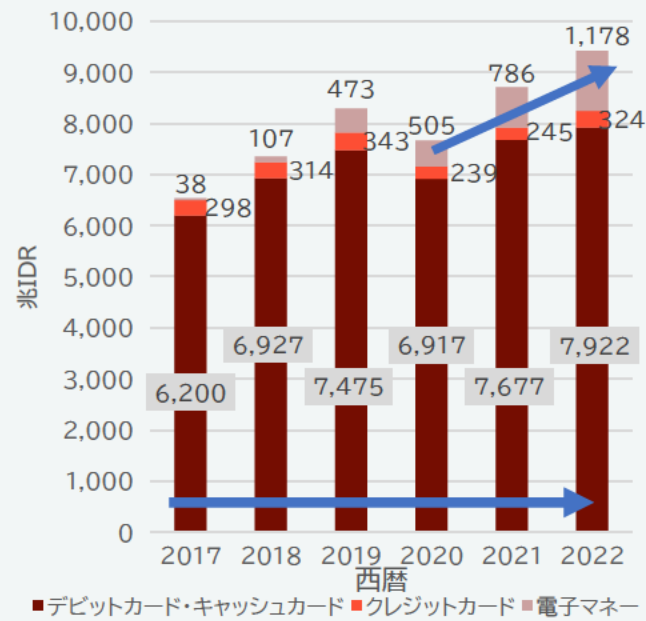
出所) OJK, Indonesia Banking Statistics, <https://ojk.go.id/id/kanal/perbankan/data-dan-statistik/statistik-perbankan-indonesia/Pages/Statistik-Perbankan-Indonesia---Mei-2023.aspx>, 2023/07/31閲覧
OJK, Non-Bank Finance Industry Statistics, <https://ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/statistik-iknb/default.aspx>, 2023/07/31閲覧
CNBC Indonesia, Ini Dia Top 10 Bank Dengan Aset Terbesar di RI, <https://www.cnbcindonesia.com/market/20230310092808-17-420529/ini-dia-top-10-bank-dengan-aset-terbesar-di-ri.2> 2023/07/17閲覧

世界銀行(2021年)によると、インドネシアで銀行口座保有率は人口の51%に過ぎず、カード所有率は更に低い。また、公共料金の支払いに現金を使っている人は50%を超える状況である。
BIによると、インドネシアのデジタル決済取引額は2017年から2022年にかけて一貫した成長を示しており、その中でも最も急速に成長しているのは電子マネーである。

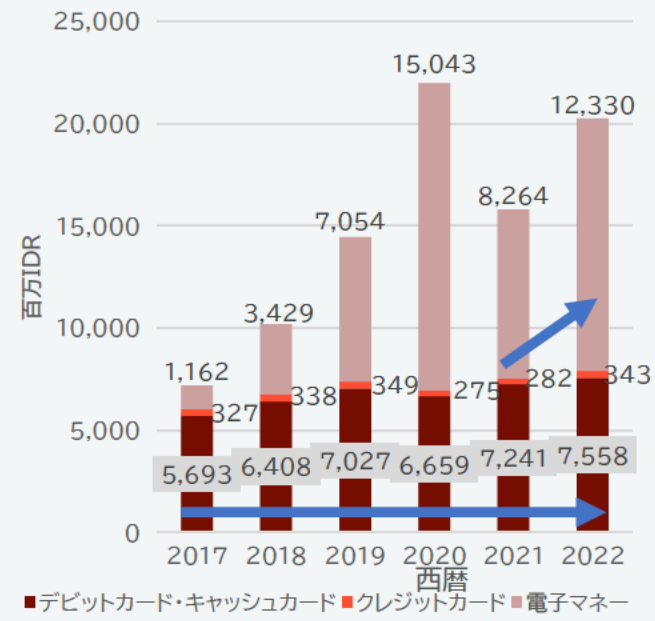
銀行口座、デビットカード保有者
(%, 2011-2021年)



決済金額
(兆IDR, 2017-2022年)



決済トランザクション
(百万IDR, 2017-2022年)



備考: 電子マネー取引は、チップカードにあらかじめ記録されている資金との取引を指す。

出所) World Bank, World Development Indicators (Indoensia), <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>, 2023/09/17閲覧
BI, Payment System Statistics, <https://www.bi.go.id/id/statistik/ekonomi-keuangan/spip/Pages/SPiP-Mei-2023.aspx>, 2023/07/17閲覧

インドネシアのデジタルバンクは、電子チャネルを通じて運営されているが、最低1つのオフィスを持つ商業銀行として認識されている。しかし、近隣諸国とは異なり、インドネシアのデジタルバンクは**ライセンス上、商業銀行に分類されるため、専用ライセンスを必要としない。**

インドネシアのデジタルバンクの説明

区分	規制	説明
デジタルバンク	OJK 規制番号 12/POJK.03/20 21	- デジタルバンクはインドネシアの法人格を持つ銀行であり、本社以外の物理的なオフィスを持たない、又は限られた物理的なオフィスを利用し、主に電子チャネルを通じて事業活動を行う。 - シンガポールやマレーシアとは異なり、インドネシアのデジタルバンクにはデジタルバンク専用のライセンスはなく、商業銀行ライセンスの下で運営されている。 - ただし、商業銀行のライセンス制度以外に、インドネシアでデジタルバンクを設立するための必須要件は以下の通りである。 ➢ 革新的で安全なテクノロジーを使って顧客のニーズに応えるビジネスモデルを有すること ➢ 慎重かつ持続可能なデジタル・バンキングのビジネスモデルを管理する能力があること ➢ 適切なリスク管理を行うこと ➢ 金融サービス機関の主要関係者の適性検査に関するOJK規制に従い、IT分野の能力を有する取締役やその他の能力を有する取締役を含むガバナンスを確保すること ➢ 顧客データ・セキュリティの保護を実施すること ➢ デジタル金融エコシステム及び/又はファイナンシャルインクルージョン(金融包摂)の発展に寄与する取り組みを提供すること

出所) OJK. Guidelines for Organizing Digital Branches by Commercial Banks, <https://ojk.go.id/id/kanal/perbankan/Pages/Panduan-Penyelenggaraan-Digital-Branch-oleh-Bank-Umum.aspx>, 2023/07/13閲覧

以下は、インドネシアにおけるライセンスごとの金融機関の例である。全体的にデジタルバンクや決済サービス事業者の新規参入が近年多く、潜在的な成長の可能性が考えられる。

インドネシアにおけるライセンス別の金融機関(2023)

区分	規制	金融機関の例	金融機関の例(サービス名)
決済サービス提供事業者	BI 規制番号 23/6/PBI/ 2021	・ イシューアー ・ アクワイアラー ・ 決済ゲートウェイ ・ e-Walletプロバイダ ・ 資金移動事業者	・ PT Bank Central Asia Tbk (BCA) ・ PT Bank Danamon Indonesia, Tbk (Danamon) ・ PT Visionet Internasional (OVO) ・ PT Dompot Anak Bangsa (GoPay) ・ PT Airpay International Indonesia (ShopeePay) ・ PT Espay Debit Indonesia Koe (DANA) ・ PT Fintek Karya Nusantara (LinkAja) ・ PT MNC Teknologi Nusantara (MotionPay)
	OJK 規制番号 12/POJK.0 3/2021	・ デジタルバンク	・ PT Bank BTPN Tbk (Jenius) ・ PT Bank Jago Tbk (Bank Jago) ・ PT Bank Digital BCA (Blu) ・ PT Bank KEB Hana Indonesia (Line Bank) ・ PT Allo Bank Indonesia Tbk (AlloBank) ・ PT Bank SeaBank Indonesia (SeaBank) ・ PT Bank DBS Indonesia (DigiBank)
決済システムインフラ事業者	BI 規制番号 23/7/PBI/ 2021	・ プリンシパル ・ スイッチング会社 ・ 清算事業者 ・ 決済事業者	・ Gerbang Pembayaran Nasional (GPN) ・ PT Visa Worldwide Indonesia (VISA) ・ PT JCB ・ PT UnionPay International Indonesia (UnionPay) ・ PT Rintis Sejahtera (Prima) ・ PT Alto Network (Alto)

備考: 決済システムインフラ事業者:資金移動関連のインフラを扱う事業者。決済サービス事業者:銀行又はノンバンクで、サービス利用者に決済取引を促進するサービスを提供するもの。デジタルバンク:電子チャネルを通じて運営され、少なくとも1つの実在するオフィスを持つ商業銀行。プリンシパルとは、イシュー、アクワイアラーとして決済ネットワークのメンバー間のシステムを管理する事業者の総称である。

出所) OJK. Guidelines for Organizing Digital Branches by Commercial Banks, <https://ojk.go.id/id/kanal/perbankan/Pages/Panduan-Penyelenggaraan-Digital-Branch-oleh-Bank-Umum.aspx>, 2023/07/13
BI, Payment System Service Operators, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/perizinan/default.aspx>, 2023/07/18閲覧

2016年以降、複数の決済サービス事業者が台頭している。とりわけOVOは、Grabと連携することでライドシェアと連携したデジタル・エコシステムの構築に成功しており、2020年時点で最大の市場シェアを誇る。

インドネシアのFinTechの主要プレーヤー

サービス名	OVO	ShopeePay	GoPay	DANA
会社名 (株主)	PT Visionet Internasional (Grab and Emtek Group)	PT Airpay International Indonesia (Shopee)	PT Dompot Anak Bangsa (GoTo Group)	PT Debit Espay Indonesia Koe (Lazada, EMTEK、Sinarmas)
設立年	2017年	2018年	2016年	2018年
市場シェア(2020年)	38.2%	15.6%	13.2%	12.2%
ユーザー % (2022年)	70%	60%	71%	61%
取引手数料	-キャッシュイン(ウォレットへの補充): 1,000 IDR/回 -キャッシュアウト(ウォレットから銀行口座への送金): 2,500 IDR/回			
通貨	インドネシアルピア			
E-コマース決済	Tokopedia、Blibli	Shopee	Tokopedia	Lazada、Bukalapak
備考	▪ Tokopediaは主要株主の1人であったが、同社はOVOの持ち分をGrabに売却した。 ▪ Emtek Groupは、GrabからOVOの少数株式を購入。	▪ 後発ではあるが、当初のプロモーションやキャッシュバックにより、シェアは2桁台に拡大。	▪ FinTechの初期参入者であるにもかかわらず、競合他社による高いマーケティング費用のため、市場シェアは低下する。 ▪ 360兆IDRを超える取引額(2022年)	▪ 以前はインドネシアのコングロマリットのElang Mahkota Teknologi (EMTEK)が所有していた。 ▪ EMTEKの株式は一部SinarmasとLazadaに売却。

備考: 1. Tokopediaはインドネシアの大手Eコマース企業の1社である。
2. 市場シェアは、企業が支配する市場の一部を指し、実際に取引を行っているアクティブ登録ユーザーの割合を指す。
3. ユーザー %はInsightAsiaの調査で、FinTechサービスを利用している人、あるいはアカウントを所有する人(ジャカルタ、バンドン、メダン、マカッサルなどの大都市の回答者)の割合を指す。

3-1-2 法制度調査 ①関連法 (1)CBDC関連規制の動向

2023年、政府はルピア通貨に関する法律を改正し、従来は紙と金属の形態のみであったルピアについて、デジタル形態を追加した。しかし、これに関する詳細な規制や事項はまだ発表されていない。

CBDCに関する規制

法令	項目	内容
法律 No. 4/2023	金融セクター開発・強化	- ルピアの種類に関する規則は、以前は紙と金属しかなかったものから、デジタル・ルピアが追加されて改正された。 - デジタルルピアの取扱い、計画、管理、認可された機関等は、BI（第14条）の管理下にある。しかし、BIの下での詳細な規則はまだ出されていない。

法律の改正内容

- 第2条：“ルピアの種類は、紙ルピア、金属ルピア及びデジタルルピアである。”

金融包摂の実現を促進するため、大統領は金融包摂のための国家戦略に関する規則No.114/2020を公布した。

金融包摂のための国家戦略2020-2025の概要

項目	内容
関係機関	金融包摂に関する国家評議会 1. 大統領府 2. 経済担当調整省 3. 金融サービス庁(OJK) 4. 中央銀行 5. 他の12閣僚級会合
戦略目標	- 深く安定した金融システムを支えるインクルーシブな金融システムの構築 - 経済成長を支える - 貧困緩和の促進 - 福祉の実現に向けた地域間格差の是正
取り組み	1. 財務計画と管理を改善するための公的な金融サービスに関する金融教育 2. 公的財産権の拡大による、公的金融機関に対する信用アクセスの拡大 3. 仲介・金融流通の円滑化 4. 非現金政府資金の配分における公共サービスのガバナンスと透明性の向上 5. 公的機関と金融機関の安心感を確保するための消費者保護
期待される成果	- 公式な金融サービスへのアクセスの拡大と容易さ - インドネシアにおけるインターネットを利用したデジタル金融サービスの展開 - ノンバンクにおける金融サービス業の深化 - 顧客保護の向上

備考: 公的財産権とは共有地として国民が所有すること、又は共有の利益のために政府が信託すること

出所) SKNI, National Strategy for Financial Inclusion, [https://snki.go.id/strategi-nasional-keuangan-inklusif/#:~:text=SNKI%20merupakan%20strategi%20nasional%20yang,rangka%20mewujudkan%20kesejahteraan%20masyarakat%20Indonesia](https://snki.go.id/strategi-nasional-keuangan-inklusif/#:~:text=SNKI%20merupakan%20strategi%20nasional%20yang,rangka%20mewujudkan%20kesejahteraan%20masyarakat%20Indonesia.), 2023/07/23閲覧
JDIH Setkab, President Regulation No. 114/2020, https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176290/Salinan_Perpres.Nomor.114.Tahun.2020.pdf, 2023/07/23閲覧

BIのサンドボックス2.0は、製品、サービス、技術、様々なビジネスモデルのトライアルを含む、決済システムの革新とデジタル化の強化に関する実証実験を行うために創設された。これにはイノベーションラボ、産業サンドボックス、規制サンドボックスが含まれる。

FinTech規制: 中央銀行のサンドボックス・ポリシー

項目	内容
期間	2021年4月から開始、6～12カ月
関係機関	BI
対象技術	以下の基準を満たす金融ソリューション企業: - 革新的で、既存の製品、サービス、技術に影響を与える可能性がある - 広く使われ、社会に役立つ
入札要件	- 法人設立証書の写し - 法人企業体のオーナーシップに関するデータ - 経営陣一覧 - 会社概要説明 - 製品・サービス・技術・ビジネスモデル情報 - その他金融技術に関連すると判断される情報
機能	- イノベーションラボ:決済業界ではまだ利用されていないイノベーション - 産業用サンドボックス:これまで使用されてきたが、広く使用するためには後押しが必要なイノベーション - 規制サンドボックス:決済システムの政策と規制に対するイノベーション
備考	- サンドボックス・プランは、現在のオペレーティング・システムを阻害することなくテストできるスペースを提供する - 登録申請者は、消費者保護、データの機密性、リスク管理、マネーロンダリング対策の原則を適用する必要がある - 参加社数については、現時点では不明である

出所) BI, Implementation of Financial Technology, <https://www.bi.go.id/elicensing/helps/PBI%20TEKFIN.pdf>, 2023/07/27閲覧
BI, BI Strengthens Payment System Technology Innovation Trials, <https://www.bi.go.id/id/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp.239021.aspx>, 2023/07/27閲覧

OJKのサンドボックスは、より一般的な金融セクターを対象としており、金融業界におけるビジネスプロセス、信頼性、ビジネスモデル、金融商品、コーポレートガバナンスに関する実証実験を目的として実施された。

FinTech規制: OJK サンドボックス・ポリシー

項目	内容
期間	2019年2月から6～12ヶ月(6ヶ月延長可)
関係機関	OJK
対象技術	以下の基準を満たす金融ソリューション企業: • 社会にサービスを提供する手段として、情報技術を革新的に活用する • 金融包摂と金融教育を支援する
入札要件	• 企業、製品、サービス、技術に関するデータと情報 • 消費者保護の枠組みと仕組み • 潜在リスクの可能性の特定と軽減策 • その他、実験中に求められた具体的な事項 • 規制サンドボックス期間終了後の計画
機能	• 消費者の獲得、取引、その他の報告などの事業活動 • ダミーデータによる精度確認 • リスク管理のシナリオ • サイバーセキュリティリスクの軽減 • その他の関連試験
備考	• サンドボックスは、事業の複雑さ、事業規模、リスク・エクスポージャーを評価する。 • 登録申請者は、消費者保護、データ保護、AMLの原則を適用する必要がある。 • 100社(PT Brick Teknologi Indonesia, PT Pembayaran Lintas Usaha Sukses “Sijitu”など)が参加した。

出所) OJK, Regulatory Sandbox, <https://www.ojk.go.id/id/regulasi-otoritas-jasa-keuangan/surat-edaran-ojk-dan-dewan-komisioner/Documents/Pages/Regulatory-Sandbox/seojk%2021-2019.pdf>, 2023/08/01閲覧
BpLawyers, Regulatory Sandbox by OJK, <https://bplawyers.co.id/2022/11/22/regulatory-sandbox-teknologi-finansial-fintech-oleh-ojk-dan-bi-apa-perbedaannya/>, 2023/08/01閲覧
OJK, List of Digital Financial Innovation Organizers Sandbox, <https://www.ojk.go.id/id/berita-dan-kegiatan/publikasi/Documents/Pages/Penyelenggara-IKD-dengan-Status-Tercatat-di-OJK-per-Maret-2023/Penyelenggara%20IKD%20dengan%20Status%20Tercatat%20di%20OJK%20per%20Maret%202023.pdf>, 2023/12/01閲覧

BIは国家キャッシュレス運動、インドネシア決済システム計画、QRISやBI-FASTの導入など、様々な政策や規制を通じて、インドネシアにおけるデジタル決済／キャッシュレス取引の推進に努めてきた。

キャッシュレス取引の関連方針・規制の概要

タイムライン	動向・内容
2014年8月	BIはインドネシア経済省、財務省、地方自治体、州政府協会(APPSI)との間で、非現金決済がより実用的、効率的、かつ安全であるとの国民意識を高めるための国家キャッシュレス運動に関する覚書に調印した
2017年6月	ナショナル・ペイメント・ゲートウェイに関する規則No. 19/8/PBI/2017の発行により、非現金取引の円滑化を含む、より効率的で、信頼性が高く、安全な国内決済システムが構築された
2019年5月	BIは、デジタル経済・金融時代の決済システム産業を発展させるため、インドネシア決済システム計画2019-2025を立ち上げた
2019年8月	BIとインドネシア決済システム協会(ASPI)は、取引の効率化、金融包摂の促進、MSMEsの発展を促進するために、統一され標準化されたQRコードであるQRコード・インドネシア標準(QRIS)をローンチした。QRISの開始(2019年8月)は、インドネシア決済システム計画に含まれた要素の1つである。
2020年1月	一部の銀行やFinTech事業者(BCA、Danamon Bank、Gopay、OVOなど)によるQRISの全国的な導入
2021年7月	BIは、インドネシアの決済システムに関するビジネスモデルやイノベーションの最近の進展に対応するため、「決済システム・サービスプロバイダに関する規則No.23/6/PBI/2021」を発行した
2021年12月	BIは、銀行が利用するリアルタイムオンライン決済サービス「BI-FAST(Bank Indonesia Fast Payment)」を、安価な費用で開始した

備考: 1) MSMEs: 中小零細企業
2) APPSIは、インドネシアの地方自治の成功を支援するために、インドネシア全土の州/地方政府間で協力を行う団体である

国家キャッシュレス運動は、国や州レベルの政府機関にもキャッシュレス取引を実施するよう働きかけるものであった。キャッシュレス取引を促進するために、複数の規制が定期的に発行され、継続的に更新されている。

政府機関におけるキャッシュレス取引の関連政策・規制

タイムライン	動向・内容
2014年8月	BIはインドネシア経済省、財務省、地方自治体、州政府協会(APPSI)との間で、非現金決済がより実用的、効率的、かつ安全であるとの国民意識を高めるための国家キャッシュレス運動に関する覚書に調印した
2016年9月	国家キャッシュレス運動では、2016年に大統領指示第10号を発行し、政府機関内及び周辺でのキャッシュレス取引を奨励した
2016年12月	財務省は、2016年の財務省規制番号230/PMK.05/2016に規定されているように、インターネットバンキングを通じて財務省の口座から引き落としが行われるメカニズムを改善した
2018年12月	財務省は、インドネシアの歳入歳出予算に請求できる購入の支払いに使用できる政府のクレジットカードの支払い手続きと使用に関するMoF規則No.196/PMK.05/2018を発行した
2019年7月	2018年MoF規則第196/PMK.05/2018号又は政府のクレジットカードを実施した
2020年	CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)機能、デビット・カード、Digipay Satuを全省庁・機関における22,000の支出口座に対する仮想アカウント(VA)で大規模に実施した
2021年	
2022年	省庁・機関及び地方政府の支出を支援するため、国内政府のクレジットカード及びQRISを開始する。また、2022年大統領指示第2号の発行により、2023年までに全ての調達を電子化する

備考: 1)政府のクレジットカードは、政府の業務部門が国家予算(APBN)に請求できる支出の支払いに利用できるカードを利用した支払い手段である
2) Digipay Satuは、政府の業務部門がCMSや政府のクレジットカードを利用してオンラインショッピングを行う際に利用する政府の市場アプリである

出所) Muhammad Amar Ma' ruf, Treasurer's Dilemma: Cash VS Non-Cash, Which is More Profitable?, <https://djpb.kemenkeu.go.id/kppn/surabaya1/id/data-publikasi/artikel/2977-dilema-bendahara-tunai-vs-non-tunai-mana-lebih-menguntungkan.html>, 2023/09/27閲覧

BIはインドネシアのデジタル決済システムを後押しするため、Indonesian Payment System Blueprint 2019-2025を発表した。BIはこのロードマップを実現するため、民間企業を含む様々なステークホルダーを支援している。

Indonesian Payment System Blueprint 2019-2025

項目	内容
背景	FinTechの参画によるデジタル決済システムの進展は大きなリスクがあるため、全体的なロードマップとデジタル決済の方針を検討する必要がある
目的	金融安定と金融包摂のための経済・金融技術の統合
主なステークホルダー	- 政府(BI、MOF等) - 独立組織(OJK、ASPI等) - 民間(銀行、FinTech、電子商取引)(OVO、Gopay、ShopePay、DANA等) 民間との連携は、二者間・業務契約に基づいて行われることが多い
ビジョン	- BIの機能を確保するため、国家デジタル金融経済の統合を支援 - オープンバンキングとデジタル技術・データの活用により、銀行のデジタル化を重要な機関として支援 - デジタル技術(APIなど)、業務提携、企業所有によるシャドウ・バンキング・リスクを回避するために、FinTechと銀行業務の相互関連を確保 - KYC及びAML/CFTの原則の適用、公開、及びregtech(レグテック)とsuptech(スプテック)の適用を通じたバランスの確保 - 国内の全ての国内取引を強制的に処理し、互惠主義に基づく国内外の主催者間の協力を通じて、デジタル・金融経済における国益を保証
戦略的成果	- デジタル・トランスフォーメーションの強化:国の競争力を高めるためのデジタル決済の増加 - パートナーシップと協働の実施:顧客の同意に基づくデータの交換を含む、銀行業務と金融技術の協働の拡大と成長

出所) BI, Indonesian Payment System Blueprint 2025, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/blueprint-2025/default.aspx>, 2023/07/27閲覧

Blueprintで掲げられた施策のうち、Open API、BI-Fast、QRISなど、決済システムの高度化に資する複数のプログラムは完了した。その他の施策やプログラムは現在進行中である。

Indonesian Payment System Blueprint 2019-2025

主要施策	プログラム	ステータス
オープン・バンキング	- API技術・セキュリティの標準化 - オープンAPI契約の標準化 - データ標準化	完了 (2021年)
リテール決済システム	- 統合支払インターフェイス - BI-FAST開発(2021年) - GPNサービスの拡充 - QRIS (2020年)	一部完了
金融市場インフラ	- RTGS - CCP, CSD - ETP (2022年) - SSS - TR	継続的改善
データ	- 支払ID - データハブ - レポート統合(BI Antasena) (2021年)	一部完了
規制監視	- 規制の仕組み - ライセンス統合(e-licensing) (2022年) - 監視統合 - サンドボックス (Regtech、Suptech) - データポリシー - サイバーセキュリティ	一部完了

備考:オープン・バンキングの施策については、2023年から業務をASPI (インドネシア決済システム協会)に委託している

インドネシアでは暗号資産取引が年々普及しているが、政府は商品先物取引規制庁(Bappebti)を通じて、暗号資産取引のエコシステムを構築するため、法規制面から暗号資産取引における消費者保護に取り組んでいる。

仮想通貨・仮想通貨に関する政策動向

タイムライン	動向・内容
2017年	暗号資産取引が普及し政府は暗号資産に関する調査を開始。
2018年	2018年10月、暗号資産先物取引の組織化に関する一般方針に関する2018年通商大臣規則第99号を発行した。 - この規則により、商品先物取引規制庁(Bappebti)は、インドネシアにおける暗号資産取引を監督する権限を有する者として指定された。
2019年	2019年、Bappebtiに登録した暗号資産の現物取引希望者は25人だった。 2019年1月、政府は「将来の取引所における暗号資産の現物市場の組織化に関する技術的規定」に関するBappebti規則No.5を公表した。 - 並行して、政府は暗号資産の取引に関して、消費者や投資家保護のリテラシーを高めるため、協力を続けている。
2020年	- Bappebtiは、インドネシアにおける暗号資産の取引に関する技術規則を再調整し、暗号資産の現物市場で取引可能な暗号資産リストの確立に関する2020年Bappebti規則第7号を発行した。同規則は、マネーロンダリング、金融テロ、大量破壊兵器への資金提供、麻薬取引などの違法行為に暗号資産を使用する機会をなくすこと、及び国内で取引可能な暗号資産情報を強調している。 - より包括的な規制と世界的な流行もあり、インドネシアは2020年に64.98兆IDRの暗号資産取引額を記録した。
2021年	- インドネシアにおける暗号資産の取引総額は、2021年に1,120万人の利用者、859.45兆IDRと大幅に増加した。 - 暗号資産の有用性を規制し、暗号資産の発行要件を規定する2021年Bappebti規則第8号の発行した。その要件とは、(1)分析階層プロセスを用いた評価、(2)税制、デジタル経済、情報産業、情報分野の能力をカバーする経済的利益を有すること、である。
2022年	2022年の暗号資産取引額は、1,670万人の顧客で306.4兆IDRに減少した。 2022年財務大臣規則第68号の発行により、政府は2022年5月1日から暗号資産に課税する。
2023年	- 暗号資産の総取引額は38.5兆IDRで、2023年を通じて1,740万人の顧客がいる(2023年5月現在)。 - Bappebtiは2023年7月にインドネシアの暗号取引所を設立すると発表した。Bappebtiは、法的確実性を保証し、顧客であるコミュニティの保護を優先するために、公平で公正な暗号資産取引エコシステムを更に構築するための政府の努力として、暗号取引所の管理者としてPT Bursa Komoditi Nusantara、暗号資産の現物市場取引の保証及び決済としてPT Kliring Berjangka、暗号資産預託所の管理者としてPT Tennet Depositoryを任命した。

出所) Aprilia Hariani, Reviewing the Development of Crypto Asset Trading in Indonesia, <https://www.pajak.com/keuangan/mengulas-perkembangan-perdagangan-aset-kripto-di-indonesia/>, 2023/08/02閲覧
Zefanya Aprilia, Legitimatel Indonesia Officially Has a Crypto Exchange, <https://www.cnbcindonesia.com/market/20230721101229-17-456115/sah-ri-resmi-punya-bursa-kripto>, 2023/08/02閲覧

3.インドネシア調査

3-1.市場調査

3-2.競合動向調査

3-2-1.競合動向の把握

3-2-2.国際機関の動向調査

3-3.決済インフラ調査

3-4.クロスボーダー決済の現状調査

3-2-1 競合動向調査 ①競合動向の把握 (1)

IBMはフランスの中央銀行と協業し、CBDCの発行と割り当てを含むライフサイクルの実証実験に成功した。アクセンチュアはデジタル・ダラー・プロジェクト(Digital Dollar Project)に資金を提供し、アメリカのCBDC利用の可能性を実証するパイロット・プログラムを実施している。

競合他社の概要(1/2)

会社名	プロジェクト名	所在地	期間	技術動向	事業開発の進捗状況
IBM	フランス銀行 CBDC実験	フランス	2020- 2021年	- ハイブリッド・クラウド環境下で実験に成功。計画通りに実行されたクロスボーダー及びクロスレジャー取引が成果に含まれる。 - このプロジェクトではブロックチェーンの利用については言及されていない。	- フランスの中央銀行とHSBCと協業し、CBDCの発行と作成、債券とクーポン、価格設定と決済をテストするプロジェクト。 - 実験の目標(2021年12月完了)は、ホールセールCBDC導入の能力と利点を示すことである。
アクセンチュア	デジタル・ダラー・プロジェクト(Digital Dollar Project)	アメリカ	2020年- 継続中	- CBDCの技術的・機能的要件を分析する段階。 - Western UnionとBDO Unibank間でクロスボーダーのリテールCBDC送金に成功。 - このプロジェクトではブロックチェーンの利用については言及されていない。	2021年3月に開始されたこのプロジェクトの目標は、潜在的なユースケースとワーキングペーパーを通じてデータを作成すること。プロジェクトの結果は、学術的研究のために一般に公開され、政策検討のために議会に提出される。
アクセンチュア	プロジェクト Jura	フランス、 スイス	2020- 2021年	2021年12月に行われたクロスボーダーのホールセールCBDCに関する実験。 - 実額取引を利用し、既存の規制に準拠(規制サンドボックスではない)。このプロジェクトではブロックチェーンの利用については言及されていない。	フランス銀行、BIS Innovation Hub、スイス国立銀行、クレディ・スイス、Natixis、R3、SIX Digital Exchange、UBSとのパートナーシップによるこのプロジェクトでは、ユーロとスイスフランの外国為替取引の決済について検討された。

出所) IBM, IBM Design and Test Interoperable Multi-Ledger Central Bank Digital Currency, <https://newsroom.ibm.com/2021-12-16-HSBC-And-IBM-Successfully-Design-And-Test-Interoperable-Multi-Ledger-Central-Bank-Digital-Currency--Securities-And-Foreign-Exchange-Settlement-Capability>, 2023/07/30閲覧
Accenture, Digital Dollar Project, <https://newsroom.accenture.com/news/digital-dollar-project-to-launch-pilot-programs-to-explore-designs-and-uses-of-a-us-central-bank-digital-currency.htm>, 2023/07/30閲覧
BIS, Project JURA, <https://www.bis.org/publ/othp44.pdf>, 2023/10/17閲覧

3-2-1 競合動向調査 ①競合動向の把握 (1)

Ground X (Kakaoの子会社)がCBDCにおけるブロックチェーンの機能拡張性について研究を実施した。プロジェクトHelvetiaではSIX Digital Exchangeのデジタル台帳技術のプラットフォームが用いられているが、スイス国立銀行は、このプロジェクトについて将来的なCBDCの利用を示唆するものではないと述べている。

競合他社の概要(2/2)

会社名	プロジェクト名	所在地	期間	技術動向	事業開発の進捗状況
Ground X	韓国銀行 CBDC プロ ジェクト	韓国	2020- 2022年	この技術は研究中であり、まだ完全には開発されていない。発行、流通、償還、申請などの機能が検討されている。	2021年7月、Ground Xが韓国銀行の優先交渉権者に選ばれる。初期プロジェクトは10ヶ月。 - ブロックチェーン技術をCBDCのインフラ整備に活用するのが目的である。
SIX Digital Exchange	プロジェクト Helvetia Phase I	スイス	2020年	- 最初のPoCは、ホールセールCBDCの発行、償還、移転、SIX Digital ExchangeにおけるホールセールCBDCに対するトークン化資産の決済について調査した。 2番目のPoCでは、SIX Digital Exchangeと現金取引が成立するスイスのRTGSシステム間の分散型台帳技術の相互運用性が確立された。 - このプロジェクトでは、ブロックチェーンの使用については言及されていない。	- スイスの中央銀行であるスイス国立銀行が、BIS Innovation Hubとも提携して行ったプロジェクト実験。PoCの要件は、プロセスが滞りなく、迅速でシンプルであることである。 - 目標は、CBDCが決済にどのように利用できるかを示すことである。(2020年12月までに完了)。

ブロックチェーン分野での競合には、Nahmii、ConsenSys、Linux Foundationなどが挙げられる。既にヨーロッパからアジアまで各地域において、ブロックチェーンベースのCBDCに対する開発が進められており、ConsenSysはASEANにおけるPoCの実績を有する。

ブロックチェーン比較表

会社名	ブロックチェーン基盤	国名	プロジェクトの実施場所の例	技術動向
Nahmii	Ethereum Network	ノルウェー	ノルウェー	- レイヤー2のブロックチェーンプロトコルを利用することで、レイヤー1のブロックチェーンプロトコルと比較して、取引とスピードが速くなる。 - Nahmiiはまた、CBDCサンドボックステストのために、ノルウェーの中央銀行のユーザーやパートナーのトレーニングを担当する。 (2022年5月) Nahmiiは、ノルウェーのCBDCが安全で効果的な決済システムを持つための技術を試行するサンドボックスのホストに選ばれる。
ConsenSys	Hyperledger Besu	アメリカ	タイ	(2021年3月)タイ銀行はConsenSysとAtatoと共に、レジリエンスのあるシステムを目指すPoCを発表した。 - エンタープライズ・イーサリアム・スタックをベースとするHyperledger Besuは、日々の商取引、支払い、調達、財務管理をシミュレートするCBDCのテストを含め、タイのリテールCBDCの機能的・非機能的要件を満たすために使用される。
Linux Foundation	Hyperledger Fabric	アメリカ	アメリカ	(2023年1月)Hyperledger Fabricは、148社以上が参加するオープンな分散型台帳プラットフォームである。 - その目的は、匿名の参加者のみでネットワークを形成するのではなく、許可されたネットワークシステム内で匿名ではない参加者のネットワークを持つことである。

出所) LedgerInsights, Norway selects Nahmii to Build CBDC Sandbox, <https://www.ledgerinsights.com/norway-selects-nahmii-to-build-cbdc-sandbox-may-include-public-blockchain/>, 2023/07/31閲覧
HyperLedger, Central Bank Digital Currencies, <https://www.hyperledger.org/wp-content/uploads/2023/01/Hyperledger.CBDCs.ebook.2022V2-compressed.pdf>, 2023/07/31閲覧
What is Hyperledger Fabric?, <https://www.ibm.com/topics/Hyperledger>, 2023/11/24閲覧

Finastra、FIS、Montranといった決済システム事業者は、アジア・太平洋地域で開発を進めてきた。プロジェクトには、コアバンキング・ソリューションやセキュリティ決済システムなどが含まれる。

ASEAN諸国における決済システム事業者の概要

会社名	プロジェクトの実施場所の例	提供サービス	事業開発の進捗状況
Finastra	マレーシア	- クロスボーダー決済システム、資金移動を含む銀行や金融機関向けの先進的なコア・バンキング・ソリューション - 売掛金キャッシュマネジメントシステム - 住宅ローン申請、決定、書類作成、資金調達のための住宅ローン融資ソリューション	2022年11月にマレーシアのクアラルンプールにセンター・オブ・エクセレンスを設立し、クラウドとデジタル金融へのアクセラレーションを推進する。 - 現金・流動性管理システムも提供する。
Fidelity National information Services Inc. (FIS)	シンガポール	- オンボーディング、預金、融資など、銀行が信頼できるセキュリティ、統合、レポーティングを実現するための法人向けデジタル・バンキング・プラットフォーム - 必要に応じて新たな洞察ツールを追加するなど、顧客のニーズに合わせてパーソナライズできる資産管理ソリューション - 取引データからの流れを合理化するデータ管理ソリューション	- FISは2020年以降、シンガポールのWalatigaを支援し、同社の事業拡大に対応するため、統合投資台帳を通じた複雑な投資ポートフォリオ処理の自動化に取り組んでいる。 - 銀行向けにクラウド対応のセキュアなトランスフォーメーションを提供する。
Montran	シンガポール	- 銀行向け決済、現金、流動性ソリューション一式 - 電子署名システム - デジタルウォレット・ソリューション	2020年10月、安全な決済システムの開発を目指し、重要な決済のデジタル化についてシンガポール統合エンジニアリング・グループと提携した。

備考:walatigaとは資金管理や融資サービスを提供するシンガポールの企業

出所) Finastra, Commitment to Growth, <https://www.finastra.com/press-media/finastra-cements-commitment-growth-asia-pacific-center-excellence-kuala-lumpur>, 2023/07/31閲覧
WealthBriefingAsia, Singapore's Watiga Expands FIS Relationship, <https://www.wealthbriefingasia.com/article.php?id=198042>, 2023/07/31閲覧
Yahoo!Finance, ST Engineering and Montran Corporation sign MOU to focus on digital financial services in Asia Pacific, <https://sg.finance.yahoo.com/news/st-engineering-montran-corporation-sign-201726821.html>, 2023/07/31閲覧

3-2-2 国際機関の動向調査 ①動向概要

国際機関はインフラ関連の支援に加え、金融・通貨制度や金融商品などのセクターに関連したプロジェクトを実施している。

国際機関の動向サマリ

国際機関	支援状況
JICA	JICAの支援は様々な分野に及んでいるが、主に農業保険、中小企業向けビジネス、インドネシアの貧困に焦点を当てている。
ADB	現在進行中のADBのプロジェクトのうち3つは、金融包摂とレジリエンスに関連するもの。一方、もう1つのプロジェクトはインフラに関連。金融包摂プログラムでは、政策の改善とBI Fastという最新の決済システムの拡大が期待されている。
WB	3つの主要プロジェクトのうち1つは、QRとQRISに関連する決済システムに関するものである。他の2つのプロジェクトは、FDIに関連する貿易改革と、付加価値税と所得税に関連した財政改革に関するものである。
IMF	IMFの最近のプロジェクトは、金融安定性と金融セクター（保険）の評価に関するもの。また、IMFは2023年、インドネシアにおける CBDCの導入を分析したペーパーも発行している。
BIS	BISはBIと協業の上、G20の開催に合わせてCBDCのイノベーションとフレームワークに関するビジネスコンテストを開催した。

3-2-2 国際機関の動向調査 ②詳細動向 (1)JICA

JICAはインドネシアで農業保険や中小産業開発に関する技術協力プロジェクトを実施してきたが、中央銀行への支援プロジェクトはない。

支援活動一覧

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
農業保険実施のための能力開発プロジェクト	2017-2023年	- JICA - Bappenas - 財務省 - 農業省 - BMKG - Jasindo	- 農家を不作から守る農業保険の普及と、農業保険に対する意識の醸成・向上が目的である。 - 調査や気象・気候データ分析の研修を通じて行う。	- 以下を通じた能力開発: 1. 水稻農業保険の導入 2. 農業保険における気候データの分析 3. 保険スタッフ・病虫害防除専門家を対象とした農業保険に関する研修・セミナー
サービス提供の改善による中小企業振興プロジェクト	2013-2016年	- JICA - 工業省 - 中小企業省長	中小企業に政府による支援サービスを導入することにより、中小企業の生産と競争力の向上を目指す。	- 以下における改善: 1. 効率的なサービス提供による各中小企業の競争力向上 2. 藤家具産業のSOP 3. カカオ産業ビジネス

ADBはインドネシアにおいて、金融包摂、マクロ経済の安定、質の高いインフラ整備(インフラに対する長期的な融資など)に関連する様々なプロジェクトを実施してきた。また、金融包摂プログラムとして、継続的にQRISの普及促進を支援している。

支援活動一覧

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
革新的な金融包摂プログラムの推進(サブプログラム3) (継続中)	2022年10月～2024年7月	- ADB (金融セクター・貿易課) - 財務省	- 金融包摂とデジタル化を促進するため、革新的な資金調達とインパクト・モデルを推進し、デジタル金融サービスに焦点を当てる。 - インドネシア政府は、追加的な政策改革を支援するためにサブプログラム3を要請した。 - サブプログラム3には3億USDの融資が含まれる。 - サブプログラム 1) 支払システム計画、2) QRIS。	- 期待されること: - ADBによる政策対話と知識インプットの支援を通じて決済システムを改善し、現在のリスクに対処する。 - BI-FASTの機能をクロスボーダー決済に拡大し、決済システムの規模が拡大するのを支援する。 - インドネシアの未開拓地域に金融エコシステムを構築するための金融サービスセクターにおける基本計画。
成長再活性化のための金融レジリエンスと安定性の構築 (継続中)	2020年12月～2023年9月	ADB (地域協力・統合課)	- 政策提言やナレッジシェアリングイベントを通じて、マクロ経済の安定と金融レジリエンスを強化することを目指す。 - 短期的なリスクを管理するために、政策の優先順位と方向性を特定する。	様々な金融リスクや脆弱性を特定することが期待される。気候変動や疫病などの不確実性や貿易摩擦に対応するものである。

出所) ADB, Promoting Innovative Financial Inclusion Program (Subprogram 3): Report and Recommendation of the President, <https://www.adb.org/projects/documents/ino-52218-002-rrp>, 2023/07/27
ADB, Building Financial Resilience and Stability to Reinivgorate Growth, <https://www.adb.org/projects/53317-001/main>, 2023/07/27閲覧

世界銀行はインドネシアで貿易改革政策、財政改革政策(電子申告の増加)、金融セクター改革政策(QR決済関連)など、金融セクターにおいて複数のプロジェクトを実施している。

支援活動一覧

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
インドネシア財政改革開発政策2	2017-2021年	- 世界銀行 - 財務省(財政政策局)	- 提言を通じて、支出の質の向上と歳入管理の強化を目指す。 - 税務ITシステムを強化し、2014年からベースのデータ(付加価値税を含む)を設定する。	- 月次予算実現データの公表の迅速化 - 月次付加価値税申告書の電子化の増加 - 年間個人所得税の電子申告の増加 - 税務行政の効率化
インドネシア 第1次金融セクター改革開発政策融資	2020-2021年	- 世界銀行 - 財務省(財政政策局)	- 金融セクター改革を支援し、法律の草案を通じて、より効率的でレジリエントな金融セクターを構築する。 - プログラムには3億USDの融資が含まれる。 - これにはQRISプログラムを支援するための資金も含まれる。 - 目的には、金融市場商品の拡大による金融セクターの規模拡大が含まれる。 - 技術支援と監督枠組みのためのOJKとの政策対話。	- QR支払いを促進するPSPの増加 - QRISに関する政策と枠組みの導入 - リクイディティプロバイダにより確定された銀行破綻処理計画の増加。 - 持続可能な金融慣行を遵守する商業銀行の増加。

備考:リクイディティプロバイダは、金融商品の取引を円滑化する事業者であり、外貨為替を取り扱う銀行などが含まれる

IMFはインドネシアの金融システムの安定性について、CBDC導入の影響をあらゆる視点から評価を行った。特にホールセールCBDCが金融市場に影響を与え得ると結論づけており、直接中央銀行に口座を持たない事業者であっても、ホールセールCBDCを用いることでカウンターパーティリスクや信用リスクを軽減できる可能性があるとして述べている。

支援活動一覧 (1/2)

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
インドネシアのルピア通貨市場：中央銀行デジタル通貨導入の影響と直近の展開	2023年	IMF（アジア太平洋地域 - 金融資本市場部）	- 現金への代替データ(2012-2019年)→現金利用が減少し、デジタル決済が増加。 - ホールセールとリテールのCBDC双方について、有利子負債との関係、準備金の限度額など、考えられるリスクとその対策を洗い出す。 - ホールセールCBDCは銀行やノンバンクが利用することができる。 - CBDCの設計は、その国の特徴と政策目的を考慮する必要がある。 - 現金のような汎用リテールCBDCは、金融包摂を向上させることができるため、インドネシアでは理想的である。	- CBDCの導入によりインドネシアの金融市場を成長させることができる（ホールセールCBDCとの取引決済）。 - CBDCに交換できる準備金の上限額次第では、銀行預金に影響を与える可能性がある。 - BIが発行するCBDCのために、準備金や質の高い流動資産を担保にするオプション。 - BI-Fastのような金融インフラの導入は、国民のデジタルに関する認知を高め、将来CBDCが導入された場合に銀行セクターの準備を強化するのに役立つ。

出所) IMF, The Rupiah Money Market In Indonesia: Recent Evolution And Implications Of Introducing a Central Bank Digital Currency, <https://www.elibrary.imf.org/downloadpdf/journals/002/2022/085/article-A003-en.xml>. 2023/08/01閲覧

3-2-2 国際機関の動向調査 ②詳細動向 (4)IMF

IMFはインドネシアに対し、主に為替レートや保険セクターの規制・監督に関連した金融政策とそのリスク、またインドネシアの金融システムの安定性について様々な評価を行った。

支援活動一覧 (2/2)

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
金融セクター評価プログラム-保険コア・プリンシプルの遵守	2016-2018年	- IMF - 世界銀行 - OJK	規制と監督機能を分析し、政策立案者が保険セクターに関連するリスクを把握できるようにすることを目指す。	グループ内取引を含む保険の基本原則のいくつかの欠点と、OJKに対する保守的な資金準備の推奨。
インドネシア:金融システムの安定性評価	2016-2017年	- IMF (金融資本市場部) - OJK - BI	安定した金融システムとマクロ経済パフォーマンスの評価。	- 自己資本比率と銀行の純資産との関係性評価。 - システミック・リスクが低く、資本水準が高いため、銀行の信用損失はまだ吸収可能であることを示している。 - 金融の安定を確立するためのOJKの任務を明確化。

出所) IMF, Indonesia: Financial Sector Assessment Program-Detailed Assessment of Observance—Insurance Core Principles, <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/03/12/Indonesia-Financial-Sector-Assessment-Program-Detailed-Assessment-of-Observance-Insurance-45712>, 2-23/07/13閲覧
 IMF, Financial System Stability Assessment—press Release And Statement By The Executive Director For Indonesia, <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/06/12/Indonesia-Financial-System-Stability-Assessment-Press-Release-and-Statement-by-the-Executive-44981>, 2023/07/13閲覧

BISは金融セクターのイノベーション促進に向けた協力関係を有している。

支援活動一覧

プロジェクト	期間	ステークホルダー	内容	プロジェクトの成果
G20 Techsprint イニシアティブ・コン ペティション	2022年	• BIS Innovation Hub • G20議長国 • BI	• 中央銀行デジタル通貨(CBDC)の技術革新と開発を目指し、CBDCのホールセールとリテールに関する技術的課題の解決に注力する。	• CBDC競争における主要課題: 1. CBDCを発行、配布、譲渡するための効果的で強固な手段を構築する 2. 金融包摂を可能にする 3. 相互運用性の向上

出所) CNBC Indonesia, IMF Minta BI Hati-hati Soal Rupiah Digital: Bisa Picu Krisis<https://www.cnbcindonesia.com/tech/20220712122530-37-354929/imf-minta-bi-hati-hati-soal-rupiah-digital-bisa-picu-krisis>, 2023/07/25閲覧
CNBC Indonesia, BI Rilis Uang Digital Rupiah, Ini Kata Bank Dunia, <https://www.cnbcindonesia.com/tech/20220712160605-37-355026/bi-rilis-uang-digital-rupiah-ini-kata-bank-dunia>, 2023/07/25閲覧
BI, BI dan BIS Innovation Hub umumkan finalis G20 TECHSPRINT INITIATIVE 2022 – CENTRAL BANK DIGITAL CURRENCY, <https://www.bi.go.id/id/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp.2417822.aspx>, 2023/07/25閲覧

3.インドネシア調査

3-1.市場調査

3-2.競合動向調査

3-3.決済インフラ調査

3-3-1.大口決済

3-3-2.小口決済

3-4.クロスボーダー決済の現状調査

インドネシアでは現在、1つの大口決済システムと3つの小口決済システムが存在する。

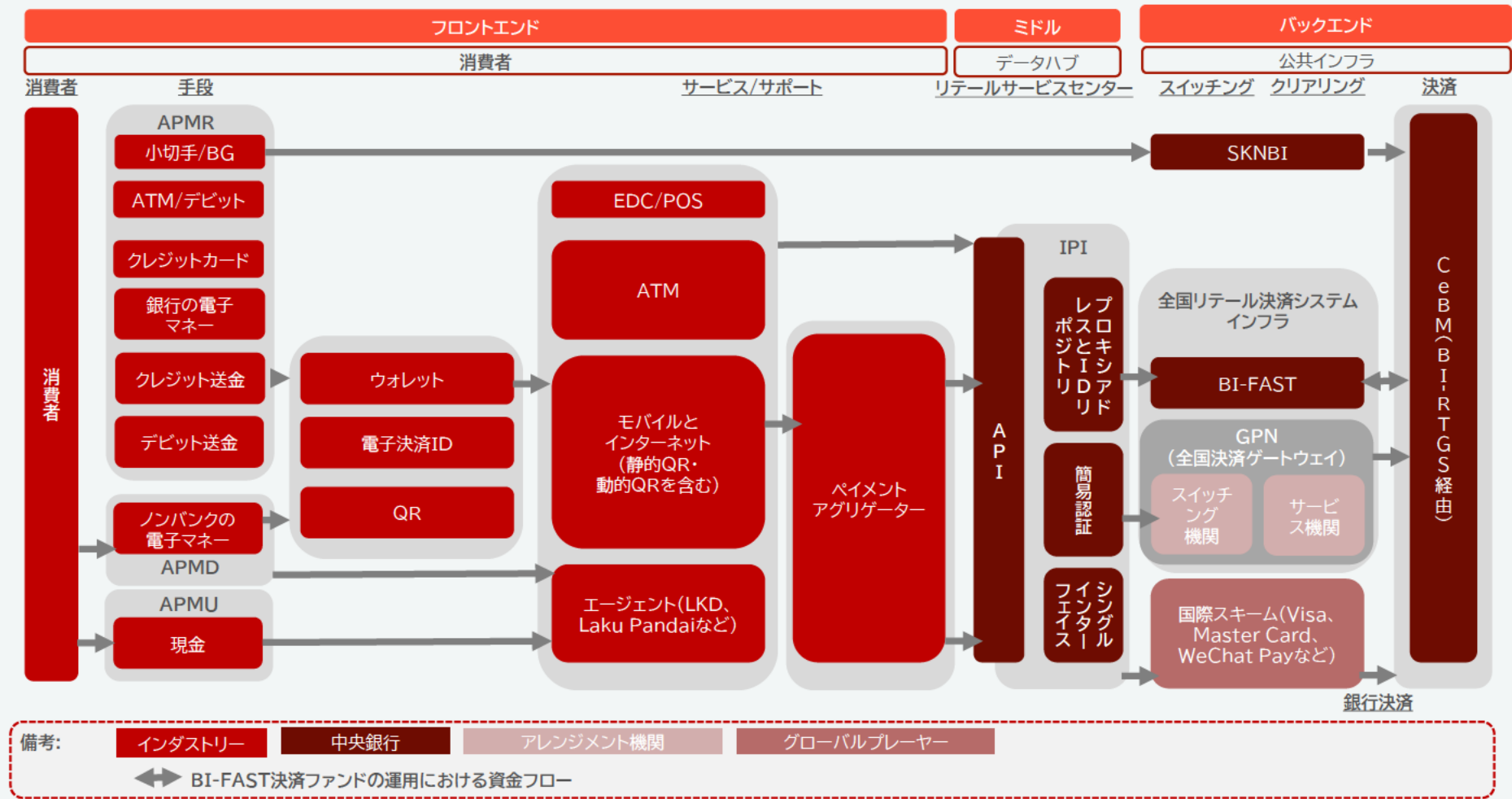
	大口決済	小口決済		
	BI-RTGS	SKNBI	BI-FAST	RTO
提供者	Bank Indonesia			Private Switching Companies
サービス	クレジット送金	クレジット送金、 デビット送金	クレジット送金、 デビット送金	クレジット送金
利用時間	6:30-16:30 (銀行取引日)	6:30-16:30 (銀行取引日)	24時間	24時間
名目取引限度額(IDR)	1億IDRから	最大 10億IDR	最大 2.5億IDR	最大 5,000万IDR
参加事業者数	137 (2023)	126 (2023)	122 (2023)	N/A
間接参加事業者数	9 (2021)	0 (2021)	N/A	N/A
クロスボーダー決済	できる	できない	できない	できない
DvP/PvP接続	PvP DvP (with BI-SSSS)	N/A	N/A	N/A

備考:クレジット送金は口座振替依頼など送金側からの送金依頼に基づく送金であり、デビット送金は小切手など受取側からの送金依頼に基づく送金である。

出所) BI, Indonesian Payment System Blueprint 2025, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/blueprint-2025/default.aspx>, 2023/10/19閲覧
BI, Sistem BI-RTGS, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/nilai-besar/rtgs/default.aspx>, 2023/10/19閲覧
OJK, Are you sure you are familiar with the Interbank Transfer Mechanism?, <https://sikapiuangmu.ojk.go.id/FrontEnd/CMS/Article/10521#:~:text=Biaya%20transfer%20mekanisme%20RTO%20cukup,transaksi%20sesuai%20kebijakan%20tiap%20bank.>, 2023/07/31閲覧
BI, Frequently Asked Questions (FAQ) BI-Fast, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/ritel/infrastruktur/Documents/FAQ-BI-FAST.pdf>, 2023/07/14閲覧;
BI, List of BI-FAST Batch 6 Participants, <https://www.bi.go.id/id/publikasi/ruang-media/news-release/Documents/sp.256923.pdf>, 2023/07/27閲覧.

インドネシア国内の決済システムの最新構成である。BIは、リテール決済に関しては24時間365日稼動し、取引コストが安く様々な決済取引に対応できる。

決済システム構成計画:2025年末



BIは、2016年にBI-RTGS Gen 2がローンチされて以来、BI-RTGS Gen 3に向けて運用や機能拡張、潜在的な不正発見などの観点から継続的な改善に注力している。

インドネシアの大口決済の課題

	課題	ポイント / 展開状況
現在	限定的なクロスボーダー取引	現在、香港でのUSD CHATへのクロスボーダー接続のみ可能 決済システム計画2025に基づき、多通貨機能の開発やPvP接続の最適化により、クロスボーダー取引の効率化を支援する。ISO20022の標準化も強化する。
	運営上のリスク (不可抗力、サイバー攻撃など)	主要な決済システム(他のリテールシステムや証券システムとも相互接続)であるため、インターネットなどの運用で障害が発生した場合、システム全体に大きな影響を及ぼす可能性がある。 決済システム計画2025に基づき、ISO20022の標準化、自動報告、政策の改善を通じて監視の強化を図る。
	エンドポイントセキュリティからの不正の可能性	- 特にインフラの整備と監視機能について、現在開発中。 - システミックなインフラ／取引(新技術、監視を含む)に関するCeBM(中央銀行マネー)の原則の適用。
	多通貨への不十分な対応	現在、米ドルに対応するために進行中であり、他の通貨も対応する予定(ユーロ、人民元など順次)。 決済システム計画2025に基づき、多通貨機能の開発やPvP接続の最適化により、クロスボーダー取引の効率化を支援する。ISO20022の標準化も強化される。
過去	期末における支払の蓄積と脆弱な流動性管理	BIは情報量に関するガイドラインを厳格化し、流動性管理と流動性貯蓄によるリスク軽減という特徴をとった。

備考:USD CHATとはUS Dollars Clearing House Automated Transfer System を指す

3-3-1 決済インフラ調査 ①大口決済 (2)BI-RTGS

BI-RTGSは最低1億IDRを扱う大口決済システムである。決済は送金後約4時間以内に行われ、銀行営業日の6:30～16:30(JKT)にのみ手続きが可能である。

インドネシアの決済システムの概要: BI-RTGS

項目	内容
システム名	BI-RTGS (Real Time Gross Settlement)
開始日	2000年11月17日
利用可能時間	6:30～16:30 (JKT)、銀行取引日のみ利用可能
決済時間	送金から4時間後。15:00(JKT)を過ぎての送金は翌日となる。また、月末(30日又は31日)に銀行間送金を行った場合は、帳簿の締め切りのため1営業日遅れる。
機能・特徴	- BI-RTGSは額面1億IDR以上の大口取引(高額決済システム(HVPS)及び緊急取引に分類される)に対応している。 - BI-RTGSはクレジット送金にのみ対応している。
取扱高	取引件数:10,292,000 取引金額:201,861,913(billion IDR)(2022)
取引手数料	- BIから銀行へ:決済タイミングにより1取引あたり6～21(thousand IDR) - 銀行から顧客へ:1取引あたり最大30(thousand IDR)
備考	- BI-RTGSシステムの参加者は137名(2023年)。BIを含む銀行とノンバンク(清算機関、決済機関、中央取引所機関/CCP、その他承認機関など)が大半を占める。 - BI-RTGSは、銀行窓口及びモバイル/インターネットチャネルを通じてのみアクセス可能である。

備考:CCPは、金融市場における取引プロセスにおいて、金利・為替(SBNT)デリバティブ取引の清算を行うセントラル・カウンターパーティ(CCP)機関のことを指す。

BIは現在小口決済システムの改善及び迅速、安全、安価な決済手段の提供に注力しているが、クロスボーダー取引などの課題は残存している。

インドネシアにおけるリテール決済の課題

	課題	ポイント / 展開
現在	クロスボーダー取引の禁止	BI-FASTクロスボーダーの進捗状況について クロスボーダー取引のためのBI-FASTの開発は2024年の完成予定である。このBI-FASTの準備を進める一方で、BIは東南アジアの一部の国(タイ、マレーシア、シンガポールなど)で、クロスボーダー取引にQRISを使用できるようにしている。
過去	GPNサービスはまだデビットカード取引に限定されている	GPNサービス機関のキャパシティも拡大され、APMK及びEU商品の清算・決済力パレッジが追加。
	SKNBIは完全なリアルタイムではなく、24時間365日稼働しているわけではない	BI-FASTを使えば、顧客は24時間365日、グロスでリアルタイムに取引を行うことが可能に。
	SKNBIの決済回数の制限と高い取引コスト	SKNBIの決済期間が1日5回から9回に増加した。 取引コストの削減(BIから銀行:1取引あたり1,000 IDR → 600 IDR、銀行から顧客:1取引あたり最大5,000 IDR → 最大3,500 IDR)。
	携帯電話番号やその他の識別情報を利用したプロキシIDを、口座の代わりとして最適に利用する取引スキームが存在しない	BI-FASTはプロキシIDに対応する機能を提供。

備考:APMKとはカードを用いた決済インフラであり、クレジットカードやキャッシュカード、デビットカードを取り扱う。
プロキシIDとは、銀行口座番号の代わりになるような情報であり、携帯電話番号やe-mailアドレスが用いられる。

3-3-2 決済インフラ調査 ②小口決済 (2)SKNBI

SKNBI又はBank Indonesia's National Clearing System(旧LLG)は、BIが定期的な資金移動や電子金融データを処理する際に使用する決済システムである。SKNBIは将来的にデビット送金のみ取り扱う予定であり、クレジット送金はBI-FASTに移行される。

決済システムの概要: SKNBI

項目	内容
システム名	Bank Indonesia's National Clearing System (<i>Sistem Kliring Nasional Bank Indonesia</i> /SKNBI), 旧LLG (<i>Lalu Lintas Giro</i>)
開始日	2019年9月1日(LLGからのリニューアル)
利用可能時間	6:30~16:30 (JKT)、銀行取引日のみ利用可能
決済時間	- 銀行は、顧客口座からの引き落とし後、1時間以内にBIに指示を送信する。 - 送金先銀行への資金の入金は、BIの決済時間の1時間後に行われる。
機能・特徴	- 送金取引額の上限は10億IDRである。 - SKNBIは、クレジット及びデビットでの送金取引(定期的な支払いと定期的な請求を含む)のみに対応している。
取扱高	取引件数:173.2(million) 取引金額:5,157,870(billion IDR)(2022)
取引手数料	銀行から顧客:1取引あたり3.5 (thousand IDR)
備考	- SKNBIは、銀行窓口とモバイル/インターネットチャネルを通じてのみアクセス可能である。 - SKNBIはBI-Fastに統合され、将来的には振込用紙/Bilyet Giro(デビット送金)でのみ決済を受けることになる。 - 参加者:127(2022年現在)。BI、銀行、その他の決済会社、その他で構成される。

民間のスイッチング事業者が提供するRealtime Online(RTO)は、24時間365日利用可能な決済システムで、ほぼ即時に資金を送金することができる。ただし、RTOは最大5,000万IDRまでしか手続きできず、取引手数料も比較的高額である。

決済システムの概要: RTO

項目	内容
システム名	Realtime Online(RTO)
開始日	N/A
提供者	Private Switching (PT Alto Network (ALTO); PT Rintis Sejahtera (PRIMA); PT Artajasa Pembayaran Elektronik (ATM Bersama); PT Jalin Pembayaran Nusantara (JALIN/Link))
利用可能時間	24時間365日利用可能
決済時間	ほぼ即時に決済が完了
機能・特徴	RTOを通じた取引の最大名目限度額は5,000万IDR。 ※銀行の方針(銀行が使用するスイッチング・ネットワーク)にもよる。民間銀行の口座を利用。
取扱高	N/A
取引手数料	参加者(銀行及びノンバンク機関)から顧客:1取引あたり5~7.5 (thousand IDR) ※銀行(銀行が使用するスイッチング・ネットワーク)の方針による
備考	• RTO取引はATMやモバイル／インターネットチャネルを通じて行うことができる。 • 参加者数のデータはないが、ほとんどの銀行が各RTO交換サービスに接続している。

出所) OJK, Are you sure you are familiar with the Interbank Transfer Mechanism?, [https://sikapiuangmu.ojk.go.id/FrontEnd/CMS/Article/10521#:~:text=Biaya%20transfer%20mekanisme%20RTO%20cukup,transaksi%20sesuai%20kebijakan%20tiap%20bank.](https://sikapiuangmu.ojk.go.id/FrontEnd/CMS/Article/10521#:~:text=Biaya%20transfer%20mekanisme%20RTO%20cukup,transaksi%20sesuai%20kebijakan%20tiap%20bank.,), 2023/07/31閲覧;
Yulistyo Pratomo, MotionPedia: Recognize the Difference between SKN, RTGS, and RTO Transfer Methods, <https://www.idxchannel.com/banking/motionpedia-kenali-bedanya-metode-transfer-skn-rtgs-dan-rto.>, 2023/07/27閲覧;
CNBC Indonesia, Let us understand! This is the difference between BI Fast and Realtime Online, <https://www.cnbcindonesia.com/mymoney/20220824112219-72-366190/biar-paham-ini-perbedaan-bi-fast-dengan-realtime-online.>, 2023/07/27閲覧.
© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

BI-FASTは金融包摂を促進するために2021年に導入された、リテール決済に対応する即時決済システムである。BI-FASTはリアルタイム・グロス決済を行っており、24時間365日稼動している。

決済システムの概要: BI-FAST (1/2)

項目	内容
システム名	BI-FAST
開始日	2021年12月
利用可能時間	24時間、年中無休で利用可能
決済時間	ほぼ即時に決済が完了
機能・特徴	- BI-FASTを通じた取引の最大名目限度額は2.5億IDRである。 - BI-FASTは、クレジット送金、デビット送金取引に対応している。
取扱高	取引件数:1.4 (billion) 取引金額:4,043.8 (Trillion IDR)(2021年12月～2023年5月)
取引手数料	- BIから参加者(銀行及びノンバンク機関):1取引あたり19 (thousand IDR) - 参加者(銀行及びノンバンク機関)から顧客:1取引あたり2.5 (thousand IDR)
今後の計画	QR、ATM/デビットカード(バーチャルを含む)、クレジットカード(バーチャルを含む)、電子マネー、クロスボーダー決済への対応に向けた開発予定。
利用可能なサービス	- 個人送金:送金者から受取人への送金 - 支払請求:受取人から送金者への請求情報を基に、送金者から受取人への送金が処理されること - バルク送金:送金者から複数の受取人へ、又は複数の送金者から受取人への送金 - 定期口座振替:請求元から未払い者に対する定期的な口座振替サービス

出所) BI, Frequently Asked Questions (FAQ) BI-Fast, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/ritel/infrastruktur/Documents/FAQ-BI-FAST.pdf>, 2023/07/14閲覧;;
BI, BI-Fast Participants Increased by 16 Banks/Non-Bank Institutions, <https://www.bi.go.id/id/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp.256923.aspx>, 2023/08/14閲覧;;
Abdul Azis Said, Money Transfer Transactions Through BI Fast Translucent IDR 4.000 T, <https://katadata.co.id/agustiyanti/finansial/648c39b0a3fed/transaksi-transfer-uang-melalui-bi-fast-tembus-rp-4000-t>, 2023/07/14閲覧;;
BI, BI-FAST Playbook, <https://bicara131.bi.go.id/kb-attachment/Buku%20Pedoman%20BI-FAST%20Eksternal%20v.3.5.compressed.pdf>, 2023/09/21閲覧;

BIは参加者の選定にあたり、参加候補者が資本及び取引スピードに関する要件を満たしているかを確認する。

決済システムの概要: BI-FAST (2/2)

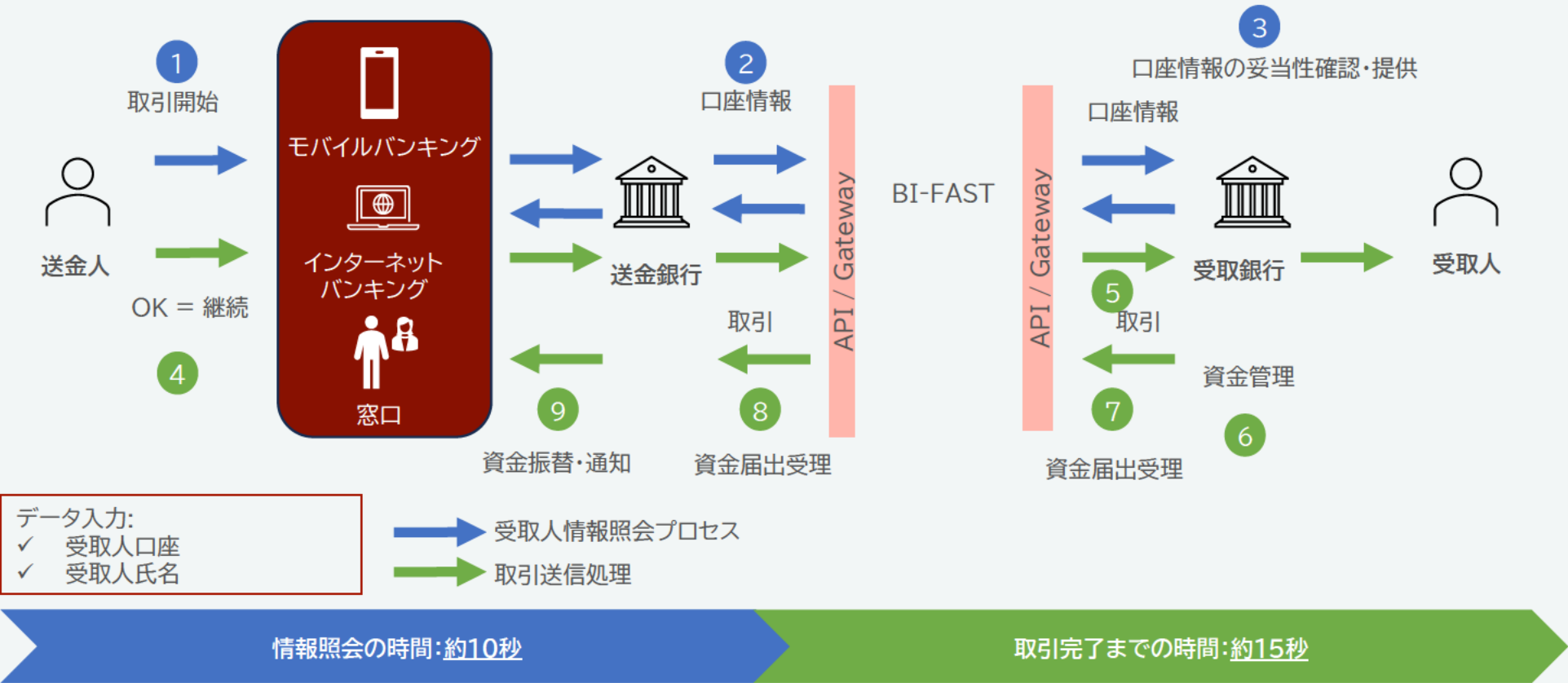
項目	種類	内容
参加者		2023年3月現在、BI-FASTには122機関が参加している ➢ 商業銀行: 大手銀行(Mandiri、BRI、BTNなど) ➢ デジタルバンク: Bank Digital BCA、Bank Jago、Allo Bank Indonesiaなど ➢ 外資: 三菱UFJ銀行、中国建設銀行、中国銀行など ➢ ノンバンク: PT Kustodian Sentral Efek Indonesia (KSEI)、ShopeePay、Danaなど
規格		ISO 27001(セキュリティとデータ)、ISO 20022(フォーマットメッセージ)
接続インターフェイス		参加者は、以下の方法でBI-FASTにアクセスし、接続することができる - BI Fast Gateway - API (カスタム・レポートにも使用可能)
参加者の基準	一般	- ニーズや受け入れ態勢(Readiness)のレベルが異なるため強制ではないが、参加が奨励される。 - BI-FASTへの参加は、以下の基準を満たした銀行やノンバンク、その他の機関が該当 ➢ 制度、財務実績、情報システム能力に関する要件を満たす。 ➢ 貢献、能力、協力の3Cの基準を満たす。 ➢ 重要な人材、プロセス、技術など、いくつかの側面で測定されたレディネス(準備態勢)の基準を満たす。
	特別	- BIのパラメータに基づき、経済とデジタル金融に大きく貢献している。 - 以下のような強力な財務体制を有する ➢ 資本金6兆IDR超(銀行)又は払込資本金1,000億IDR超(ノンバンク) ➢ 十分な流動性を有する - 金融、マクロプルーデンス、決済システム部門におけるBI政策を支援する。
	テクニカル	(受取銀行として)取引開始前に口座情報の確認機能を提供する。 (受取銀行として)取引が受取銀行によって受理された際に、資金が受取顧客の口座に即座に入金されるようにし、その後、取引が成功した証として資金移動の確認を BI-FAST に提供する。 - 銀行の設備を通じて取引状況を迅速(リアルタイム)に通知する。 (受取銀行として)取引の実行を容易にするため、顧客にプロキシアドレス登録のアドバイスを提供する。

備考: 3Cとは、Contribution(デジタル経済と金融への貢献)、Capability(金融能力と流動性)、Collaboration(将来のBI政策への支援)を指す

出所) BI, Frequently Asked Questions (FAQ) BI-Fast, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/ritel/infrastruktur/Documents/FAQ-BI-FAST.pdf>, 2023/07/14閲覧;
The Jakarta Post, Bank Indonesia launching BI-Fast in December 2021 to offer fast and low-cost transactions, <https://www.thejakartapost.com/adv/2021/11/03/bank-indonesia-launching-bi-fast-in-december-2021-to-offer-fast-and-low-cost-transactions.html>, 2023/07/27閲覧;
BI, List of BI-FAST Batch 6 Participants, https://www.bi.go.id/id/publikasi/ruang-media/news-release/Documents/sp_256923.pdf, 2023/07/27閲覧.

BI-FASTサービスを提供する際の取引メカニズムには、以下に示すような情報照会と取引の受渡しのメカニズムが含まれる。直接参加者と間接参加者は、BI-FASTでの決済処理に十分な余力がある限り、同じ取引フローを有する。

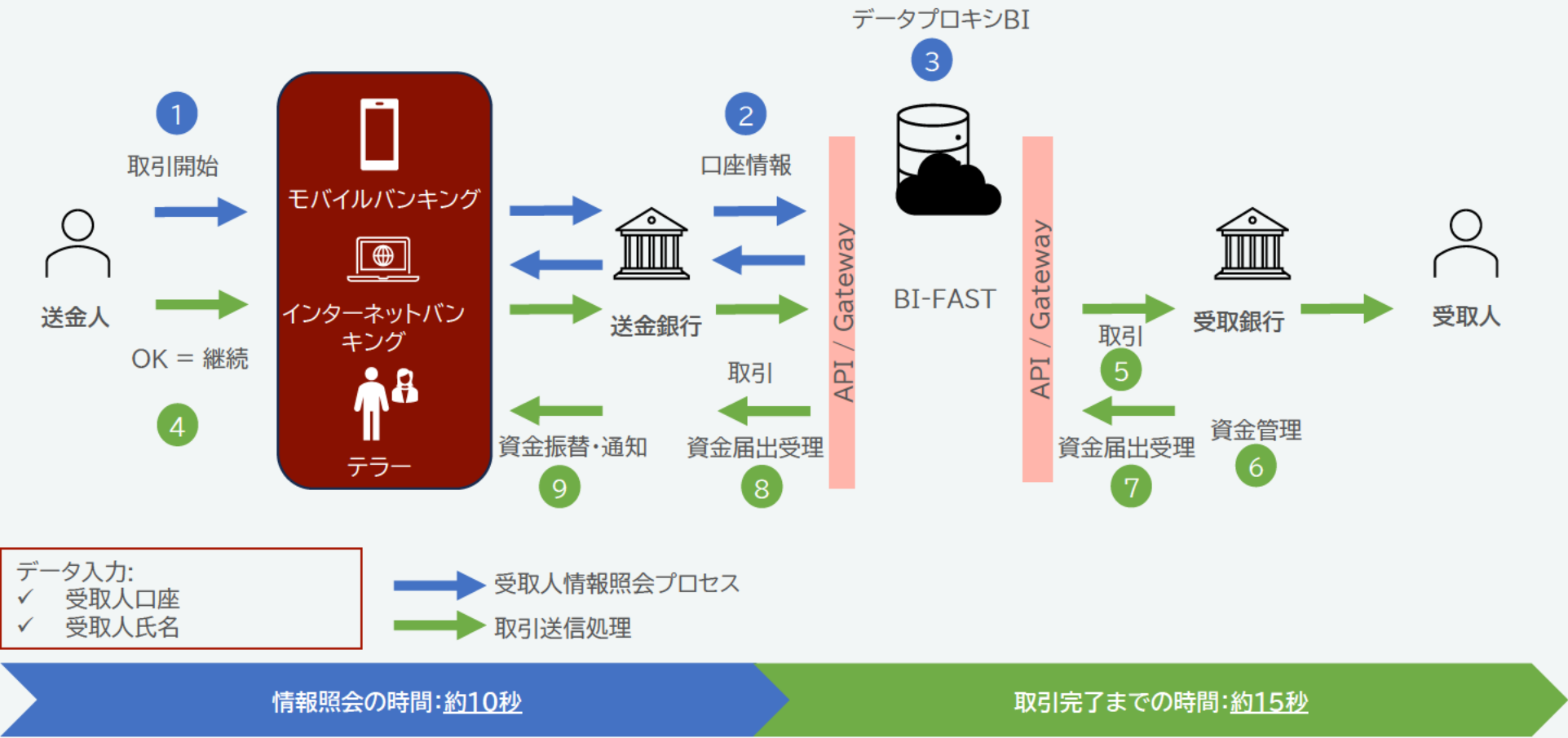
BI-FAST取引の仕組み(個人送金)



備考:直接参加者はBI-FASTに決済口座を持ち、BI-FAST口座からBI-RTGSに資金を移動することができる。間接参加者の資金供給と決済は、直接参加者の口座を通じて行われる。

口座番号の提供とは別に、受取人がデータプロキシBIに情報が保存される銀行に自分の情報を登録している限り、送金者はプロキシアドレス(例えば、受取人の電話番号や電子メールのいずれか)を使用することもできる。

BI-FAST取引の仕組み(プロキシアドレスを使用)

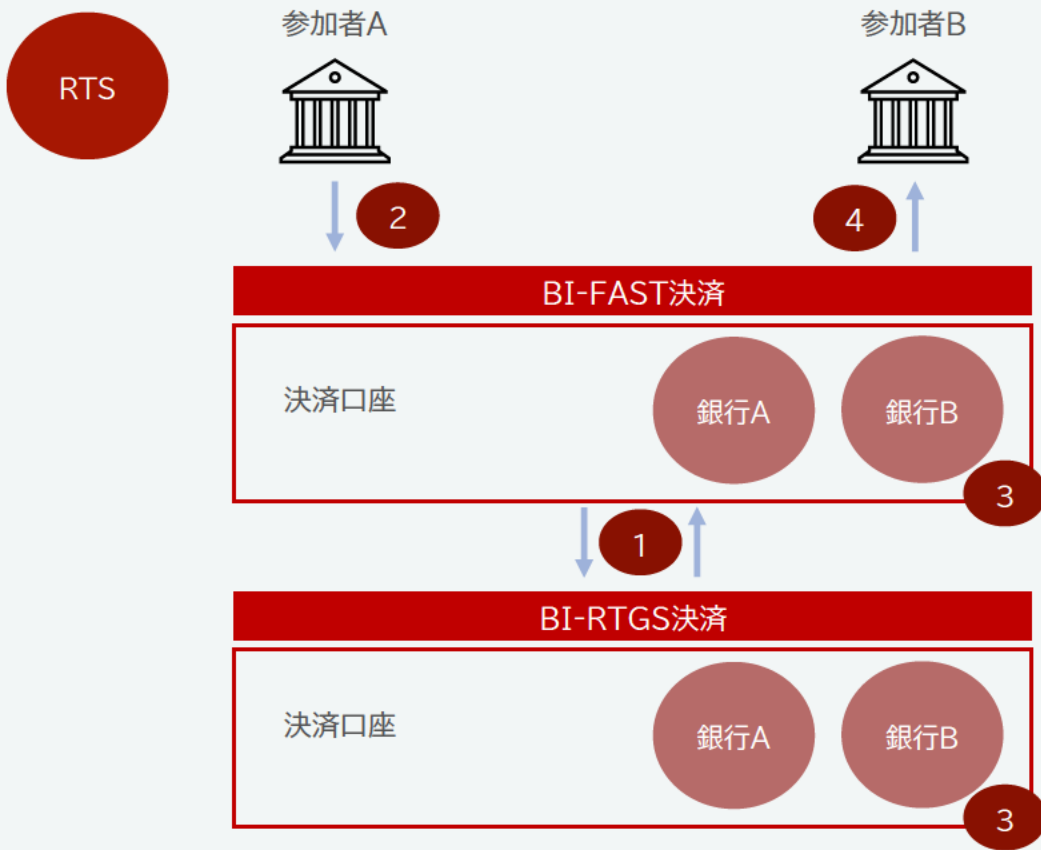


出所) BI, BI-FAST Playbook, <https://bicara131.bi.go.id/kb-attachment/Buku%20Pedoman%20BI-FAST%20Eksternal%20v.3.5.compressed.pdf>, 2023/09/21閲覧

3-3-2 決済インフラ調査 ②小口決済 (4)BI-FAST

BI-FASTの決済資金は、BI-RTGSの直接参加者の決済口座から支払われ、直接参加者はBI-RTGSの口座からBI-FASTの直接参加者の口座に決済資金を振り込む。一方、間接参加者はBI-FASTの決済口座にアクセスできないため、その決済は直接参加者の口座を使用して行われる。

直接・間接参加者のBI-FASTのプロセス



資金提供と決済の仕組み:

1. 直接参加者はBI-RTGSからBI-FAST決済口座に資金の一部を振替える。
2. 取引期間中、参加者Aは取引をBI-FAST決済口座に振替える。
3. 受け取った取引はグロスベースで記録・計算され、決済は決済口座の各取引に対して直接行われる。
4. 参加者BはBI-FAST決済口座から資金を受け取る。

備考: RTS:リアルタイム決済

出所) BI, BI-FAST Playbook, <https://bicara131.bi.go.id/kb-attachment/Buku%20Pedoman%20BI-FAST%20Eksternal%20v.3.5.compressed.pdf>, 2023/09/21閲覧

3.インドネシア調査

3-1.市場調査

3-2.競合動向調査

3-3.決済インフラ調査

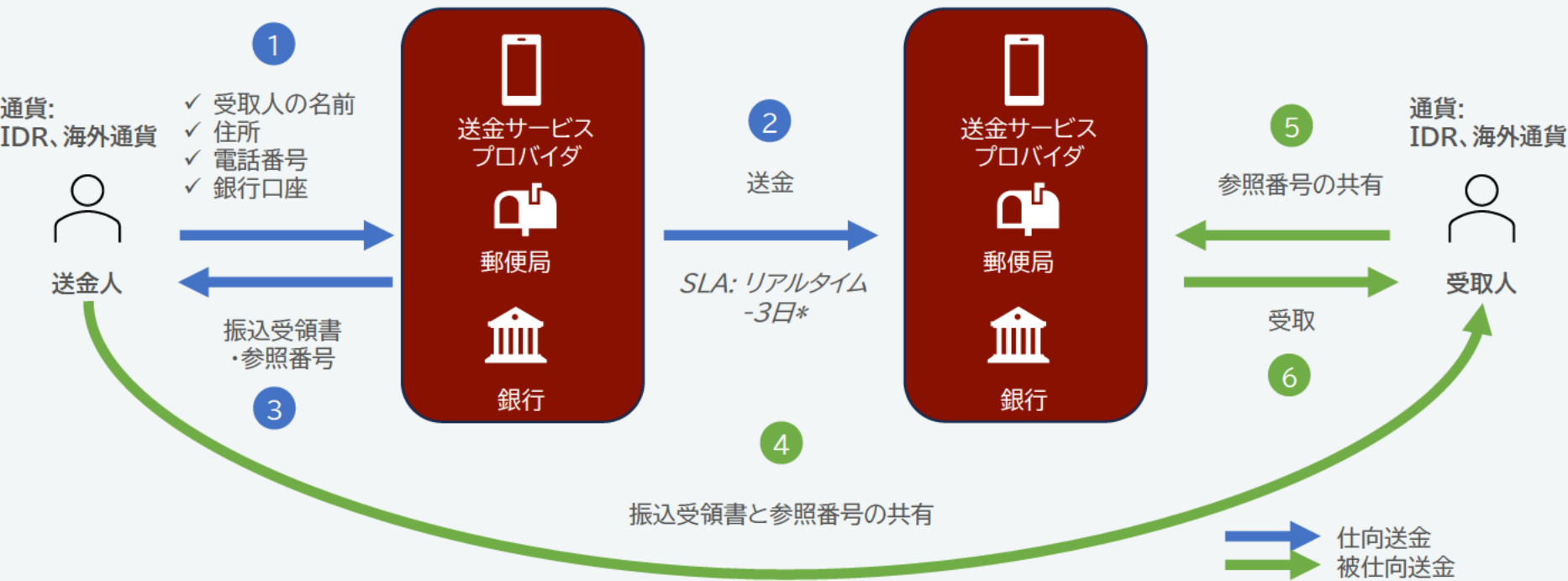
3-4.クロスボーダー決済の現状調査

3-4-1.実態把握

3-4-2.国際標準への準拠

インドネシアにおけるクロスボーダー決済取引には、送金サービスプロバイダ、郵便局、銀行を経由するいくつかの方法がある。各事業者のサービスに応じて、取引は他事業者を介して行うことができる(例えば、送金サービスプロバイダを介して送金するが、受取人は郵便局又は銀行を介して送金を受け取ることができる)。

クロスボーダー決済フロー(一般的な流れ)

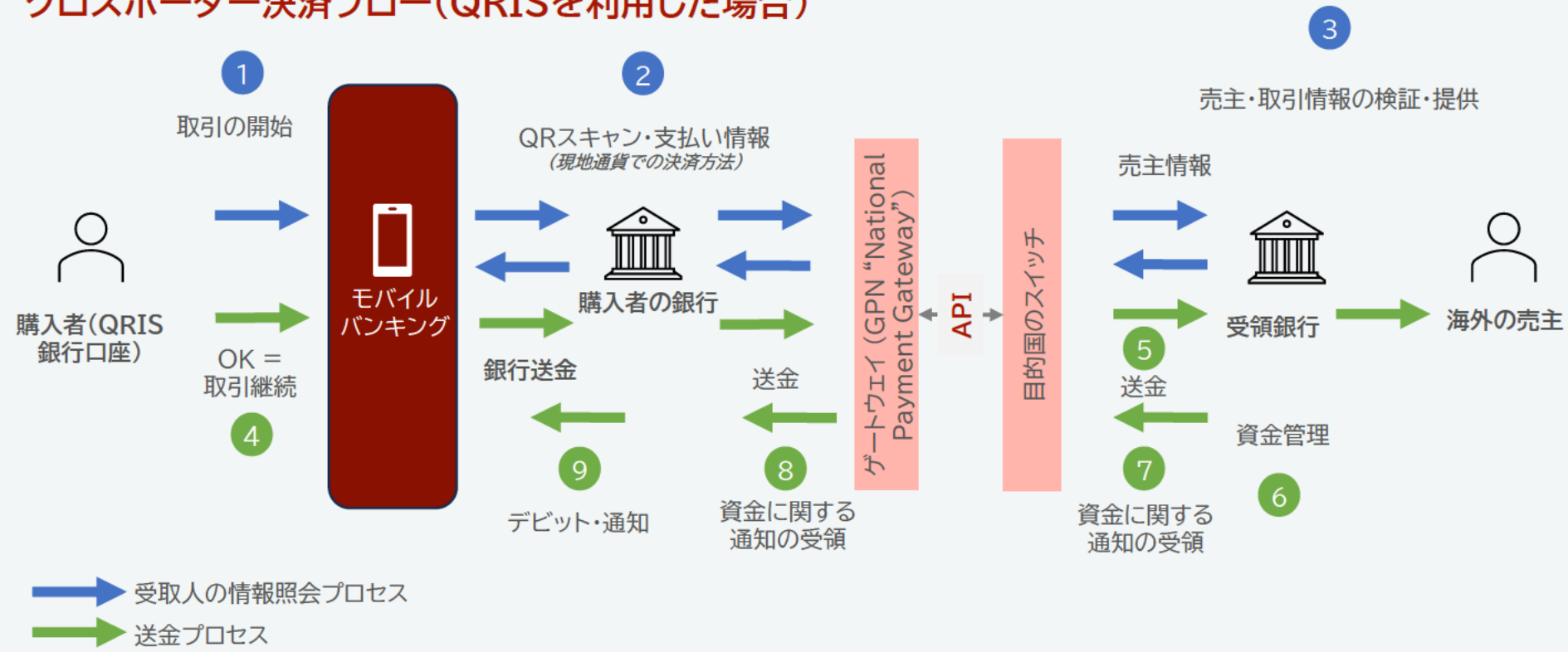


備考: 1)送金人が郵便局から送金し受取人が銀行を利用する場合、送金人が銀行から送金し受取人が郵便局から受け取る場合、又は、送金人が郵便局から送金し受取人が郵便局から受け取る場合には、通常、参照番号が付与される
2) 仕向送金: 海外へ外国通貨の形態で出入金するプロセス
3) 被仕向送金: 海外から国内へ資金を移転するプロセス
4) SLAは、送金人、銀行、受取人の国によって異なる。

出所) OJK, Remittance, Send Money From and To Abroad Without Worries, <https://sikapiuangmu.ojk.go.id/FrontEnd/CMS/Article/10492>, 2023/12/11閲覧

QRISを用いてクロスボーダー決済を行う際は、相手国のスイッチングサービスとAPI Gatewayを介して接続することになる。

クロスボーダー決済フロー(QRISを利用した場合)



備考: 1) 支払い情報は数秒以内に表示され、決済はインターネット接続に応じて数秒以内(最大1分)で完了。QR決済は登録加盟店のみ利用可能。
2) 支払いは、為替レートの変動を維持及び決定する信頼できるAppointed Cross Currency Dealerを通じて、現地通貨決済方法を使用して行われる(購入者の銀行での通貨が適用)。

送金サービスプロバイダは比較的安価な手数料とよりよいSLAを提供しているものの、サービス範囲(相手国の指定含む)は依然として限定的であり、多くの国民は銀行又は郵便局を使ったクロスボーダー決済を好む傾向にある

クロスボーダーでの取引手数料

	送金サービスプロバイダ	郵便局	銀行
サービスプロバイダの例	Flip	Pos Indonesia (Wesel Pos)	BCA
仕向送金	IDR 45,000 ~ 95,000 / 決済は相手国によって異なる	選択したサービスや送金額によって異なる	- 外貨送金: IDR 50,000 (窓口) / IDR 35,000 (電子チャネル) + USD25 - IDR送金: IDR 50,000+USD10
被仕向送金	利用不可	追加費用無し	- 外貨送金:USD5(BCA海外口座へ振込) +USD10(IDRでの集金) - IDR送金: IDR35,000(BCA口座への振込) + IDR150,000(IDRでの集金)
利用チャネル	バーチャルアカウント経由での銀行振替	郵便局での現金による直接取引	銀行窓口又は電子チャネル経由の銀行振込
SLA (送金の受取)	相手国によって、 リアルタイム、1日、2日 と異なる	N/A	同日 (通貨ごとに異なる締切時間の前に送金する限り)
必要情報	受取人の名前、住所、電話番号、銀行口座 (SWIFT Code不要)	受取人の名前、住所、識別番号、 銀行コード (SWIFT、IBANなど)	受取人の名前、住所、電話番号、銀行口座、 銀行コード (SWIFT、IBANなど)

備考: 1)上記のサービス・料金は、特定の企業を対象としたものであり、他の企業では、サービス・料金の範囲が異なる場合がある。電子チャネルは、モバイルバンキング、インターネットバンキングなどを指す
2)バーチャルアカウントは、顧客ごとに仮想的に作成されたアカウント(銀行)を介したデジタル決済方法
出所) BCA, Outward Remittance, <https://www.bca.co.id/en/Individu/layanan/pengiriman-uang/Remittance/Outward-Remittance>, 2023/12/12閲覧;;
Flip, Flip Globe, <https://flip.id/en/flip-globe>, 2023/12/12閲覧;
Pos Indonesia, Foreign Money Orders, <https://www.posindonesia.co.id/id/content/wesel-luar-negeri>, 2023/12/12閲覧;

インドネシアに本拠を置くペイメントゲートウェイ及び電子ウォレット事業者は、クロスボーダー決済サービスを東南アジアやその他の国に徐々に拡大している。Flip、Xendit、Dana、Ezeelinkなど、送金サービスプロバイダによっては、送金をリアルタイム又はより高速なSLAで提供している場合がある。

クロスボーダー決済サービス事業者

名前（設立年）	設立国	対象国	サービス	他国との 接続方法	手数料	備考
Flip（2015）	インドネシア	40か国 （英国、オーストラリア、 日本、トルコ、中国、韓 国など）	・ 送金（インドネシア から他国へ）	API	IDR45,000～ 95,000（決済及 び相手国により異 なる）	・ 最大決済：IDR9,900万 ・ SLA：相手国によって、リアルタ イム、1日、2日と異なる
Xendit（N/A）	インドネシア	東南アジア	・ 送金 ・ 集金 ・ 為替	API	N/A	・ 事業者向けに提供
Dana（2018）	インドネシア	マレーシア、タイ、シン ガポール	・ 支払い ・ 集金	API	N/A	・ 海外からの送金者はDanaに送 金するためプロキシアドレスを 使うことができる
Ezeelink （2018）	インドネシア	中国、香港、マレーシ ア、シンガポール	・ 送金	N/A	N/A	・ USD10万を超える決済の場合 裏付け資料が必要なケースあり ・ SLA：最大30分

出所) Xendit, Integrate directly into Southeast Asia’s payment & FX rails, <https://www.xendit.co/en-id/products/cross-border-payments/>, 2023/12/08; Flip, Flip Globe, <https://flip.id/flip-globe>, 2023/12/08閲覧

3-4-1 クロスボーダー決済の現状調査 ①実態把握 (2)課題

クロスボーダー決済を取り扱う事業者の台頭によって、クロスボーダー決済の利便性は少しずつ改善されているが、インフラとデータ保護に関しては依然として課題が残っている。特にクロスボーダーQR決済に関しては、二国間での取り組みが必要である。

インドネシアにおけるクロスボーダー決済の課題

全体	・ インドネシアでは銀行口座非保有者の数が依然として非常に多く(約50%)、特に農村部でのインフラが不十分である。 ・ 異なるタイムゾーンでの決済は、決済のリードタイムに影響を与える可能性がある。 ・ コストが高く、銀行など各事業者によってメッセージや取引の規格も異なる。
クロス ボーダー QR	・ デジタルインフラやノウハウなど、デジタルに関するレディネス(準備体制)が異なる。 ・ 各国によって規制や制度が異なる。 ・ 各国によってデジタルの理解と認識が異なる。
データ フロー	・ 国内から国外へのクロスボーダーデータフローを制限(データのローカライゼーションを促進し、データ転送を監督)。 ・ 特に金融機関では、事前に政府の認可・承認が必要(OJK、BIなど)。

出所) Jakarta Globe, Challenges to ASEAN Payment Connectivity Dream, <https://jakartaglobe.id/business/challenges-to-asean-payment-connectivity-dream>, 2023/12/08閲覧
 Antara News, Cross-border payments still posing challenge: BI, <https://en.antaranews.com/news/239305/cross-border-payments-still-posing-challenge-bi>, 2023/12/08閲覧
 The Jakarta Post, Between cyber sovereignty and cross-border data flow, <https://www.thejakartapost.com/opinion/2021/12/01/between-cyber-sovereignty-and-cross-border-data-flow.html>, 2023/12/08閲覧
 BIS, Extending and aligning payment system operating hours for cross-border payments, <https://www.bis.org/cpmi/publ/d203.pdf>, 2023/12/08閲覧

2023年にインドネシアがASEANの議長国を務めた際のレガシープロジェクトの1つとして、ASEAN QRというイニシアチブが進められてきた。2023年5月の時点で、全てのASEAN首脳陣はこのプログラムの支持と参加を表明し、QRコードの活用推進を継続している(基本的には二国間での連携)。

ASEAN QRコード決済の推進状況

項目	詳細
目的	ASEAN諸国においてQRコードを用いた国内及び国外での決済の統合 容易でシンプルな金融包摂の推進 米ドルへの依存度の低減
経緯	[2022年11月14日] ・ インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの中央銀行間で域内決済連結性(RPC)に関する覚書締結 [2023年5月10日] ・ ASEAN首脳による、域内の決済連結性の向上と通貨取引の促進に関する宣言 ・ インドネシアはASEAN議長国として、5つの優先課題について7つのレガシープロジェクトを立ち上げているが、そのうち2つはASEAN QR CodeとASEAN P2P (Peer to Peer) Lendingプラットフォーム [2023年8月25日] ・ ベトナムがRPCイニシアチブに参加
ターゲット	ASEAN諸国
進捗	ローンチ・導入済み - マレーシア・タイ(2021年6月18日) - タイ・シンガポール(2021年9月22日) - インドネシア・タイ(2022年8月29日) - マレーシア・シンガポール(2023年4月4日) - インドネシア・マレーシア(2023年5月8日) - タイ、カンボジア(2023年6月7日) - インドネシア・シンガポール(2023年11月17日) 開発中 - インドネシア・ベトナム(2023年8月25日MoU)
備考	・ タイでのQRIS取引は14,555件、IDR85.4億(2023年7月)。

出所) ASEAN, ASEAN Leaders’ Declaration on Advancing Regional Payment Connectivity and Promoting Local Currency Transaction, <https://asean.org/asean-leaders-declaration-on-advancing-regional-payment-connectivity-and-promoting-local-currency-transaction/>, 2023/07/24閲覧
BI, Bank Indonesia Committed to Local Currency Settlement in ASEAN Region, <https://www.bi.go.id/en/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/Bank-Indonesia-Terus-Berkomitmen-Dukung-Implementasi-Penggunaan-Local-Currency-Settlement-di-Kawasan-ASEAN.aspx>, 2023/07/24閲覧
BI, Central Banks of Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore and Thailand seal cooperation in Regional Payment Connectivity, <https://www.bi.go.id/en/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp.2430822.aspx>, 2023/07/24閲覧

これまでFinTech事業者が独自に発行してきた既存の決済用QRコードを標準化するためにEMV Coと呼ばれる国際標準に準拠する形でQRISが開発された。これは中小企業向けの金融包摂を高める政府の取り組みの1つでもある。

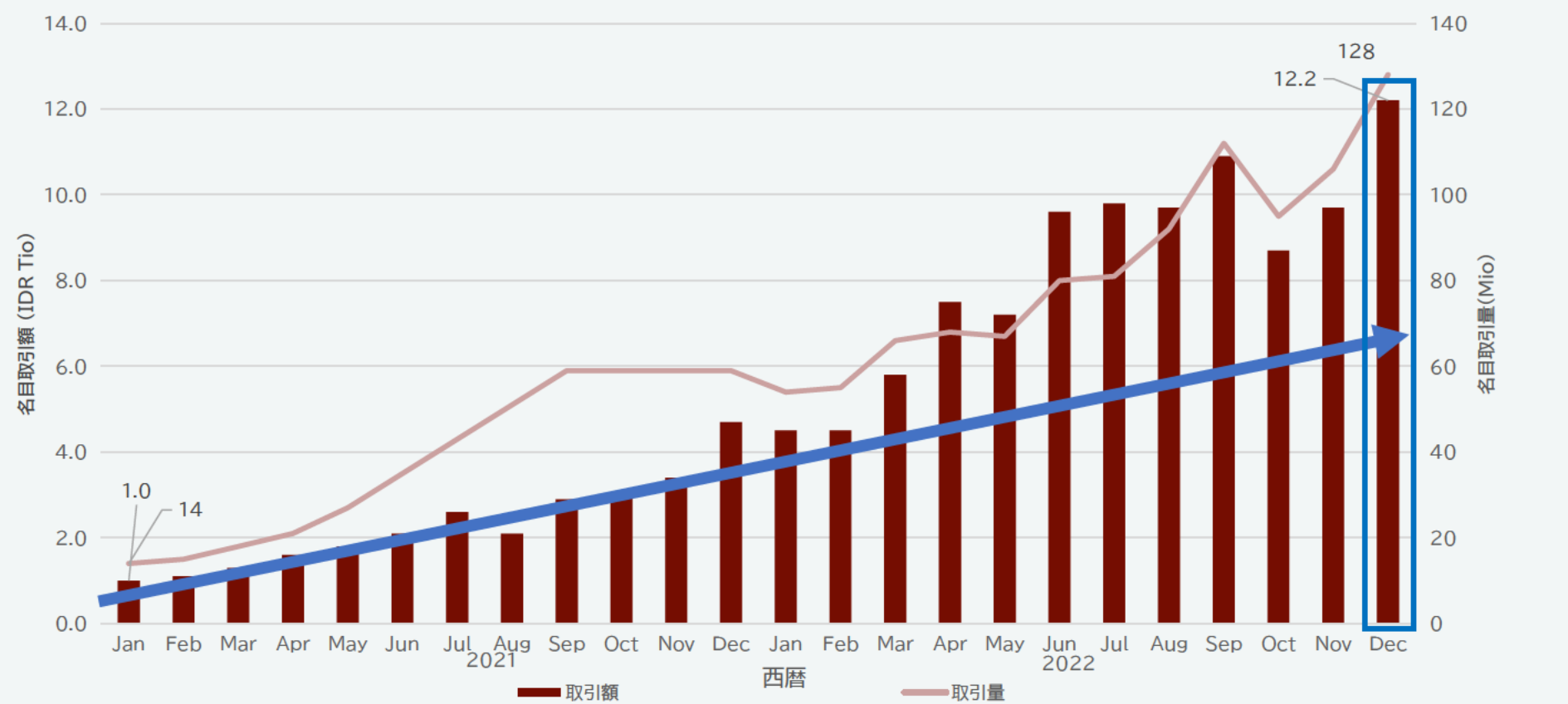
QRISの概要

項目	内容
システム名	QRIS (QR Code Indonesia Standard)
開始日	2020年1月1日
サービスの利用可能時間	24時間 365日
資金の利用可能時間	ほぼ即時
機能・特徴	- 最大取引額は1回あたり1,000万IDR - QRISに登録された加盟店での支払が可能 - 一部の国でのクロスボーダー決済(現時点ではタイ、マレーシア、シンガポールのみ)
今後の開発	- 開発計画の特徴:送金、引出し、預入れ - クロスボーダー決済(ASEAN諸国、インド、UAE、日本、中国)
取扱高	2023年7月時点で、IDR1兆4430億以上の取引
手数料	- 加盟店からステークホルダー(発行者、買収者、スイッチング等)への割引率は0~0.7%(取引形態による:通常0.7%、教育0.6%、ガスステーション0.4%、小規模事業0.3%、財団0%) - 加盟店から銀行への管理手数料: - IDR 2,000 (IDR 25,000-49,999の取引) - IDR 3,000 (IDR 50,000以上の取引) - IDR 2,900 (非BCA, BRI, Mandiri Bankの場合は左記金額が追加)
備考	- インドネシアの416地区、98都市で利用され、29万508以上の加盟店が利用 - 加盟店はWebサイトからQRISを申請・取得が可能:www.qris.online → QRIS費用を支払い(MPM static IDR 28,000) → 登録書類 → 結果通知

出所) QRIS, Interactive QRIS Website, <https://qris.online/homepage/?lang=en>, 2023/07/28閲覧;
BI, QRIS Kanal dan Layanan, [https://www.bi.go.id/QRIS/default.aspx#:~:text=Nominal%20Transaksi%20QRIS%20dibatasi%20paling%20banyak%20sebesar%20Rp2.000.000%2C00,dua%20juta%20rupiah\)%20per%20transaksi.](https://www.bi.go.id/QRIS/default.aspx#:~:text=Nominal%20Transaksi%20QRIS%20dibatasi%20paling%20banyak%20sebesar%20Rp2.000.000%2C00,dua%20juta%20rupiah)%20per%20transaksi.) 2023/07/28閲覧;
Detik Finance, Pedagang Pakai QRIS Kena Biaya 0.3%, Begini Hitungannya, <https://finance.detik.com/moneter/d-6822922/pedagang-pakai-qris-kena-biaya-03-begini-hitungannya>, 2023/08/01閲覧;

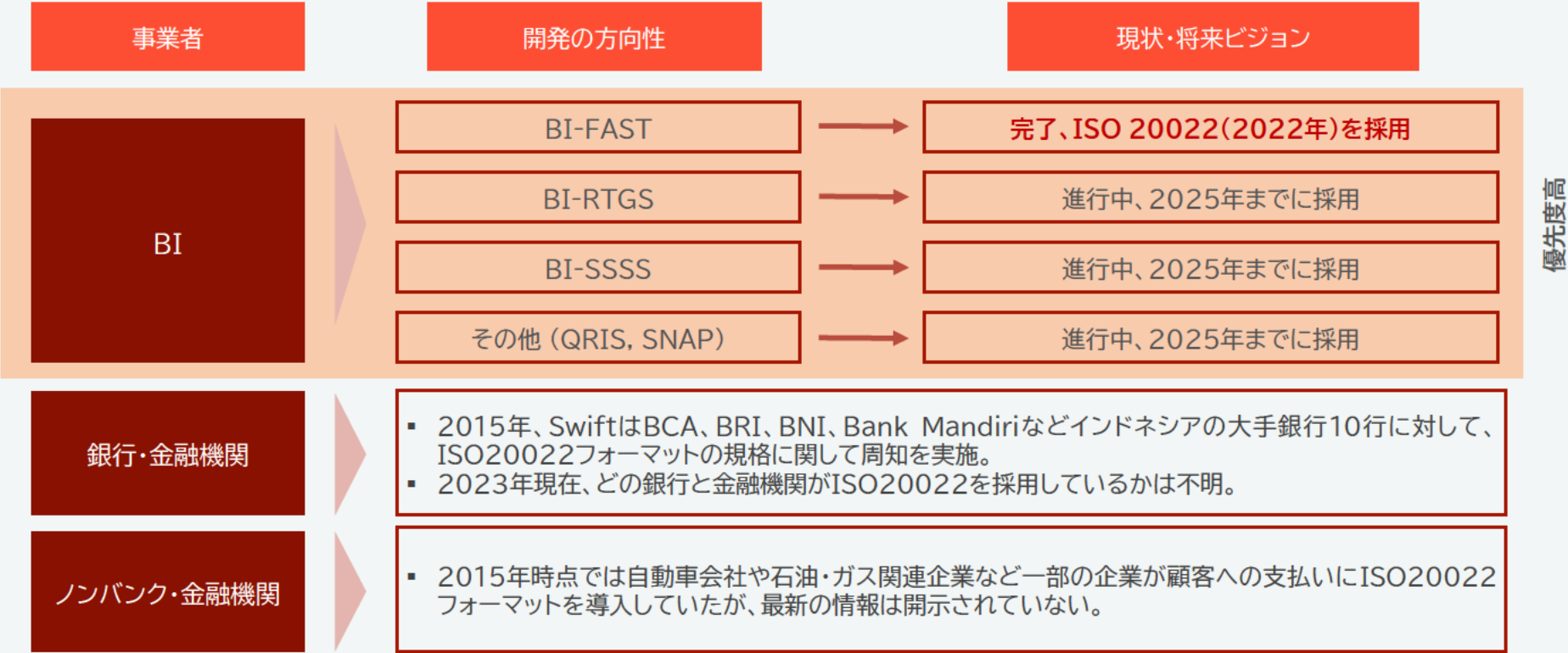
QRISが開発されたことでQRコードが標準化され、インドネシアのデジタル決済環境は大きく進展した。QRIS取引の増加の背景には、QRISを使用するマーチャントが順調に増加したことが挙げられる。なお加盟店のQRコードは、画面又は印刷された紙に表示されるMPMである。

QRIS取引額・取引件数(2021～2022)



- BIはISO20022をBI-FASTに採用しており、2025年までにBI-RTGS及びBI-SSSSにも採用する予定である。BIは、ISO20022の導入を通じて、透明性、手数料、更に高速なSLA、という観点でクロスボーダー取引の課題が改善されることが期待されている。
- 一方BI-FASTのステークホルダーはBI-FASTサービスに対してISO20022を採用したものの、他の分野/業界及びサービスへのISO20022の導入については不明である。

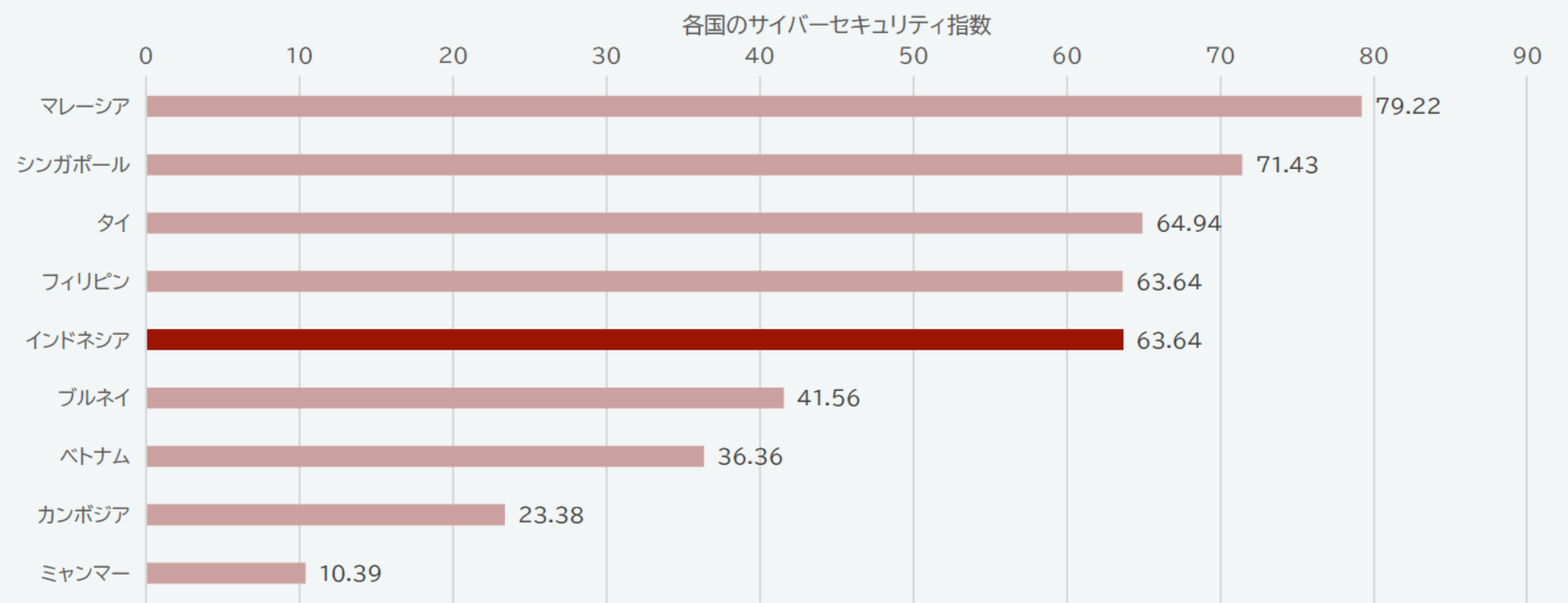
ISO 20022 準拠規格のステータス



出所) BI, Indonesian Payment System Blueprint 2025, <https://www.bi.go.id/id/fungsi-utama/sistem-pembayaran/blueprint-2025/default.aspx>, 2023/12/13閲覧;
Dea Chadiza Syafina, Indonesian banking needs to use the ISO 20022 standard, <https://keuangan.kontan.co.id/news/perbankan-indonesia-perlu-pakai-standard-iso-20022>, 2023/12/13閲覧;
CNBC Indonesia, Gubernur BI Bocorkan Peluang Baru Buat Startup Fintech RI, <https://www.cnbcindonesia.com/tech/20231130193347-37-493522/gubernur-bi-bocorkan-peluang-baru-buat-startup-fintech-ri>, 2023/12/19閲覧

オンラインとオフラインの両方でデジタル決済が増加しているにもかかわらず、インドネシアは近隣諸国と比較して国家サイバーセキュリティ指数(NCSI)が低く、世界ランク49位にとどまる。NCSIは、サイバー攻撃を防ぐための準備及び、サイバーインシデント、犯罪、大規模攻撃の管理・準備という観点から、各国のサイバーセキュリティのレベルを指数化しているもの。

東南アジア各国及び日本のサイバーセキュリティ指数2023



備考: NCSI は、中央政府が実施するサイバー セキュリティ能力を測定するもの。参考までに日本のNCSI指数は63.64(インドネシアと同じ)

マネーロンダリング対策とテロ資金供与との闘いは、金融分野における重要な課題である。金融活動タスクフォースでは、新しいAML手法及び能力の問題を解決するための各国への提言に積極的に取り組んできた。

マネーロンダリング/テロ資金対策 (AML/CFT)

項目	内容	AML/CFTに関するFATF勧告
暗号通貨による マネーロンダリング	（個人的支出や犯罪行為のため）出元を隠すために、合法資金と違法資金の暗号を混ぜる。 - 追跡が困難なプライバシー暗号を購入し、他の通貨に交換/販売する。	- 仮想資産サービス事業者が受益所有者義務を確実に履行していることを確認する。 - BAPPEBTIは、仮想資産サービス事業者のための包括的なオンサイト検査プログラムを用意する必要がある。
預金、投資、高級品 への現金の使用	- 違法行為で得た現金を銀行や両替商に預入れ、出元を偽装するために資金を複数の受取人へ移す。 - 出元を更に隠すために高級品や金融投資を購入する。 - BIは、金融機関に月次の取引報告書（入金、出金、国内送金）の提出を義務付けているが、FAFTは不十分だと判断（詳細は不明）。	- MOLHR、KPK、警察に多くのリソースを配分し、マネーロンダリングに対処する。 - 通貨の物理的なクロスボーダー取引を検出する開示システム。 - BIは金融機関によるAML違反に対する制裁の枠組みを改善する必要がある。
他人のIDの活用	高級品（自動車、土地、建物）の購入は、資金源を隠すために、家族や従業員の名前を使って行われる。	- 報告義務の不遵守に対して、より強力な制裁を課す。 - 海外での犯罪収益の押収・没収を強化する。 - 企業は、FATF基準に準拠している国に所在するデューデリジェンスの第三者機関を利用できる。

出所) UNODC, Money Laundering Through Cryptocurrencies, <https://syntheticdrugs.unodc.org/syntheticdrugs/en/cybercrime/laundryproceeds/moneylaundering.html>, 26/09/2023
Professor Joni Emirzon of Universitas Sriwijaya Law School, Form of Practice And Mode of Money Laundering Offense, <https://jurnal.kpk.go.id/Dokumen/SEMINAR.ROADSHOW/Bentuk-praktik-dan-modus-tpu-Joni-Emirzon.pdf>, 29/09/2023
FATF, Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures Indonesia Mutual Evaluation Report, <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/MER-Indonesia-2023.html>, 28/11/2023
HukumOnline, Guidelines for the Implementation of AML & CTF Programs for IT-Based Crowdfunding Service Providers, <https://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/tt6348fd8c33eff/surat-edaran-otoritas-jasa-keuangan-nomor-17-seojk04-2022-tahun-2022>, 15/12/2023

マネーロンダリング対策とテロ資金供与との闘いは、金融分野における重要な課題である。金融活動タスクフォースでは、新しいAML手法及び能力の問題を解決するための各国への提言に積極的に取り組んできた。

マネーロンダリング/テロ資金対策 (AML/CFT)

項目	内容	AML/CFTに関するFATF勧告
テロへの資金提供	- テロリストの家族に経済的援助を与え、その支援を継続すること。 - 資金は資産の売却、給与、団体への寄付、強盗などから集められる。寄付者には、従業員(給与基金など)及び起業家が含まれる。 - 資金は、金融サービス事業者又はクロスボーダーで送られる現物資金を通じて移転される。	- テロ資金供与のリスクがある非営利組織への働きかけを強化し、企業にリスクベースの取引アプローチを義務付けることにより、監督とリスク低減を確保する。モニタリングの頻度を増やし、CFTへの手続きを実施する。 - テロ資金供与のために非営利組織を利用する個人に対する犯罪捜査を継続する。 - BIがノンバンク決済及びノンバンク両替サービス事業者に対する健全なCFT監督を規制し、実施する。 - PPATKはMOLHRと協力して、不審な取引の報告を改善する必要がある。

出所) UNODC, Money Laundering Through Cryptocurrencies, <https://syntheticdrugs.unodc.org/syntheticdrugs/en/cybercrime/laundryingproceeds/moneylaundering.html>, 26/09/2023閲覧;
Professor Joni Emirzon of Universitas Sriwijaya Law School, Form of Practice And Mode of Money Laundering Offense, <https://jurnal.kpk.go.id/Dokumen/SEMILAR.ROADSHOW/Bentuk-praktik-dan-modus-tpu-Joni-Emirzon.pdf>, 29/09/2023閲覧;
FATF, Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Measures Indonesia Mutual Evaluation Report, <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/MER-Indonesia-2023.html>, 28/11/2023
閲覧;
HukumOnline, Guidelines for the Implementation of AML & CTF Programs for IT-Based Crowdfunding Service Providers, <https://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt6348fd8c33eff/surat-edaran-otoritas-jasa-keuangan-nomor-17-seojk04-2022-tahun-2022>, 15/12/2023閲覧

4.フィジー調査

4-1.決済インフラ調査

4-1-1.大口決済

4-1-2.小口決済

4-2.クロスボーダー決済の現状調査

4-1-1 決済インフラ調査

フィジーでは世界銀行とIFCの支援を受け、従来のRTGSであるFIJICLEAR(2007～)を更改している。2022年のATSとCSDの稼動開始に続き、2023年11月27日にはATSの一部であるACH機能が稼動開始した。ACHにより、顧客が銀行から別の銀行に送金する際に、24時間いつでも即時かつ効率的な送金が可能となるため、以下のような効果が期待されている。

- ・ 金融セクターと実体経済セクターの連携強化、経済活動の利便性向上
- ・ 受取側が即時に資金を利用可能になることによる、中小企業のキャッシュフロー管理の改善
- ・ 現金処理コストの削減
- ・ モバイルウォレットと銀行口座の相互連携の向上

決済システム更改プロジェクトのスケジュール概要

時期	実施内容
2007	・ 従来の決済システム「FIJICLEAR」の稼動開始。
2021	・ NPS法「National Payment System Act」の提出、承認。
2022/9/30	・ NPS更改の第一段階 法規制「National Payment System Regulation」の施行。
2022/11/28	・ 即時/高額決済向けのRTGS機能をもつATS(Automated Transfer System;自動送金システム)を稼動開始。今後追加される、一括/低額決済向けのACH機能もATSの機能の1つである。 (ATSの固有名称として、従来のFIJICLEARが再度用いられることとなった。) ・ 翌週にはCSD(Central Securities Depository;証券集中保管機構)が稼動開始。
2023～	・ 以降5年間、NPSエコシステムの改善戦略などについてIFCがアドバイスを行う予定。(現在NPS戦略を作成中)
2023/11/27	・ ACH(Automated Clearing House;自動決済機関)の稼動を開始。
～2024	・ RBFの方針では、2024年末までに小切手の廃止を予定。

4-1-1 決済インフラ調査 ①大口決済

フィジーではNPS戦略の一環として、RTGSとACHが整備されている。大口決済を処理するRTGSは、高額/緊急の決済を対象としている。

フィジーにおける大口決済システム

項目	大口決済
	RTGS
概要	- フィジーのATSであるFIJICLEARを構成する1機能 - 銀行間の口座振替機能であり、支払指示の処理と決済がリアルタイムかつ同時に行われる。 - 資産の流動性を確保するために、FIJICLEARのネット決済用にRTGS内に資金が確保されており、RBFからRTGSの参加者に対して、一営業日以内に限定して信用が提供される。
稼動開始時期	2022/11/28
トランザクション件数	上限は存在しない。
運用者	RBF
対象機能	優先度順/高額決済向けの決済機能
利用者	RBF、及び商業銀行6行
運用時間	高額の決済を即時に実施する。(ただし、資金不足時にはFIJICLEARからキューイングを実施)
運用上の課題	運用開始後間もない上、NPSプロジェクトはまだ進行中のため、まだ課題等は確認されていない。

4-1-2 決済インフラ調査 ②小口決済 (1)概要

フィジーではNPS戦略の一環として、RTGSとACHが整備されている。低額決済向けのACHでは24時間365日いつでも送金指示を通信して送金することができるが、銀行間の実際の送金は営業日中の通常の精算セッションのタイミングで実施される。

フィジーにおける小口決済システム

項目	小口決済
	ACH
概要	- フィジーのATSであるFIJICLEARを構成する1機能 - ACHでは参加者間のネットポジションを計算し、RTGSが決済を行うためのネット決済指示(IDC: Initially Direct Credits)をRTGSに送信する。 - 年間200億USD程度の取引を想定したパイプラインを整備している。 - 通信は全てVPN経由である。
稼動開始時期	2023/11/27
トランザクション件数	- EFT取引(電子取引):各銀行の顧客は、1取引ごとに50,000FJD以下。 - IFT取引(即時資金移動):各銀行の顧客は、1取引ごとに5,000FJD以下。
運用者	RBF
対象機能	一括/低額決済向けの送金機能
利用者	RBF、及び商業銀行6行 + モバイルウォレット事業者2社(モバイルウォレット事業者はEFTとIFTの送受信のみ利用可能)
運用時間	- EFT(Electronic Fund Transfer):ネットポジションを計算して、決済を行うための指示をRTGSに送信する。送信タイミングは月曜～金曜(祝祭日除く)の10時、12時、14時、16時。 - IFT(Instant Fund Transfer):24時間365日いつでも即時に実施されるが、決済自体は営業日中の通常の精算セッションにて時点ネット決済システムで実施される。

モバイルネットワークプロバイダが2社存在し、両社共にモバイルウォレットを提供しているが、モバイルウォレット間の相互利用は実現していない。当初はVodafoneがモバイルネットワーク、及びモバイルウォレットを独占していたが、Digicelが参入した後は2社で市場を二分している。2019年以降、Covid-19における政府から国民への補助金の支払いの手段として、モバイルウォレットが採用されたため、一挙に利用者数が増加した。

フィジーにおけるモバイルウォレット事業者(M-PAiSA)

	M-PAiSA	
企業名	Vodafone【Amalgamated Telecommunications Holdings、及びFiji National Provident Fundの傘下】	
サービス名	M-PAiSA	
市場シェア	49.40%（2022年）	
開始時期	2010年6月	
ユーザー数	登録者数約550,000人（2020年2月） 店舗数は非公開	
送金量	年間約60億FJD以上（2023年）	
送金手数料	入金、QR決済時	・無料
	未登録※アカウントへの送金	・1～500FJD： 0.50FJD
	登録済※アカウントへの送金	・1～2000FJD： 0.50FJD
	出金時	・1～100FJD： 2.00FJD ・101～500FJD： 3.00FJD ・501～1,000FJD： 4.00FJD
対応通貨	FJD	
入金・出金	・ ANZやBSP、Westpacのオンライン銀行口座と連携し、アプリ経由での出入金が可能 ・ 市中のM-PAiSAエージェント、もしくはVodafone店舗にて出入金が可能	
備考	・ M-PAiSAはフィジーのサービスであり、他にバヌアツで展開しているM-VATUなどが存在する。 ・ 海外からの送金時には、送金時点の為替レートで現地通貨をFJDに換金して送金する。	

出所）調査団による現地でのヒアリングを元に作成

※登録とはSIMカード(KYC済み)とモバイルウォレットのひもづけが済んでいることを示す。

FBC NEWS, 550,000 registered on M-paisa, <https://www.fbcnews.com.fj/business/vodafone-benefitting-the-economy/>, 2023/01/16閲覧

FBC News, M-PAiSA revolutionizes Fiji's payment system, <https://www.fbcnews.com.fj/news/m-paisa-revolutionizes-fijis-payment-system/>, 2024/01/16閲覧

Digicel, MyCash, <https://mycash.com.fj/>, 2023/01/16閲覧

Amalgamated Telecom Holdings Limited, ANNUAL REPORTS, <http://www.ath.com.fj/component/content/article/63-annual-reports/78-annual-reports>, 2023/01/16閲覧

© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

海外からフィジーに向けた一方向だが、MyCashは2020年以降クロスボーダー送金にも対応している。現地調査団によるヒアリングでは、フィジー政府や国際協力機関の印象として、Vodafoneはインフラに強く、Digicelは技術に強いという意見が挙げられた。

フィジーにおけるモバイルウォレット事業者(MyCash)

	MyCash	
企業名	Digicel	
サービス名	MyCash	
市場シェア	41.90% (2022年)	
開始時期	2020年11月	
ユーザー数	約180,000~200,000人 (2022年ヒアリング時点) 850店舗のQRメンションと、150のエージェントが登録済み	
送金量	非公開	
送金手数料	入金、送金、請求書支払時	・無料
	出金、ウォレットから銀行への振込時	・1~100FJD: 1.00FJD ・101~500FJD: 2.00FJD ・501~1,000FJD: 3.00FJD
対応通貨	FJD	
入金・出金	- ANZやBSPのオンライン銀行口座と連携し、アプリ経由での出入金が可能 - 市中のMyCashエージェント、もしくはDigicel店舗にて出入金が可能	
備考	- 太平洋島しょ国各国でMyCashサービスを展開している。 - 海外からの送金時には、Digicel International、Roket Remit、Remitly、MoneyGram International、KlickEx Pacific、Ria Money等のサービスを用いて送金する。	

出所) 調査団による現地でのヒアリングを元に作成
FBC NEWS, 550,000 registered on M-paisa, <https://www.fbcnews.com.fj/business/vodafone-benefitting-the-economy/>, 2023/01/16閲覧
FBC News, M-PAiSA revolutionizes Fiji's payment system, <https://www.fbcnews.com.fj/news/m-paisa-revolutionizes-fijis-payment-system/>, 2024/01/16閲覧
Digicel, MyCash, <https://mycash.com.fj/>, 2023/01/16閲覧
Amalgamated Telecom Holdings Limited, ANNUAL REPORTS, <http://www.ath.com.fj/component/content/article/63-annual-reports/78-annual-reports>, 2023/01/16閲覧

© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

4.フィジー調査

4-1.決済インフラ調査

4-2.クロスボーダー決済の現状調査

4-2-1.実態把握

4-2-2.国際標準への準拠

2021年には、他国からの送金が約4億8,000万USDに対して、フィジーから他国への送金は約3,700万USDに留まる。

フィジーにおけるクロスボーダー送金の対象は主に太平洋島しょ国、及びオーストラリアやニュージーランド、アメリカが挙げられる。送金理由は諸外国に出稼ぎに出ている労働者から、フィジー国内の家族への送金が主であり、オーストラリアやニュージーランド、アメリカの順に出稼ぎ労働者の数が多い。

TOP10 フィジーへの送金元

Sending country	Remittance amount (2021, million USD)
Australia	170.01
New Zealand	133.06
United States	104.57
Canada	55.82
United Kingdom	13.33
India	1.31
Kiribati	0.89
Tonga	0.79
American Samoa	0.56
Germany	0.51

TOP10 フィジーからの送金先

Receiving country	Remittance amount (2021, million USD)
Pakistan	7.48
Solomon Islands	5.50
India	5.30
China	3.98
Bangladesh	3.45
Australia	2.95
Tonga	2.82
Vanuatu	2.59
Kiribati	1.81
Samoa	0.42

出所) 移住と開発に関するグローバルナレッジパートナーシップ(KNOMAD) <https://www.knomad.org/data>、2023/10/25閲覧

- クロスボーダー決済に関与するプレーヤーは、一般的に以下の2種類に分けられる。
- 従来、最もよく利用されてきたのは海外資本の大手銀行を経由したクロスボーダー送金であり、ANZ、BSP等の海外口座とフィジー口座の間での送金が主流であった。
 - 2020年以降、モバイルウォレット事業者がクロスボーダー送金に対応しており、2020年にはM-PAiSAとMyCashが海外からフィジーへの送金のみに対応開始した。また、2023年以降M-PAiSAは、Vodafoneが他の太平洋島しょ国に展開する決済サービスとの間の相互送金に対応し始めている。

関連事業者・プレーヤー

カテゴリー	概要	主要プレーヤー
商業銀行	海外資本の大手銀行を経由したクロスボーダー送金 (下図の逆向きの送金も可能) 海外 個人 → 商業銀行Aの 海外口座 → フィジー 商業銀行Aの フィジー口座 → 個人	大手海外銀行 5行 • ANZ • BSP • Bred Bank • Bank of Baroda • Westpac
モバイルウォレット事業者	- MyCashは、海外からフィジーへの送金のみに対応 海外 個人 → 海外の送金 事業者 → フィジー Digicel International → フィジーの MyCash → 個人 - M-PAiSAは、MyCashと同様に、海外の送金事業者からの受取に対応しているほか、Vodafoneの展開する決済サービス間での送金に対応 (下図の逆向きの送金も可能) 海外 個人 → 海外Vodafone (M-Vatu、M-Tala等) → フィジー フィジーの M-PAiSA → 個人	モバイルウォレット事業者: • Digicel(MyCash) - 海外の送金事業者、WorldRemit、Remitly等と提携 • Vodafone(M-PAiSA)

- フィジーではMyCashやM-PAiSA等のモバイルウォレットを利用した送金が利用されている。
- MyCashは、海外のクロスボーダー送金サービスと提携し、海外からフィジーへの送金のみに対応している。
 - M-PAiSAでは近年他国Vodafone系列のモバイルウォレットとの提携が進んでいる。海外送金に関する技術提供は、バングラデシュやパプアニューギニアで、銀行口座を持たない人々向けのモバイル決済ソリューションを提供しているmHITS(オーストラリア)が行っている。

フィジーにおけるモバイルウォレット事業者の国際送金

項目	Digicel(MyCash)	Vodafone(M-PAiSA)
概要	• 2023年時点では、国外からフィジーへの送金のみに対応。	• 2023年時点では、Vodafoneが太平洋島しょ国各国に提供しているモバイルウォレットサービスとの連携しか予定していない。
送金方法	• フィジーにて送金を受け取るには、従来のDigicel MyCashアプリと、新しいDigicel Internationalアプリを連携して利用する。 • フィジー、サモア、トンガの各国でDigicelが提供しているモバイルウォレット「MyCash」とのクロスボーダー送金をについては、他の国際送金サービスを介せずに、Digicel Internationalにて実現している。	• 2023年3月、Vodafoneが提供するバヌアツの決済サービスM-VatuとM-PAiSAが接続され、送金が可能となった。 • 今後、Vodafoneが提供する太平洋島しょ国各国の送金サービス、サモアのM-Tala、クック諸島のe-Moni、キリバスのM-PAiSA等とも連携する予定。
為替 取扱通貨	• World Remit 等の国際送金サービス、又はDigicel Internationalを用いて、送金者が送金時に為替を確認可能。 • 取扱通貨は、送金者の利用する国際送金サービスに依存する。	• 太平洋島しょ国各国の通貨に対応している。 • 送金者は所定の為替レートで自国通貨で同等の金額を支払う。(為替の管理主体については公開情報が無い)
備考	• 2020年11月にはDigicel Internationalとデジタル決済サービスプロバイダのWorld Remitが提携し、世界中からフィジーに送金可能となった。 • 他にも利用国に限られるが、国際送金サービスのRemitly等6種のサービスに対応済み。 • 送金は数分以内に送金先のMyCashアカウントに反映される。	• UNCDFが支援するPDEPの一環。援助資金元はオーストラリア及びEU、技術提供はFinTechモバイル送金プラットフォームのmHITSである。

出所) 調査団による現地でのヒアリングを元に作成
Digicel, International Money Transfer, <https://mycash.com.fj/international-money-transfers>, 2024/01/05閲覧
Vodafone, M-PAiSA International Money Transfer, <https://www.vodafone.com.fj/personal/products-services/m-paisa/m-paisa-imt>, 2024/01/05閲覧
UNCDF, Vodafone MPaiSA Fiji unveils international remittance service, <https://www.uncdf.org/article/1015/vodafone-mpaisa-fiji-unveils-international-remittance-service-migration>, 2024/01/05閲覧

多くの人は銀行の国際送金サービスを利用しているが、送金時の手数料や処理時間は課題である。
また、フィジーではAML対策として、金融機関が初めての顧客を登録する際(口座開設含む)に、「収入レベル」及び「口座開設時もしくは顧客登録時の顧客の収入源」(給与明細等)が求められるため、ユーザーに対する手続きが煩雑であることが課題として認識されている。(フィジーAML/CFTガイドライン1)

クロスボーダー送金における課題

項目	フィジーでの課題例		
手数料 ※ANZの例	送金	電信送金	25 FJD
		FJD建ての為替手形及び電信送金	0.25% (最小 30 FJD、最大 130 FJD)
		外貨口座からの外貨建て電信送金	0.25% (最小 30 FJD、最大 130 FJD)
	受取	ANZ口座への入金	10 FJD
		現地通貨建て他行口座への入金	15 FJD
		外貨建て他港口座への入金	70 FJD + 電信送金手数料 25 FJD
		ANZ振出FJD手形の現金化	10 FJD
処理時間	- SWIFT: 数日 - Digicel(MyCash): 数分		
手続きが煩雑	- アカウントの登録情報が誤っていたり、オーストラリアへの出稼ぎ労働者のアカウントを、フィジー国内の親族が利用してエラーが発生する等の問題が発生している。フィジーでは、モバイル通信事業者ごとに、1人1つ以上のSIMカードを提供してはならない上、SIMカード1つにつき1つのモバイルウォレットしか利用できないため、アプリ登録時に生年月日と氏名を確認して重複が生じないようにしている。 つまり、VodafoneとDigicelの両方と契約したとしても、最大2つの携帯電話番号とモバイルウォレットしか持つことができない。(Digicel2022年ヒアリング) - 海外からモバイルウォレットに送金した場合には、資金の流入元が分からないため、AMLの観点により、モバイルウォレットから銀行口座への資金移動の対象外となっている。モバイル決済事業者がKYC結果について銀行に説明責任を果たすならばモバイルウォレットから銀行口座への資金移動が可能になる。(ANZ2022年ヒアリング)		

出所) ANZ、ANZ INTERNATIONAL SERVICES FEES AND CHARGES BROCHURE, <https://www.anz.com/content/dam/fiji/pdf/international-services.pdf>、2024/01/05閲覧
Fijivillage, International Money transferring free for Digicel, <https://www.fijivillage.com/news/International-Money-transferring-free-for-Digicel-rs592k/>、2024/01/18閲覧
FijIFTU, FIU Enforceable Guideline 1, [https://www.fijiftu.gov.fj/getattachment/Pages/Guidelines-and-Policy-Advisories/Guidelines/Guideline-1-Suspicious-Transaction-Reporting-\(Revised-12-January-2021\)-\(1\).pdf.aspx](https://www.fijiftu.gov.fj/getattachment/Pages/Guidelines-and-Policy-Advisories/Guidelines/Guideline-1-Suspicious-Transaction-Reporting-(Revised-12-January-2021)-(1).pdf.aspx)、2024/01/31閲覧

フィジーには金融取引報告法(2004年発行、2022年改正、Financial Transactions Reporting Act:FTR法)があり、金融機関によるRBFへの取引の報告を義務付けている。
また、FIJICLEARでは、一定限度額を超える取引、及び不審な取引を報告する機能がある。

フィジーFTR法のポイント

項目	金融取引報告法(FTR法)
マネーロンダリングリスク評価・クライアントリスク分類	(第4, 6条) 政府として、下記の対応を行うことが規定されている。 - 金融取引報告法に基づき、2004年にフィジーFIU(Financial Intelligence Unit: 金融諜報ユニット)が発足 - FIU下の国家アンチマネーロンダリング評議会にて、フィジーの国機関に対してAML/CFT対策の調査と提言を実施
KYC要件	金融機関によるKYCの実施とKYC記録の実施が義務付けられている。
企業内部のAML防止対策に関する規制	(第2条) 金融機関の義務として主に下記の内容が示されている - KYC実施及びKYC記録の義務 - コルレス関係の銀行のAML/CFT対策状況の評価
不審取引、高額電子取引の報告	(第3条) 金融機関の義務として主に下記の内容が示されている - 金融取引の報告 - 疑わしい取引の記録保全・報告者保護等

フィジーのFTR法に関連して、10のAML/CFTガイドラインと1つのAMFポリシーガイドラインがあり、最初のガイドラインは2004年に発行され、最新の改訂は2022年に実施された。
これらのガイドラインはフィジー銀行法(1995年)の第14条(3)に基づき、RBFの基準として発行されている。
また、FIJICLEARでは、一定限度額を超える取引、及び不審な取引を報告する機能がある。

フィジーAML/CFTガイドラインのポイント

文書名	概要	内容
ガイドライン 1	疑わしい取引を特定するためのガイダンス	- 顧客、取引、取引関係を監視し、疑わしい取引を特定して報告するための要件 - 疑わしい取引を行うセクターの例、刑事犯罪の危険信号リスト等
ガイドライン 2	疑わしい取引のFIUへの報告書様式	疑わしい取引を金融機関がFIUに報告する際の、報告書への記入方法
ガイドライン 3	5,000ドル以上の現金取引の報告	ノンバンク金融機関にて、5,000ドル以上(若しくは相当額の外貨)の現金取引が行われた際に、ノンバンクがFIUに報告するための要件
ガイドライン 4	顧客識別と検証方法のガイダンス	金融機関がFTR法に示されたKYCを実施するための実践的ガイドライン
ガイドライン 5	新技術/サービスに対するマネーロンダリング、テロ資金供与、資金拡散のリスク評価義務	新しい商品開発や送金メカニズム、サービス、新技術の開発に際して、金融機関とDNFBP(AML/CFTの特定非金融業者及び職業専門家)が、リスクを特定・評価するためのガイドライン
ガイドライン 6	高リスク国との送金に関する追加要件	高リスク国、若しくはAML/CFTが不十分な国との取引における追加要件
ガイドライン 7	政治的に影響力のある人物の送金に関わる追加要件	政治的に重要な人物に関連するリスクベースの顧客注意義務(CDD)に関する追加要件
ガイドライン 8	不動産やビジネスにおけるAMLコンプライアンス義務	不動産事業者やビジネス事業者に向けた、AML/CFTのコンプライアンス義務のガイドライン
ガイドライン 9	ビジネス分野の法律家へのガイダンス	FTR法等の法規制に示された義務に関する、ビジネス分野の法律家向けのガイドライン
ガイドライン 10	e-KYCのためにデジタルIDを使う場合の、金融機関向けガイドライン	顧客注意義務(CDD)、もしくはe-KYCのためのデジタルIDシステムを利用する際の、金融機関向けの追加要件
RBF AMLポリシーガイドライン	フィジーで銀経業務を行う上で最低限必要なAML/CFT要件についてRBFが示したもの	AML/CFTポリシーを文書化するための、リスク管理フレームワークの要件等

FIJICLEARは、ISOの規定する電文形式(ISO 20022)に準拠している。
また、FIJICLEARに接続する組織は、ISO 20022、ISO 22316:2017に準拠する必要がある。
モバイルウォレット事業者に関しては、M-PAiSA、MyCash共にQRコードが国際基準への準拠の状況は開示されていない。

国際基準の準拠状況

対象	国際基準	準拠状況
FIJICLEAR	ISO	- FIJICLEARへの電文は、ISO 20022フォーマットに準拠する必要がある。 - FIJICLEARに接続する組織は、ISO 22316:2017に準拠した組織のレジリエンス能力を持つ必要がある。 - ISO 3166-2の国際コードに準拠したフォームを利用している。
モバイルウォレット事業者	ISO	- M-PAiSAは ISO/IEC 27001:2013(情報セキュリティマネジメント)に準拠している。 - M-PAiSA、MyCash共に、QRコードに関する標準の準拠状況は開示されていない。

出所) RBF、FIJICLEAR BUSINESS RULES、2023/03 (RBFから調査団に提供)
M-PAiSA、Media-Release、<https://www.vodafone.com.fj/about/about-us/media-releases/media-release-2022/vodafone-fiji-attains-iso-iec-27001-2013-certification-for-information-security-management>、2023/12/20

5. ソロモン調査

5-1. 市場調査

5-1-1. 市場調査、経済性の評価

5-1-2. 法制度調査

5-2. 競合動向調査

5-3. 決済インフラ調査

5-4. クロスボーダー決済の現状調査

ソロモン諸島の一般情報を下表に示す。ソロモン諸島の首都はホニアラ(ガダルカナル島)である。西はパプアニューギニア、南東はバヌアツ、西南はオーストラリアと国境を接している。
行政機関や経済はホニアラを中心に発展しているものの、経済格差も大きく、貨幣経済と自給自足の経済が併存している。

ソロモン諸島の概況

国土面積	28,900 km ²
人口	71万人
行政区	9州+首都
首都	ホニアラ
大都市圏	ホニアラ都市圏（人口:16万人） ホニアラ市（人口:13万人） タンダイ市（人口:1.9万人） （※ 2019年国勢調査時点）
母国語	公用語:英語 共通語:ピジン英語
GDP	16.3億 USD(WB、2021)
一人あたりGNI	2,320 USD(WB、2021)
携帯利用普及率 (%住民)	67%(2021.CIA推定)
インターネット普及率 (%住民)	36.1%(2021.WB)
為替	ソロモン諸島ドル(SI\$ /SBD) 1ソロモン諸島ドル ≒ 約14円(2021年12月)

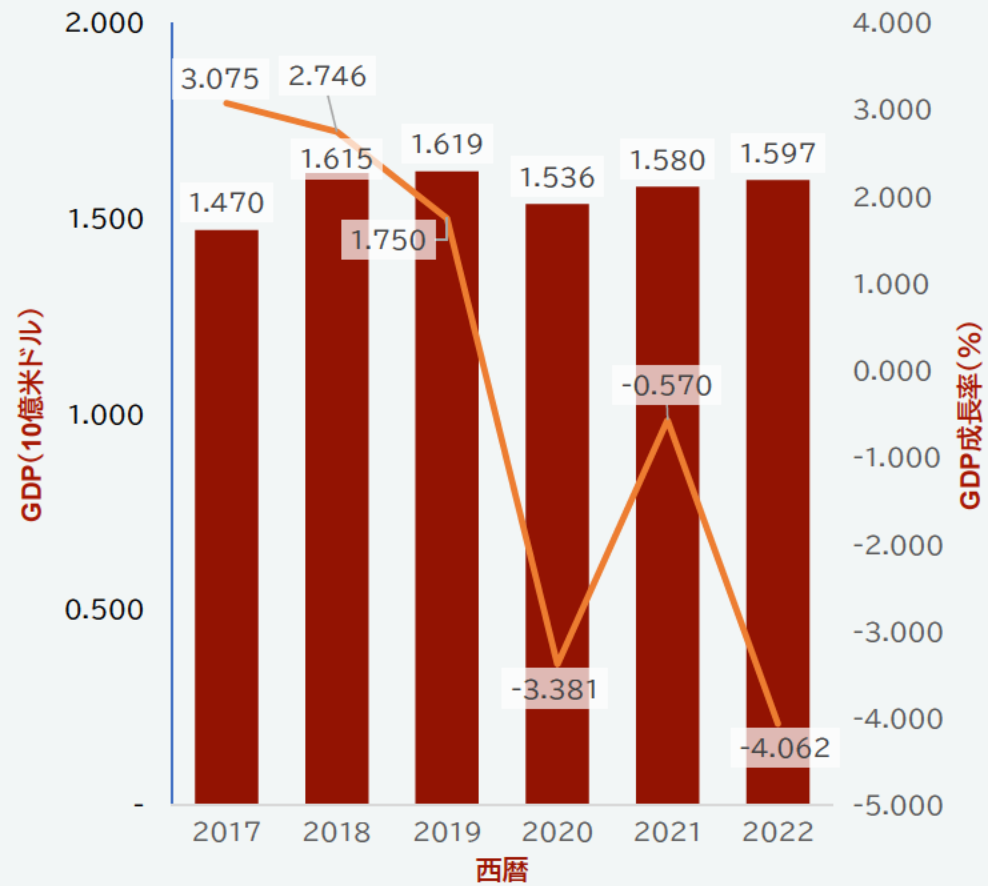


ソロモン諸島周辺地図

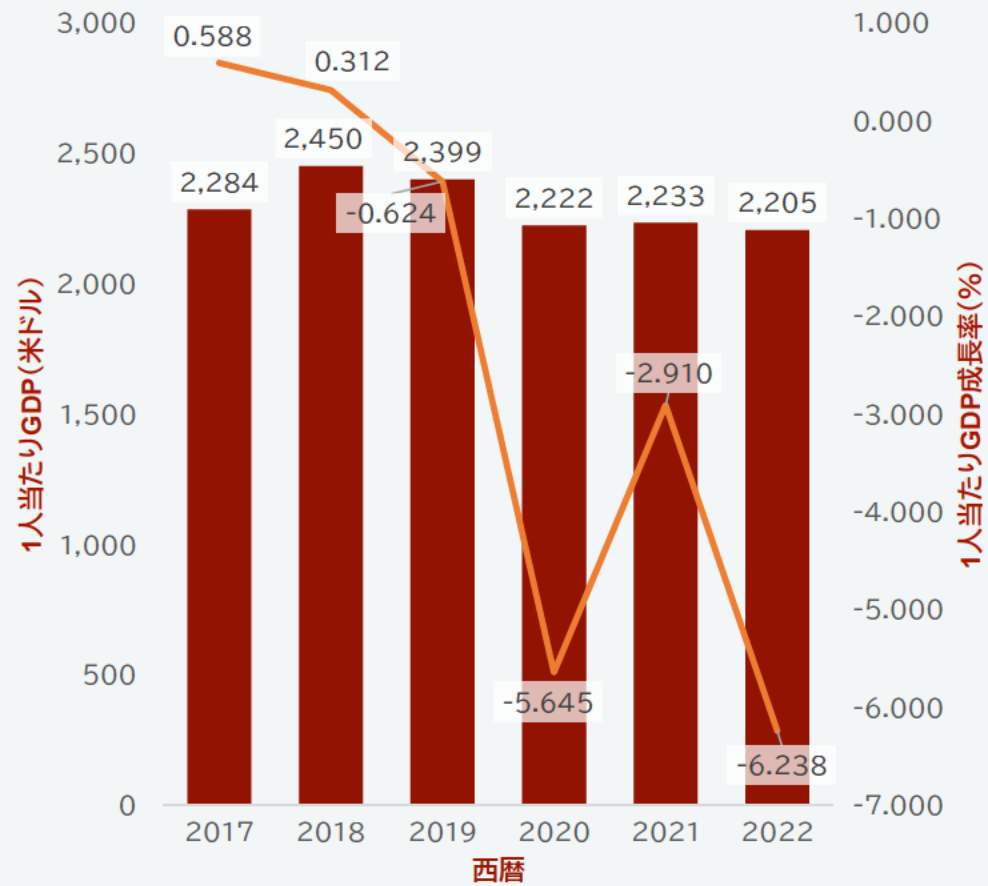
出所) 外務省、ソロモン諸島基礎データ、<https://www.mofa.go.jp/mofai/area/solomon/data.html>、2023/7/31閲覧
City Population、SOLOMON ISLANDS、<https://www.citypopulation.de/en/solomon/cities/>、2022/11/14閲覧
ベトナム統計局、公式サイト、<https://www.gso.gov.vn/en/homepage/>、2022/11/14閲覧

近年の経済状況を示す指標として名目GDP及びGDP成長率と一人あたりGDPを以下に示す。
Covid-19の影響を受けて、2020年以降のGDPの成長は鈍化している。

GDP及びGDP成長率推移



1人当たりGDP及び成長率



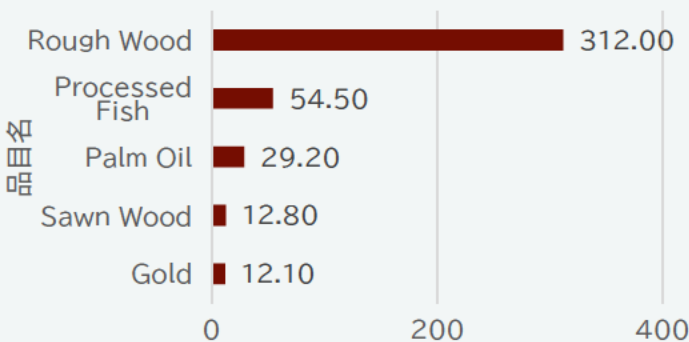
■ GDP(Current Billion US\$) — GDP成長率(年間 %)

■ 1人当たりGDP(Current US\$) — 1人当たりGDP成長率(年間 %)

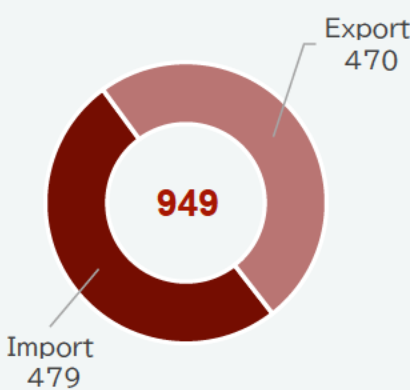
出所) The World Bank, World Development Indicators, <https://data.worldbank.org/>, 2023/01/17閲覧

輸出入品目に関しては、輸出は生木や加工された魚、パーム油などの材料が多く、輸入は石油が最も多い。
またサービス面では、個人旅行の収益が高い。

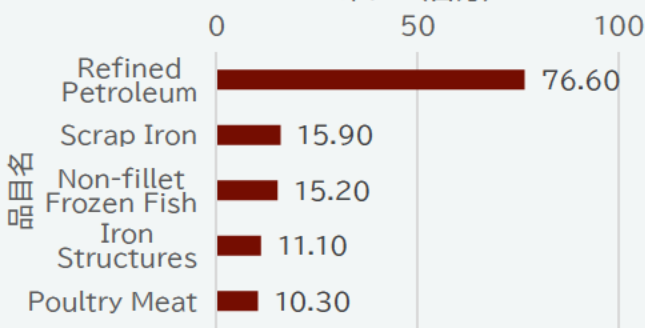
輸出品目(百万ドル) 2021
米ドル(百万)



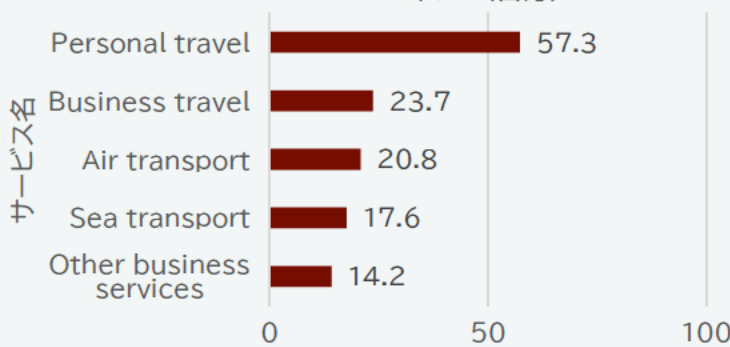
輸出入総量(百万米ドル)
製品 2021



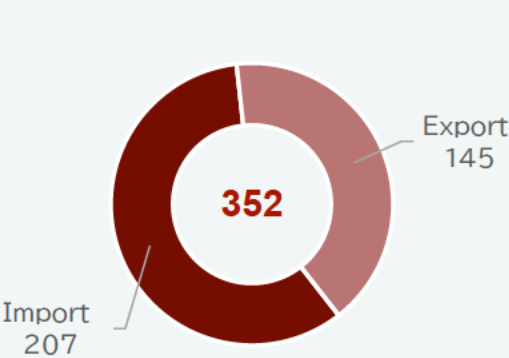
輸入品目(百万ドル) 2021
米ドル(百万)



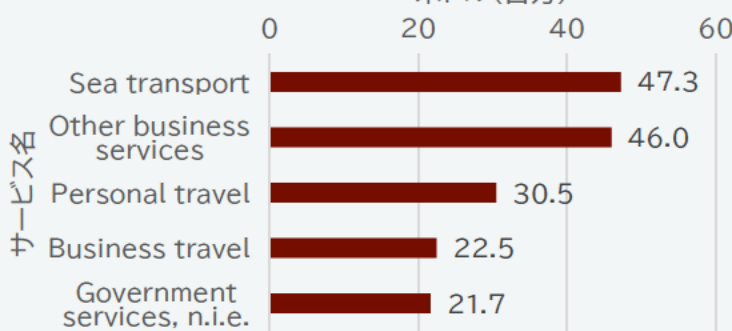
輸出サービス(百万ドル) 2018
米ドル(百万)



輸出入総量(百万米ドル)
サービス 2018



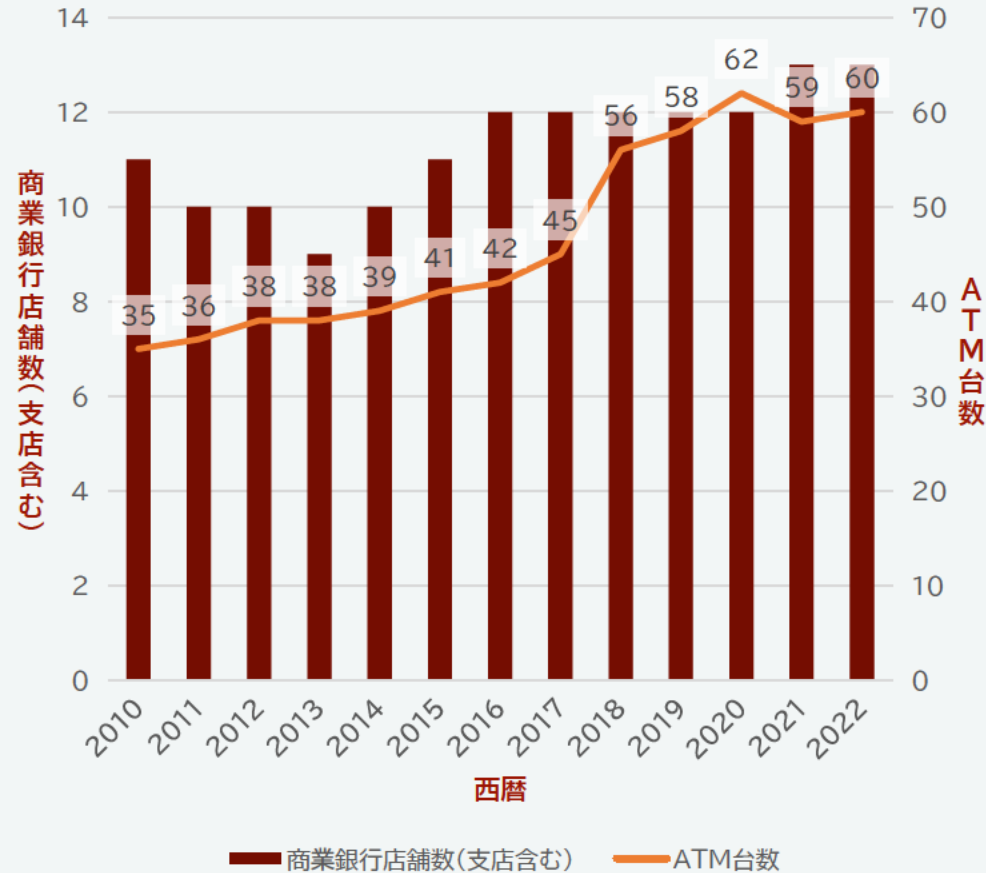
輸入サービス(百万ドル) 2018
米ドル(百万)



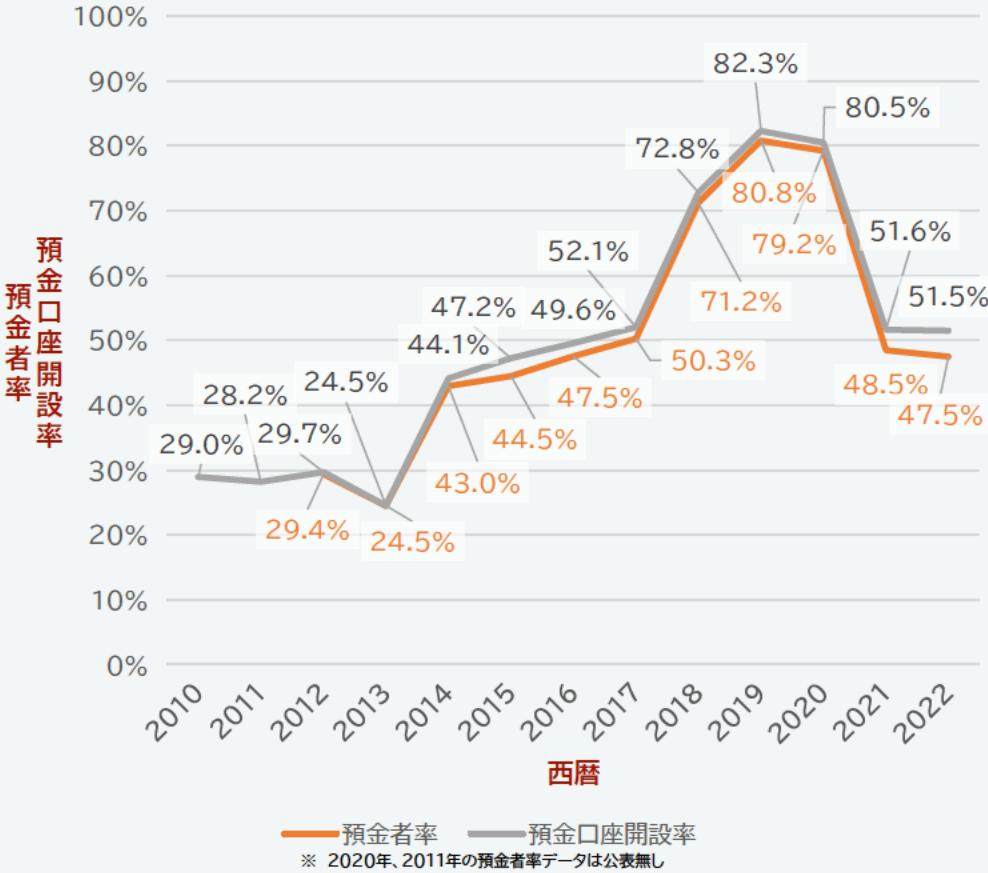
出所) The Observatory of Economic Complexity (OEC)、Solomon Island、<https://oec.world/en/profile/country/slb>、2023//8/1閲覧

金融包摂に関連する統計データを以下に示す。銀行の支店数は13店舗程度と少ないものの、ATM台数は近年増加傾向にある。
銀行の預金口座開設率や預金者率はCovid-19以前は増加傾向にあり、80%を超えることもあったものの、2021年には急激に減少し、50%程度となっている。

商業銀行店舗数・ATM台数



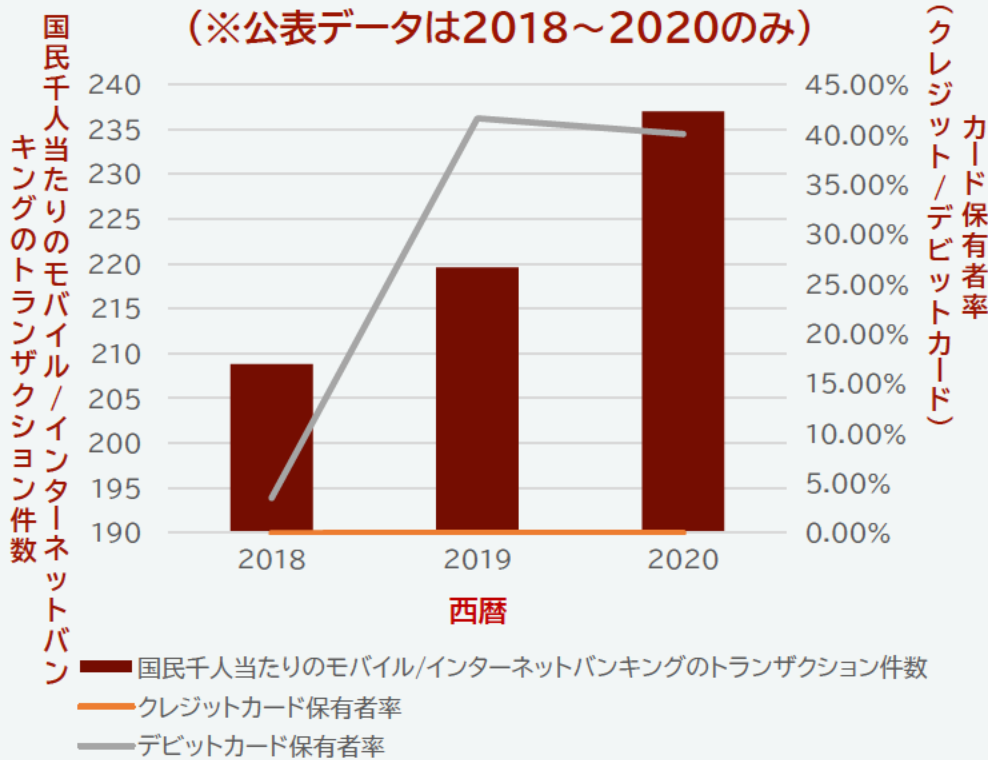
預金口座開設率・預金者率



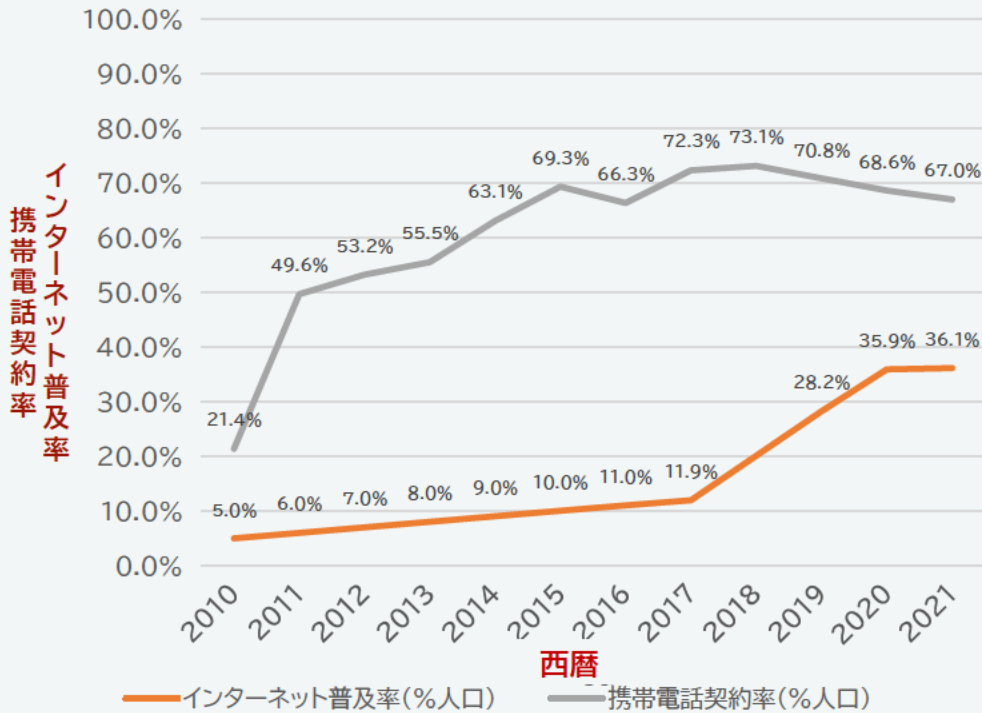
出所) WB, Solomon Islands, <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators/preview/on>, 2023/12/24閲覧
IMF, Financial Access Survey, <https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C>, 2023/12/24閲覧

インターネットに関連する統計データを以下に示す。クレジットカード保有者は2018～2020年の3年間を通じて1%以下であるが、デビットカード利用者は3年間で約4%から約40%程度まで急増している。携帯電話普及率は70%程度を上限に頭打ちとなっている様子だが、インターネットの利用率は現在増加傾向にあり、今後も普及が進む様子である。現地調査団によるヒアリングでは、スマートフォンを所持している場合でも、インターネットを利用せずにカメラのように利用する人が多いとの意見も挙げられた。

国民千人当たりのモバイル/インターネットバンキングのトランザクション件数とカード保有率
(※公表データは2018～2020のみ)



インターネット普及率・携帯電話契約率



出所) WB, Solomon Islands, <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators/preview/on>, 2023/12/24閲覧
IMF, Financial Access Survey, <https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C>, 2023/12/24閲覧

金融包摂の実現に向けた、「金融包摂戦略2021年～2025年」では、金融インフラ整備及び法制度整備に加え、金融サービスへのアクセス改善と事業の多様化が戦略として設定されている。

この金融包摂戦略(NFIS)は、第1弾(2011-2015年)、第2弾(2016-2020年)に続いて導入された、2021-2025年の第3弾戦略であり、ソロモン諸島中央銀行(CBSI)と通信航空省(MCA)によって導入された。

NFIS3とIDESの開発は、オーストラリア政府の支援と国連資本開発基金(UNCDF)による技術支援を受けて行われており、デジタル金融サービスの拡大に注力している。

「2021年～2025年まで金融包摂戦略」の概要

ゴール	タスク	担当機関
デジタル金融サービスの拡大	- デジタル金融サービスの拡大に向けた法制度の整備 - ノンバンクによるデジタル金融サービスの提供の認可 - 民間セクターの大量取引におけるデジタル決済の推進 - MSMEs中心の金融リテラシー及びデジタルリテラシープログラムの開発 - デジタルと物理的なチャネルを通じた女性・若者・農村家庭向けのイノベティブ金融サービスへのアクセスの促進 - デジタル金融サービス拡大を可能とする国家決済システムの整備	- 中央銀行(主導) - 通信航空省(主導) - 金融・財政省
経済弱者の金融包摂	- 零細・中小企業(MSMEs)の金融アクセスの向上 - 女性・若者・農村部の住民の金融セクターへの参加促進 - 家庭やコミュニティ(農村部、離島部等)におけるレジリエンス向上 - 経済的なエンパワーメントの促進(消費者保護規制等の整備を含む) - 遠隔教育を可能にするeラーニングポータルの開発	

CBSI(ソロモン中央銀行)は、ソロモン諸島中央銀行法(1976年制定、2012年改正)に基づき、1983年に設立され、金融政策立案・施行、為替調整、金融機関統制、年次財務報告等を行う。

関連する法律として、ソロモン中央銀行法、信用組合法、為替管理法、金融機関報、保険法、財政監査法、及び決済システム法(2022年)等が挙げられる。

なお、Governors Officeの下部組織であるNFIUは2012年改正のCBSI法に基づき、ソロモン諸島における金融包摂を促進し、金融包摂の中期国家計画(2011-2015)を実施する国家金融包摂タスクフォース(NFIT)の事務局として発足し、現在は国家金融包摂戦略(2021-2025)のフェーズ3として活動している。

CBSIの組織図

グループ名		英語名	略称
総裁室		Governors Office	GO
	内部監査ユニット	Internal Audit Unit	IAU
	国家金融包摂ユニット	National Financial Inclusion Unit	NFIU
経済調査統計局		Economics Research & Statistics Department	ERSD
リスクマネジメント&コーポレートコミュニケーション局		Risk Management & Corporate Communications Department	RMCCD
金融システム規制局		Financial System, Regulation Department	FSRD
金融市場・為替管理局		Financial Markets & Exchange Control	FMECD
通貨・銀行・決済局		Currency, Banking & Payments Department	CBPD
人事・コーポレートサービス局		Human Resource & Corporate Service Department	HRCSD
財務・経理局		Finance & Accounts Department	FAD
情報通信技術局		Information & Communication Technology Department	ICTD
ソロモン諸島金融情報ユニット		Solomon Islands Financial Intelligence Unit	SIFIU

金融機関法(1998年改正)、ソロモン諸島開発銀行法(2018年)、ソロモン諸島国家積立基金法(1996年)、及び保険法(1986年)に基づき、ソロモン諸島では下記の金融機関が認可されている。
金融機関は外国資本の機関が多いものの、Pan Oceanic Bank Limited等のソロモン諸島で設立された機関も存在する。

ソロモン諸島の金融機関

区分	機関数	金融機関名
商業銀行	4	- ANZ Banking Group Limited (設立・本国:オーストラリア) - BRED Bank Solomon (設立・本国:フランス) - BSP Financial Group Limited (設立・本国:PNG) - Pan Oceanic Bank Limited (設立:ソロモン諸島、本国:シンガポール) 地元資本初の銀行であり2014年7月に設立された。
開発銀行	1	Development Bank (設立・本国:ソロモン諸島)
信用機関	3	- BSP Finance (BSPFSIL) (設立:ソロモン諸島、本国:PNG) - Credit Corporation Solomon Islands Limited (設立:ソロモン諸島、本国:PNG) - Solomon Finance Limited (設立・本国:ソロモン諸島)
年金基金	1	Solomon Islands National Provident Fund (設立・本国:ソロモン諸島)
保険会社・ 損害保険会社	3	- Capital Insurance Solomon Islands Limited (設立:ソロモン諸島、本国:PNG) - Tower New Zealand Insurance Limited (設立・本国:ニュージーランド) - QBE (International) Insurance Limited (設立・本国:オーストラリア)
生命保険	1	Capital Insurance Solomon Islands Limited (設立:ソロモン諸島、本国:PNG)
保険ブローカー	2	- Pacific Insurance Brokers Limited (設立・本国:ソロモン諸島) - United Risk Services Limited (設立・本国:ソロモン諸島)
保険法人代理店	2	- Bred Bank Solomon (設立:バヌアツ、本国:フランス) - Solinsure Limited (設立:ソロモン諸島、本国:フィジー)

ソロモン諸島における商業銀行4行の支店数、ATM数などについて、各行のWebサイトなどの公開情報に記載されている数字を以下に示す。

Pan Oceanic Bank Limited (POB) は、2014年に設立されたソロモン諸島唯一の国内銀行であり、シンガポールのPan Oceanic Investments Pte Ltdの完全子会社として設立された。銀行の戦略としては、多くの中小規模の事業者にファシリティの貸し出しを行うことでリスク分散を図っている。また離島居住者向けに、携帯電話を利用したインターネット口座開設サービスを拡大しており、政府のデジタル金融包摂戦略の支援も受けている。

ソロモン諸島の金融機関

区分	金融機関名	ソロモンへの 店舗設置状況	銀行グループの 拠点	ソロモン国内の 店舗数	ソロモン国内の ATM設置台数
商業銀行	ANZ Banking Group Limited	支店・ATMのみ	オーストラリア	2店	11台
	BRED Bank Solomon	支店・ATMのみ	フランス	ホニアラ： 2店	ホニアラ： 7台
	BSP Financial Group Limited	支店・ATMのみ	パプアニューギニア	ホニアラ： 4店 ホニアラ以外： 4店 計8店	ホニアラ： 17台 ホニアラ以外： 5台 計22台
	Pan Oceanic Bank Limited	ソロモン諸島にて設立 (2014年7月設立)	シンガポール	ホニアラ： 2店	公式情報無し

出所) ソロモン諸島中銀, SOLOMON ISLANDS FINANCIAL SYSTEM INFRASTRUCTURE, <https://www.cbsi.com.sb/solomon-islands-financial-system-infrastructure/>, 2023/11/02閲覧
ANZ, Contact Us, <https://www.anz.com/solomonislands/en/contact-us/>, 2024/01/24閲覧
Bred, Contact Us, <https://www.bred.sb/contact/#top>, 2024/01/24閲覧
BSP, Branch & Agency Locations, <https://www.bsp.com.sb/contact-us/branch-agency-locations/>, 2024/01/24閲覧
POB, Contact Us, <https://pob.com.sb/contact-us/>, 2024/01/24閲覧

CBDCの導入の際に関連する法律(特に金融分野、及び情報分野)を下表にまとめる。現在、CBDCを発行通貨に含めるためにIMF、WB等の支援を受けつつ、国家決済システム法等の法改正の方針を検討中である。

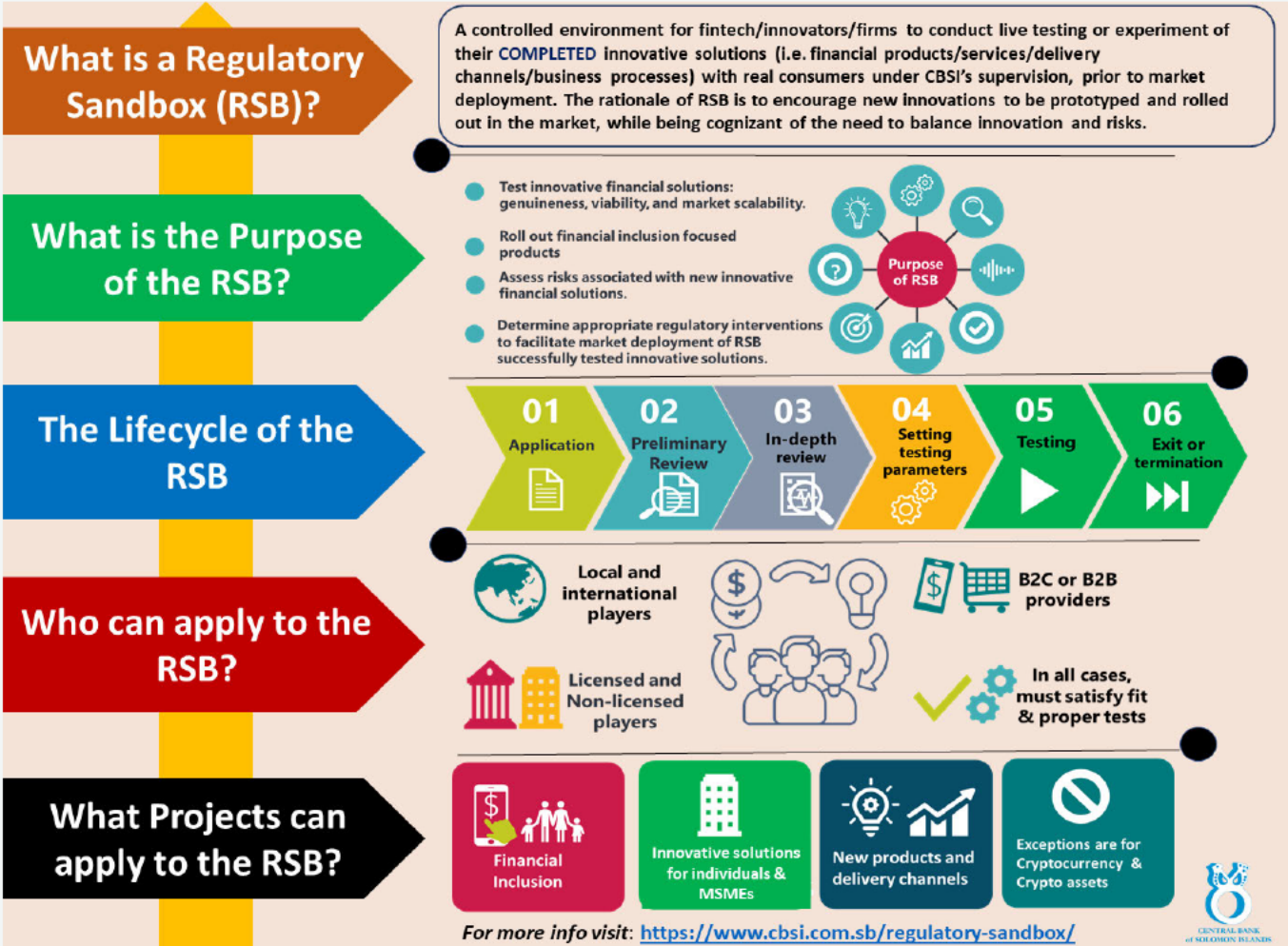
近年は消費者保護法(1996年発行)に関して、キャッシュレス決済に則した改正をすべきとの提案もUNCTADなどから挙げられている。Solomon Islands National E-commerce Strategyでは2022年前半までにキャッシュレス決済に関する法規制の制定を目標としていたが、公開情報ではその後の情報が公表されていない。

関連法・関連通達・規則の一覧

セクター	文章名	発効日	概要	備考
金融	CBSI法 (Act No.6 of 2012)	1976年発行 2012年改正	CBSIの役割に関する法律	—
	決済システム法 (NPS法) (Act No.2 of 2022)	2022年発行	決済システムに関する法律	(詳細は次ページ以降)
	為替管理法	1977年施行	外国為替、外国為替資源、 通貨、公的信用、歳入保護 等に関する法律	—
情報通信	電気通信法 第19条 (Act No.11 of1971)	1971年発行 1996年改正	電気通信に関する規則と、 ライセンス発行等を定めた 法律	サイバーセキュリティに関する独立した法律が無い ため、本法第19条にて、「通信回線や通信内容に損 害を与える内容、及び財産・自他の身体に障害を 与え得る通信」に制限を設けている
FinTech	FinTech規制サンドボック スガイドライン	2022年公開	金融イノベーションの促進 を行うための、FinTech規 制サンドボックスのガイドラ イン	(詳細は次ページ以降)
暗号資産	暗号資産に関するCBSIの 立場	2019年公開	暗号資産に関するCBSIの 見解	ソロモン諸島において、ビットコイン等の仮想通貨は法的な支払い機能を持たず、投資目的で保持する場合はリスクを理解すること、という旨が示されている

金融のイノベーションを図るために、CBSIではFinTechの規制サンドボックスを2022年から開始している。2023年11月現時点では、CBSIの公式サイトではサンドボックス参加者はまだ公表されていないが、今後公開される予定である。なお、このサンドボックスでは、他国の規制当局との連携も推奨している。

規制サンドボックスに関する概念図



引用元) CBSI, Regulatory Sandbox, <https://www.cbsi.com.sb/regulatory-sandbox/>, 2023/11/2

5. ソロモン調査

5-1. 市場調査

5-2. 競合動向調査

5-2-1. 競合動向の把握

5-2-2. 国際機関の動向調査

5-3. 決済インフラ調査

5-4. クロスボーダー決済の現状調査

ソロモン諸島には決済サービスが3つ存在し、郵便局の展開するEziPeiが最大シェアを誇る。新規参入のm-selenはUNCDF等の国際機関やオーストラリア等の他国の支援を受けて2023年にサービスを開始した。

主要な決済サービス事業者

	EziPei	iumiCash	m-selen
企業名	SolomonsPost（ソロモン諸島郵便局）	iumiCash Ltd.	Our Telekom
サービス名	EziPei	iumiCash	m-selen
開発元	Bibi Money(英国)	iumiCash Pacific Pty Ltd(オーストラリア)	Our Telekom(ソロモン諸島)
利用開始	2020年2月	2021年1月	2023年6月
送金手数料	(次ページに記載)	一律で送金金額の1% (ビジネス間送金は別途規定有)	(次ページに記載)
対応通貨	SBD	iumiCash(独自のデジタル通貨:SBDと一対一で交換可能)	SBD
使い方	• EziPei代理店又は郵便局にて写真付身分証を提示してKYCを行い契約する。(AML対策) • 利用時にはEziPeiアカウントの資金が引き落とされる。 • EziPeiアカウントを持っていない人物に対しても、携帯電話番号があれば送金可能。受取側はEziPei代理店にてアカウント登録すれば引出し可能になる。	• 電話番号が必須の他、CBSIの要請により、名前と生年月日の入力が必要。(AML対策) • エージェントにて入金、出金が可能。銀行口座とは連携していない。 • アプリ上に表示されるQRコードを利用したQR送金・決済も可能。 • 送金者が送金金額の1%を手数料として、手数料込みの送金額を支払う	• M-SELEN代理店もしくはOur Telekomの携帯ショップにて、身分証を提示してKYCを行い契約する。(AML対策) • 現金の入金・出金はエージェント拠点にて実施可能である。今後、銀行口座やATMでの入金・出金が可能になる予定。
備考	• 携帯電話番号とアクティブなSIMカードがあれば利用可能。 • 通信はSMSベースで実施。	• ソロモン諸島発の会社、サモアにも展開。親会社はオーストラリアのiumiCash。 • オーストラリアのiumiCashも2021年にサービスを開始し、北米、東アフリカ、太平洋地域をカバーしている。 • LTE、WiFi、衛星通信を介すが、ブロックチェーン技術で安全性を確保しているのが売り文句。 • ISO9001:2015(Quality Management Systemus)とISO/IEC 27001:2013(Information Security Management Systems)に準拠。	• 2023/6/12にサービス開始。 • Pacific Digital Economy Programme (PDEP)によって推進されており、オーストラリア政府、ニュージーランド政府、EU、UNCDF、UNDP、UNCTADによって支援を受けている。 • Our TelekomのSIMカードがあれば利用可能。 • 銀行口座を持たなくても、利用可能。 • ISO/IEC 27001:2013(Information Security Management Systems)に準拠。

出所) Pacific E-commerce Initiative, Pacific Regional E-commerce Strategy and Roadmap, <https://pacificcommerce.org/wp-content/uploads/2022/06/Regional-Ecommerce-Strategy-Roadmap.pdf>, 2023/11/13閲覧
EziPei, Home, <https://www.ezipei.com/>, 2024/01/05閲覧
iumiCash, Homepage, <https://iumi.cash>, 2024/01/05閲覧(日本からのアクセス不可)
OurTelecom, The First in the Solomon Islands æ“ Our Telekom awarded ISO/IEC 27001:2013 Certification, <https://www.ourtelekom.com.sb/our-telekom-awarded-iso-iec/>, 2024/01/05閲覧

EziPeiの送金・決済手数料



Mobile Money Rates

Any phone • Any network

- Instantly pay
- Send money anywhere
- Airtime Top up
- Pay your Bills

Please keep
your Pin safe
and secret

Download
our App



Send Money		Cash out
Transaction Range	Fees	Fees
0 - 50	1	5
51 - 100	3	7
100 - 250	8	10
251 - 500	12	15
501 - 1,000	15	18
1,001 - 1,500	17	20
1,501 - 3,000	19	23
3,001 - 5,000	22	25
Check your Balance & Fees		Four free a month
Change/Reset Pin		One free a month
Account Opening		Free
Cash-In		Free
Telekom Topup		Free
Bmobile Topup		Free
Solomon Power and Water		Minimum
Less than or equal to \$100		\$3.00
More than \$100		\$5.00
Limits		
Maximum per transaction		\$2,000.00
Maximum daily transacting value		\$5,000.00
Maximum monthly transacting value		\$100,000.00
Maximum credit value		\$10,000.00

www.ezipei.com

For assistance ask an EziPei agent or call customer service on 42070

引用元) EziPei, Tariffs, <https://www.ezipei.com/copy-of-about-ezi-pe-1>, 2023/11/13閲覧

M-selenの送金・決済手数料

Tariffs vary depending on services but it's always a pay-as-you go model, ensuring that customers are only charged for the actions that they complete. There is no additional charge for any of the SMSs automatically sent or received to facilitate M-SELEN services.

Transaction Range (SBD)		Cash Deposit (Registered User Only) (SBD)	Send Money to Registered User (SBD)	Send Money to Unregistered User (SBD)	Cash Withdrawal by Registered User (SBD)	Cash Withdrawal by Unregistered User (SBD)	Mobile Top Up (SBD)
Min	Max						
1	50			4	3		
51	100			6	4		
101	150			8	6		
151	200			11	8		
201	250			13	10		
251	500			20	15		
501	750			30	23		
751	1,000			39	30		
1,001	1,250			46	35		
1,251	1,500			52	40		
1,501	1,750	FREE	3	57	44	Free	Free
1,751	2,000			65	50		
2,001	2,250			74	57		
2,251	2,500			82	63		
2,501	2,750			88	68		
2,751	3,000			94	72		
3,001	3,250			100	77		
3,251	3,500			105	81		
3,501	3,750			110	85		
3,751	4,000			117	90		

INFORMATIONAL TRANSACTIONS	Fee (SBD)
Account Balance Check	0
Account Statement Check	0
Change PIN	0
Account Opening & Registration	0

引用元) ourTelekom, m-selen, <https://www.ourtelekom.com.sb/products-xj47da/m-selen/> 2023/11/13閲覧

JICAによるソロモン諸島への専門家派遣は、コロナ禍により2020年3月から2022年3月までの間中断しており、活動に制限が課されていたため、複数のプロジェクトが延期・延長されていた。
林業や海洋業等の分野における支援活動が主に行われている。

JICAのソロモン諸島における活動

プログラム名	期間	ステークホルダー	概要
ソロモン諸島国コミュニティ主体の沿岸資源管理・利用による生計向上のためのアドバイザー	2018年～ (2022年10月時点で継続中)	漁業省 ティアロ湾資源管理委員会	離島部であるガダルカナル州西部のティアロ湾において、海洋保護区を設定し、水産資源の保全管理を行った。
ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト	2017年9月～2022年8月	森林研究省	ソロモン諸島における主要産業である林業により、森林面積が減少しているため、持続可能な林業を目的に、森林研究省や住民によるパイロット活動を支援した。
ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト	2019年5月～2022年2月	インフラ開発省 (Ministry of Infrastructure Development)	ホニアラ市とガダルカナル州の一部における市民の移動と利便性向上、経済活動促進について、2036年の実現を目的として、課題調査と、交通マスタープランと優先プロジェクトの提案を実施した。
電子海図策定支援プロジェクト	2022年3月～2025年4月	ソロモン諸島海事局	ホニアラ港及びノロ港の海図が信頼性の低い海図であるため、最新の水路測定手法を用いて電子海図を策定する。

出所) JICA、ソロモン諸島、<https://www.jica.go.jp/Resource/solomon/office/information/event/index.html>、2023/12/01閲覧

ADBはソロモン諸島におけるKYC技術導入や、銀行のガバナンス強化のための技術的支援を実施している。KYC導入については、ソロモン諸島の準備態勢が、KYC導入のための水準に達していなかったため、KYC導入の前段階となる準備態勢の構築支援を実施しており、今後もプロジェクトを継続する見込みである。また、インターネット接続に関する支援として、アジア・太平洋地域に向けたインターネット接続用衛星の構築プロジェクトも実施中である。

ADBのソロモン諸島における活動

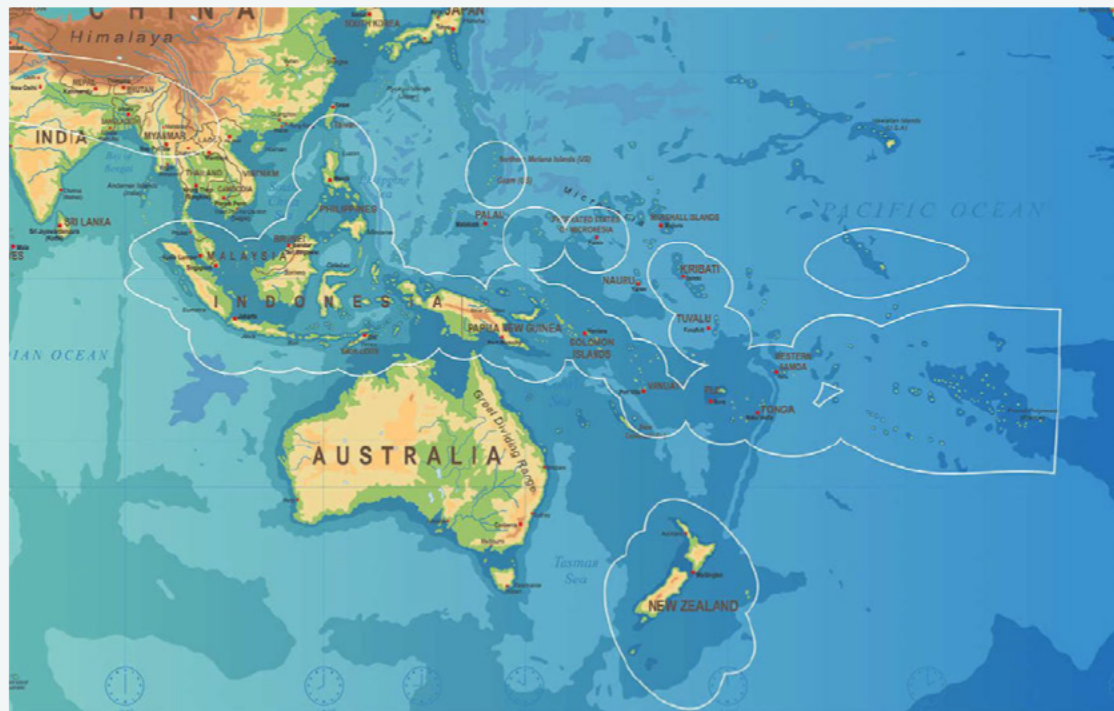
プログラム名	期間	ステークホルダー	概要
Regional : Asia-Pacific Remote Broadband Internet Satellite Project	2019年7月～ 2023年7月時点継続中	アジア太平洋地域 Space X	アジア・太平洋地域における低コスト、高速、アクセス容易なブロードバンドを実現するために、インターネット接続用の衛星(Kacific-1)を構築、打ち上げ、運用を実施する。
Regional : Improving Finance Sector Know Your Customer Capacity in the Pacific	2021年～2025年 2024年12月時点継続中	パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島及びバヌアツの中央銀行	KYCプロセスの改善促進プロジェクト。2030年を目途としてSDGsに則った目標を定めている。 2022年9月～11月には、ソロモン諸島以外の各国への技術的支援を実施したが、ソロモン諸島については、準備態勢の水準が足りていなかったため、技術導入のための準備態勢構築支援を実施している。(継続中)
Regional : Expanding Development Bank Financing of Micro, Small, and Medium-Sized Enterprises in the Pacific	2021年～2025年	フィジー、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ及びトンガの中央銀行	銀行のガバナンス強化と、中小企業への資金貸出の推進、及び中小企業向けのビジネス開発サービスの促進を目的とした技術支援を実施している。

出所) ADB, Project, <https://www.adb.org/projects/country/solomon-islands/sector/finance-1060>, 2024/01/11閲覧

ADBが2019年以降、支援を行っているKacific1は、太平洋島しょ国～東南アジア島しょ国～南アジア山岳地帯のインターネット環境が整っていない地域を対象として、HTS衛星(High-throughput satellite:大容量の通信が可能な衛星)を用いた衛星通信サービスを提供しており、今後もサービスを拡大する見込みである。

Kacificプロジェクトは2013年にアメリカの民間企業である Kacific Broadband Satellites Group により発案されており、衛星を打ち上げる前段階として2014年以降、太平洋島しょ国やインドネシアへの高速ブロードバンドの帯域幅を提供開始していた。

Kacific1のサービス提供範囲(白線の範囲)



引用元) Kacific Broadband Satellites Group、Home、<https://kacific.com/>、2024/01/11閲覧

- ✓ 2019年にはADBの資金援助を受け、SpaceXのロケットを用いてHTS衛星のKacific1が打ち上げられ、衛星通信サービスを提供開始した。
- ✓ 2024年1月時点での公表されているサービス提供範囲は以下の通りである。なお、サービス対象は、対象各国の通信事業者、政府、企業及び災害時通信・海上通信であり、アンテナを設置する必要があるため、個人向けのサービスは現時点では提供していない。(エンドユーザーへのサービス提供は、当該国通信事業者が実施)

WBとして、太平洋島しょ国各国において、デジタル決済システムの導入支援を実施している。また、政府の財政運営の改善や経済環境の強化のための無償資金協力も実施している。

WBのソロモン諸島における活動

プログラム名	期間	ステークホルダー	概要
Solomon Islands Agriculture and Rural Transformation Project	2022年3月～2026年12月	農業畜産開発省	農業生産を増加させるための農村改革を実施する。
Samoa, Solomon Islands and Vanuatu to Introduce Digital Payment Systems	2019年4月～	サモア、ソロモン諸島、バヌアツの中央銀行	サモア、ソロモン諸島、バヌアツにおけるデジタル決済システムの導入を、IFCと共に支援している。 中央銀行と商業銀行、及び商業銀行間での電子送金を実現する、自動送金システム(ATS; RTGSとACHを含む)の構築支援を行っている。
World Bank Assistance Will Boost Solomons Islands' Public Financial Management, Private Sector Development, and Support Climate Resilience	2023年12月～	ソロモン諸島政府	ソロモン諸島政府の財政運営の改善、ビジネス環境の強化、災害などの緊急事態への備えとして、2千万USDの無償資金協力を実施している。 この資金の用途の1つとして、信用情報システムの改善のために、金融アクセスの向上も挙げられている。

出所) World Bank, PRESS RELEASE, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2019/03/04/samoa-solomon-islands-and-vanuatu-to-introduce-digital-payment-systems>, 2024/01/01閲覧
World Bank, PRESS RELEASE, <https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P173043>, 2024/01/01閲覧
World Bank, PRESS RELEASE, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2023/12/19/-world-bank-assistance-will-boost-solomons-islands-public-financial-management-private-sector-development-and-support-cl>, 2024/01/01閲覧
© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

IMFが一年おきに発行しているソロモン諸島のスタッフレポートでは、2021年以降、Covid-19からの経済の回復状況の詳細が述べられている。IMFとしては、Covid-19の際にソロモン諸島へ2,850万USDの緊急融資(2020年)を実施したほか、2022年にはソロモン政府の統計作成能力向上のための技術支援を実施した。

IMFのソロモン諸島における活動

プログラム名	期間	ステークホルダー	概要
2023 Article IV Consultation-Press Release; and Staff Report	2023/3/12	—	Covid-19により経済に大きなダメージを受けたものの、2023年のパシフィックゲームズに向け、2022年中は少しずつ経済が回復した。しかし世界的なインフレの影響により、約4.2%のインフレ上昇が生じた。
TECHNICAL ASSISTANCE REPORT ON GOVERNMENT FINANCE STATISTICS MISSION (APRIL 18-29, 2022)	2022/4/18~4/29	CBSI、国家統計局、財務省	ソロモン諸島政府の統計作成能力が不十分であり、CBSIや財務省などの公表する金融統計が不正確であるという課題が生じていた。そのため、IMFから技術支援を行い、政府財務統計と公共部門債務統計の作成と普及を強化し、国家統計の質を向上させた。
2021 ARTICLE IV CONSULTATION—PRESS RELEASE; STAFF REPORT	2021	—	資料全体としては、Covid-19による経済への影響についてまとめられている。 Annex IIIとして、デジタル金融包摂の促進について記載されており、特にインフォーマルセクターで働く労働者は、退職後年金基金のサービスを受けないため、YouSaveという自主的な貯蓄制度を2017年に構築した旨が記載されている。しかし地理的な制約により、離島部へのサービス提供に課題が生じていたため、UNCDFによりYouSave Lo Mobileがサービス提供された。

出所) IMF, Solomon Islands: Technical Assistance Report on Government Finance Statistics Mission (April 18-29, 2022), <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2022/10/20/Solomon-Islands-Technical-Assistance-Report-on-Government-Finance-Statistics-Mission-April-524941>, 2024/01/11閲覧
IMF, Solomon Islands: 2023 Article IV Consultation-Press Release; and Staff Report, <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2023/05/11/Solomon-Islands-2023-Article-IV-Consultation-Press-Release-and-Staff-Report-533278>, 2024/01/11閲覧
IMF, Solomon Islands: 2021 Article IV Consultation-Press Release; and Staff Report, <https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2022/01/21/Solomon-Islands-2021-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-512119>, 2024/01/11閲覧
© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

UNCDFは1982年からソロモン諸島に拠点を置き、地方と都市部の格差是正を目標に、財政の地方分権化と地方投資能力の向上等の支援活動を主に実施していた。
近年は太平洋島しょ国に向けて、主に気候変動に適応するための資金補助、及びデジタル金融サービスの開発補助を行っており、他の太平洋島しょ国やアフリカ沿岸諸国、カリブ海諸国等に一括した支援提供を実施している。

UNCDFのソロモン諸島における活動

プログラム名	期間	ステークホルダー	概要
Pacific Financial Inclusion Program (PFIP)	2008～2020	太平洋島しょ国(11か国)、オーストラリア、ニュージーランド、欧州連合、UNDP	太平洋島しょ国地域における金融包摂プログラムを実施し、太平洋島しょ国全体約3万人の島民が金融サービスにアクセス可能になった。 下記の四プログラム、PDEP、PICAP、Digital Finance for Resilience、Blended Financeが含まれる。
The Pacific Digital Economy Programme (PDEP)	2021～2025	フィジー、サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ UNDP、UNCTA	農村コミュニティ、女性、中小零細企業、季節労働者の金融包摂を目的とした、デジタル経済の発展のために、官民セクターの協力を促進した。 PDEPの一プロジェクトとして、Our Telekom による m-selen の構築を支援した。
Inclusive Digital Economy Scorecard (IDES)	2020～	ソロモン諸島、ブルキナファソ、ネパール、ウガンダ	UNCDFが開発した政策ツール。 各国政府がデジタルトランスフォーメーションを実現する上で、何が包括的デジタル経済の発展の妨げとなっているかを特定し、政策の優先順位設定を支援している。
Local Climate Adaptive Living Facility (LoCAL)	2022～	ソロモン諸島、バヌアツ、フィジー、ツバル、アフリカ諸国、カリブ海諸国等の約30か国の発展途上国	気候変動や自然災害に対するレジリエンスを構築する上で、途上国政府が世界中の気候変動対策基金に容易にアクセスできるようにするプログラム。

ソロモン諸島におけるヒアリング調査の結果を以下に示す。ADBではソロモン諸島におけるKYCの導入状況や、アジア太平洋島しょ国のインターネット環境を改善するための衛星システム構築プロジェクトについてヒアリングを行った。また、UNCDFは気候変動や自然災害に対するレジリエンス強化を目標とした少額保険など、デジタル金融サービスの構築・拡充に向けて注力していることが、机上調査などで確認された。

国際機関の活動に関するヒアリング結果

国際機関	トピック	詳細
JICA	支援内容	・ 林業や海洋業等の分野における支援活動が主に行われている。
ADB	CBSI ヒアリング	・ ADBとCBDCに関する議論を開始していたものの、担当者が辞任したこともありストップしていた。 ・ ADBは、ソラミツのCBDCのPoCの検討に関する進捗を高く評価していた。
	支援内容	・ KYC導入の前段階となる準備環境の構築支援を実施した。 ・ アジア、太平洋島しょ国向けに、インターネット環境を整備するために、インターネット接続用衛星の構築プロジェクトを実施中である。
WB・IFC	CBSI ヒアリング	・ ソラミツによるCBDCのPoCに関して、ポジティブなフィードバックを受けている。
	支援内容	・ 太平洋島しょ国各国において、デジタル決済システムの導入支援を実施している。
IMF	CBSI ヒアリング	・ ソラミツによるCBDCのPoCに関して、IMFとは法規制改正に関して密に連携しており、次のステップにも関心を寄せている。
	支援内容	・ CBSIや財務省、統計局などに向けて、統計の作成方法等の国家運営の基礎となる技術支援を実施している。
UNCDF	支援内容	・ 2017年頃までは、気候変動や自然災害における社会のレジリエンス強化のための援助を主に実施していた。 ・ 2020年頃以降は、離島居住者や女性、若者など、金融サービスを享受できていない層に向けた、デジタル金融サービスの拡充に向けた支援に力を入れている。

出所) 調査団による現地でのヒアリングを元に作成

5. ソロモン調査

5-1. 市場調査

5-2. 競合動向調査

5-3. 決済インフラ調査

5-3-1. 大口決済

5-3-2. 小口決済

5-4. クロスボーダー決済の現状調査

国家決済システム(National Payment System)は世界銀行グループのIFCの支援の下、2019年に開始された。RTGSの機能を備えたMontranのシステムを利用した国家自動送金システム(SOLATS)を開発しており、2023年上半期までにGo-Liveの予定であったが、Covid-19のパンデミック等の影響で2023年4半期のGo-Liveに延期されている。

当初の開発方針(国家金融包摂戦略2021-2025より抜粋)

タイムライン	内容
2021 Q4	ペイメントシステムルール(SOP)を発行する
2022 Q3	決済システムに全ての金融機関が参加する
2022 Q4	金融機関と決済サービスプロバイダ間の完全な相互運用性を備えた全国決済システムを確立
2023 Q3	決済システムに全ての決済サービス事業者が参加する

実際の開発経緯

タイムライン	内容
2022 Q3	決済システム法の議会承認
2022 Q4	参加者へのトレーニングの完了
2023 Q4(予定)	National Payment SystemのGo-Live(最新情報は不明)

出所) CBSI, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2023/06/Financial-Stability-Report-2H22.pdf>、2024/01/25閲覧
CBSI, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2022/04/Solomon-Islands-National-Financial-Inclusion-Strategy-Final.pdf>、2024/01/25 閲覧

現在、中央銀行が所有する小口決済システムは存在しないが、開発中の国家自動送金システム(SOLATS)にはACHとIFTが含まれている。

- ACH・・・小口決済に関するクリアリング機能
- EFT・・・小口資金送金についてネットィングを介さずに即座に送金する機能

また、SOLATSは2023 Q4にGo-Liveを迎える予定だが、国民が利用できる送金サービスとしてソロモン諸島国立プロビデント基金(SNIPF)の“youSave LoMobile”というサービスがあり、CBSIもこの取り組みを支援している。

youSave LoMobileの概要

カテゴリ	内容
概要	SNIPFメンバーに対して、スマートフォンを利用して貯蓄口座や送金機能を提供するサービス
開発主体	ソロモン諸島国立プロビデント基金(SNIPF) Our Telekom Bmobile
登録方法	①まずSNIPFのyouSaveメンバーに登録する ②その後SNIPFのカスタマーセンターに電話して、電話番号とアカウントの紐づけを行う。
実績 (2020年3月時点)	利用者:4,266人 送金額:915,000SBD
備考	約100のアンバサダーが国内に存在しており、代理店としてアカウントの登録作業など、対面で実施することも可能



引用元) CBSI, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/11/Article-13.-2019-youSave-lo-Mobile-Encouraging-youSave-members-to-save-..003.pdf>、2024/01/25閲覧

出所) Solomon Times, <https://www.solomontimes.com/news/sig-approves-tax-refund-for-mobile-topups-used-as-yousave-deposits/10138>、2024/01/25閲覧
CBSI, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/11/Article-13.-2019-youSave-lo-Mobile-Encouraging-youSave-members-to-save-..003.pdf>、2024/01/25閲覧

5. ソロモン調査

5-1. 市場調査

5-2. 競合動向調査

5-3. 決済インフラ調査

5-4. クロスボーダー決済の現状調査

5-4-1. 実態把握

5-4-2. 国際標準への準拠

2021年には、他国からの送金が約5, 103万USDに対して、ソロモン諸島から他国への送金は約368万USDに留まる。

ソロモン諸島におけるクロスボーダー送金の対象として、ソロモン諸島への流入はオーストラリア、太平洋島しょ国、及びイギリスであり、ソロモン諸島からの流出は中国、太平洋島しょ国、及び東アジア・東南アジア圏が挙げられる。

送金理由は諸外国に出稼ぎに出ている労働者から、ソロモン諸島国内の家族への送金が主であり、オーストラリアやフィジー、イギリスなどへの出稼ぎ労働者が多い。

TOP10 ソロモン諸島への送金元

Sending country	Remittance amount (2021, million USD)
Australia	36.78
Fiji	5.50
United Kingdom	5.32
Papua New Guinea	1.38
Vanuatu	0.73
Austria	0.24
Switzerland	0.20
Netherlands	0.18
Germany	0.14
Italy	0.11

TOP10 ソロモン諸島からの送金先

Receiving country	Remittance amount (2021, million USD)
China	0.807
Vanuatu	0.703
Philippines	0.512
Kiribati	0.491
Australia	0.411
Japan	0.180
Fiji	0.168
Indonesia	0.115
Korea, Rep.	0.102
Malaysia	0.080

出所) 移住と開発に関するグローバルナレッジパートナーシップ(KNOMAD) <https://www.knomad.org/data>、2023/10/25閲覧

クロスボーダー決済に関与するプレーヤーは、一般的に以下の2種類に分けられる。
ソロモン諸島でサービス提供しているモバイル決済事業者3社は、2024年1月時点では海外送金に対応しておらず、海外送金時には基本的に国際送金事業者、若しくは商業銀行を用いている。

なおCBSIの国家決済システムは、SWIFTを介したクロスボーダー送金に対応するために、ISO 200220への準拠を目指している。そのため2022年以降、CBSIのバックオフィスがSWIFTの技術・アドミニストレーションチームと密接に連携している。

関連事業者・プレーヤー

カテゴリー	概要	主要プレーヤー
商業銀行	海外資本の大手銀行を経由したクロスボーダー送金 (下図の逆向きの送金も可能) 海外 個人 → 商業銀行Aの 海外口座 → ソロモン諸島 商業銀行Aの ソロモン諸島口座 → 個人	大手海外銀行 3行 • ANZ • BSP • Bred Bank
国際送金事業者	海外資本の送金事業者を経由したクロスボーダー送金 (下図の逆向きの送金も可能) 海外 個人 → 送金事業者の 海外支店 → ソロモン諸島 送金事業者の ソロモン諸島支店 → 個人	大手国際送金事業者 2社 • Western Union • Money Gram

出所) 調査団による現地でのヒアリングを元に作成
CBSI, CBSI Annual Report 2022, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2023/04/CBSI-Annual-Report-2022-final.pdf>, 2024/01/29閲覧

ソロモン諸島では、Western Unionが提供する国際送金サービスが主に利用されている。BSPもMoneyGramと提携して個人間や企業間の国際送金を促進しており、海外からソロモン諸島国内世帯への資金流入を支えている。なお、2024年1月時点では、ソロモン諸島におけるモバイル決済サービス3種のいずれも、クロスボーダー送金には対応していない。

ソロモン諸島における国際送金サービス

項目	Western Union	Money Gram
事業者	Western Union	MoneyGram（BSPと提携）
本社	・ アメリカ	・ アメリカ
概要	・ ソロモン諸島に5か所ある代理店(ホニアラ島内に3店舗、2つの離島に各1店舗)にて送金手続き、受取手続きを行う。 ・ ソロモン諸島国内でのオンラインサービスは、2024年1月現在、利用不能な状況が続いている。	・ ソロモン諸島国内の代理店は、ホニアラ市内のBSP店舗内に1店舗あり、店舗にて送金手続きを行う。 ・ BSPの銀行口座で受取を行うことも可能である。
送金方法	・ 居住者か非居住者かにかかわらず、政府発行の正式なIDを2種類提示する必要がある。 ・ ソロモン諸島からの送金は10,000SBDが上限となっている。	・ 居住者か非居住者かにかかわらず、政府発行の正式なIDを提示する必要がある。 ・ 送金上限額は国によって異なり、ソロモン諸島における上限額は公開されていない。
取扱通貨	・ SBD ・ Western Unionに為替手数料を支払う ・ 送金手数料は送金者が支払う(金額によって変化)	・ SBD ・ MoneyGramに為替手数料を支払う ・ 送金手数料は送金者が支払う(金額によって変化)
送金コスト 例:日本からソロモン諸島に1万円を送金	・ 手数料:390円(送金者が10,390JPYを窓口/口座に支払う) ・ 為替レート:1 JPY= 0.0542 SBD ・ 受取額:541.56 SBD (参考) 2/13時点CBSI公表為替レート:1 JPY= 0.056972 SBD	・ 手数料:880円(送金者が10,880JPYを窓口/口座に支払う) ・ 為替レート:1 JPY= 0.055537 SBD ・ 受取額:555.37 SBD (参考) 2/13時点CBSI公表為替レート:1 JPY= 0.056972 SBD
課題	・ 初回送金先は送金先の銀行口座の確認・登録の必要があるため5日程度かかる (ただし2回目以降の同一口座への送金は最短15分で送金可能とされている)	・ 送金に1～2日程度要する

出所) CBSI, ASSESSMENT OF THE RETAIL PAYMENTS ECOSYSTEM IN THE SOLOMON ISLANDS, https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2023/10/Assessment-of-Retail-Payment-System-_-FINAL.pdf, 2023/12/25閲覧
Western Union(Solomon Island), Frequently Asked Questions, <https://www.westernunion.com/sb/en/frequently-asked-questions.html>, 2024/01/24閲覧
BSP, Branch & Agency Locations, <https://www.bsp.com.sb/contact-us/branch-agency-locations/>, 2024/01/24閲覧

ソロモン諸島では、マネーロンダリング及び犯罪収益に関する改正法(2010発行、Money Laundering and Proceeds of Crime Amendment Act: MLPCAA)に基づき、CBSI内の一組織であるソロモン諸島金融情報局(Solomon Islands Financial Intelligence Unit: SIFIU)が、AML/CFTに関する監督を行っており、民間事業者等に対してワークショップなどを実施している。

ソロモン諸島MLPCAA法のポイント

項目	金融取引報告法(MLPCAA:2010)
マネーロンダリングリスク評価・クライアントリスク分類	- マネーロンダリングリスクやクライアントリスクについて、SIFTUが評価を行い、民間セクターの金融機関などにワーキンググループ等を通して周知、情報公開を行う。 - ただし、SIFTUと検察庁長官室は自己ロンダリングに焦点を当てており、組織犯罪などの専門的知識を持ち合わせていない。(2017年CBSIのAML/CFT調査)
KYC要件	- 顧客注意義務(CDD)はMLPCAA:2010の条文に技術的欠陥があり、機能していない。 ➢ MLPCAA:2010のSection 12Aに規定された報告義務では、金融機関と両替商に対して、顧客が口座を開く際、もしくは顧客とビジネス取引を実施する際に、顧客の身元確認を実施することを義務付けている。 ➢ しかし、MLPCAA:2010のSection 12Bでは、監督・規制当局の監視監督下にある全ての銀行、両替商等が義務の対象外となっており、実質的に報告義務が機能していない。 2014に提出されたMLPC規制案がまだ制定されておらず、CDDの法的枠組みが機能していない。なお、国際商業銀行は本社の要求に従って厳格なCDD要件を履行している。(2019年FATFのAML/CFT評価)
企業内部のAML防止対策に関する規制	- 金融機関は、重要な公的地位を有する者(Politically Exposed Person: PEPs)の財産の出所を特定・確定し、取引関係を構築する前に経営陣や上級管理職の承認を得る必要があり、更に取引関係の定期的・継続的モニタリングが必要になる。 - ただし、金融機関が資金の受取者がPEPsであるかを特定する必要までは規定されておらず、実際にも受取者の厳密な身元確認は実施されていない。 - 両替商や送金事業者がPEPsの身元確認要件を認識していない課題が指摘されている。(2017年CBSIのAML/CFT調査)
不審取引、高額電子取引の報告	金融機関、両替商等は、疑わしい取引について、SIFTUに報告する義務を負う。

出所) National Parliament of Solomon Islands, Money Laundering and Proceeds of Crime Amendment BILL 2010, <https://www.parliament.gov.sb/sites/default/files/Legislation/Acts/2010/Money%20Laundering%20and%20Proceeds%20Crime%2028Amendment%29%20Act%202010.pdf>, 2024/01/25閲覧
CBSI, Solomon Islands Money Laundering and Terrorism Financing National Risk Assessment (ML/TF NRA) September 2017, <https://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2021/11/SI-NRA-Public-Version-18-September-2017.pdf>, 2024/01/24閲覧
Transparency International New Zealand, CORRUPTION AND MONEY LAUNDERING IN THE PACIFIC: INTERTWINED CHALLENGES AND INTERLINKED RESPONSES, <https://uploads-ssl.webflow.com/5f3c5d2bb263505e25811876/6269bc87c4a9ce0f4a870808.4782.TI.Pacific%20Corruption%20Report%202022.FA.web.pdf>, 2024/01/24閲覧

2017年にCBSIで実施されたAML/CFTリスク評価では、SIFTUの課題として、コンピュータやソフトウェア等の物的資源は充足しているものの、人員やノウハウを中心としたリソースが不足している旨が指摘されていた。その後、2019年のFATFの評価では、AMLに関する省庁間協力枠組みなどは構築できているものの、CFTや顧客注意義務(CDD)について有効な法規制が制定されていないことが指摘されている。

FATFで指摘されている課題

項目	課題
全体の課題	- AMLとCFTのリスクについて、所轄当局と民間セクターの間に理解の差がある。 - ソロモン諸島における主なマネーロンダリングリスクとして、賄賂・汚職、詐欺、違法伐採、歳入・脱税、違法金輸出、違法漁業が特定されている。 - ソロモン諸島では、CFTに関して十分な理解が醸成できておらず、有効な政策が策定されていない。
AMLの課題	- AMLに関して、情報共有協定、省庁間協力イニシアティブ等の枠組みにより、ソロモン諸島政府とAML専門家との連携が機能している。 - ソロモン諸島警察とソロモン諸島金融・財務省の間での合同タスクフォース(Janus)が2016年に設立され、高級公務員や国会議員、州政府議員等の汚職犯罪を焦点に活動している。 - 警察組織による犯罪捜査では、SIFTUの情報が十分に活用されているものの、その他の法執行機関では活用が限定的であり、多くは金融証拠の不足等による不起訴・無罪判決に留まっている。
CFTの課題	- CFTに関する国家戦略や政策、法規制、捜査ガイドラインが存在せず、テロ組織の特定能力が限られている。 - ただし、北朝鮮やイランとのつながりは確認されていない。
KYCの課題	- 顧客注意義務(CDD)はMLPCAA法の条文に技術的欠陥があり、機能していない。 - MLPCAA2010に規定された報告義務は、ソロモン諸島における全ての報告主体が対象外となっている。 2014に提出されたMLPC規制案がまだ施行されていないため、CDDの法的枠組みが機能していない。 - ただし、国際商業銀行は本社の要求により、自発的に厳格なCDD要件を履行している。
その他の課題	- 銀行・保険セクター、及び金融企業1社は限定的な立ち入り検査を受けているものの、他の金融機関、ノンバンク、非金融業(DNFBPs)、NPOセクターはSIFTUによるAML/CFT監査を一切受けていない。 - 会社登記制度が初歩的であり、株式等の受益者情報は、顧客による銀行への自己申告に頼っている。

6. クロスボーダー決済概要

6-1.基礎情報

6-2.国際動向

一般的な銀行間送金の仕組みについて以下に示す。なお、参考として日本国内における全銀ネットの仕組みや、コルレス銀行送金の概念図等を次ページ以降に示す。

銀行間の送金方法

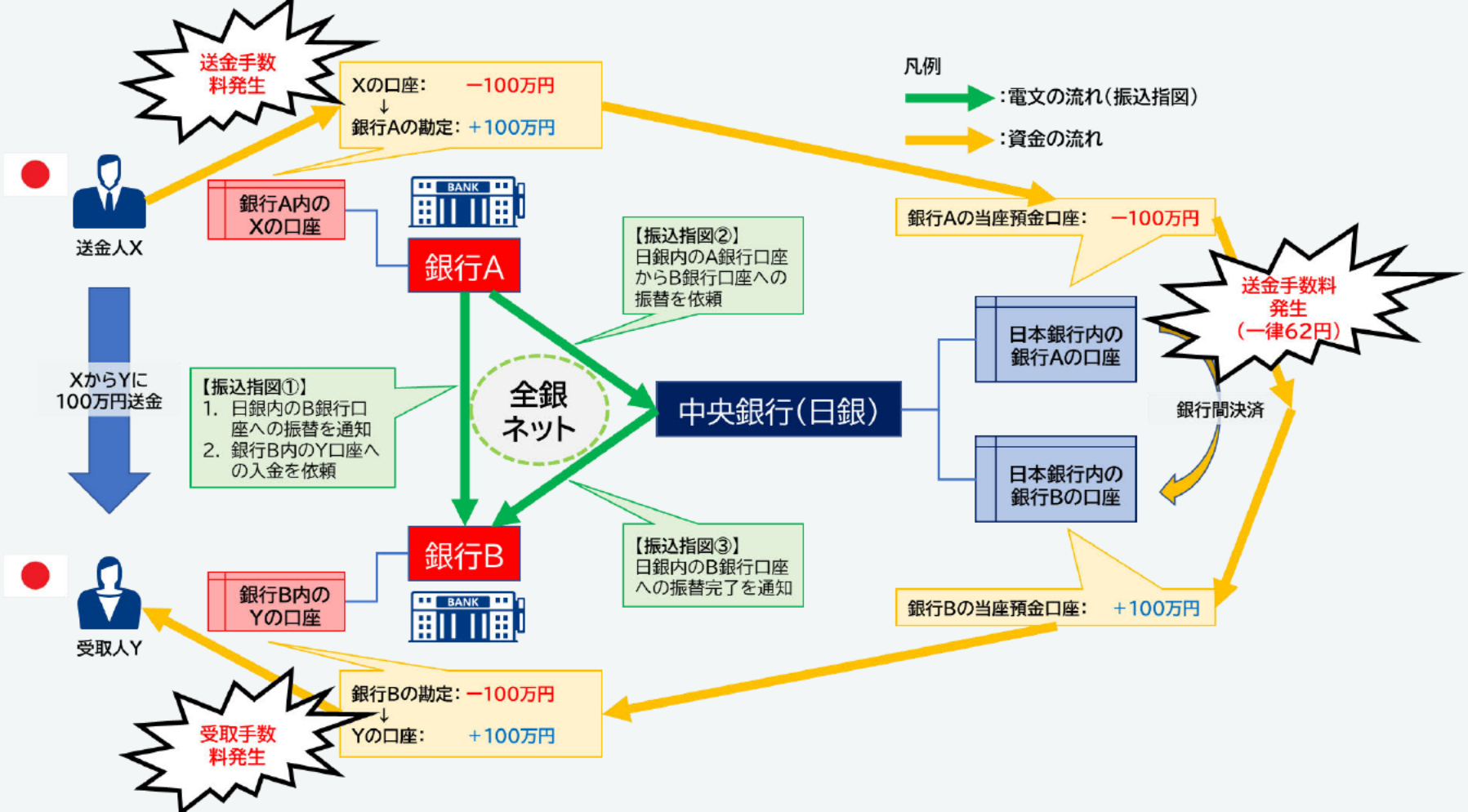
分類	送金方法	概要
国内送金	全銀ネットを介した送金	日本国内の銀行間送金を実現するために構築されたシステムである全銀ネットを介した送金。全銀ネットは「一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク」が運営している。
クロスボーダー送金	コルレス銀行送金（ノン・デポ・コルレス）	コルレス契約を結んでいるものの、為替決済用の勘定口座（デポ）を置いていない場合、シティバンクやJPモルガンなどのコルレス銀行経由で送金が行われる。 送金指示電文は、SWIFT等のネットワークシステムを利用して伝送する。
	コルレス銀行送金（デポ・コルレス）	コルレス契約を結んでおり、互いの銀行に為替決済用の勘定口座（デポ）を置いている場合、互いのデポを利用して送金を行うことができる。 送金指示電文は、SWIFT等のネットワークシステムを利用して伝送する。
	コルレス契約を結んでいない銀行間の送金	コルレス契約を結んでいない銀行間では、コルレス契約関係にある複数の銀行を経由して送金する。
	国際送金サービス	通常の銀行間送金では送金手数料や送金日数が嵩むため、それらの課題を解決するために、様々なサービスが考案されている。

クロスボーダー送金・決済の用語

名称	概要
コルレス契約	銀行同士の契約処理に関する契約。
コルレス銀行	コルレス契約で結ばれている銀行。「コルレス先」ともいわれる。
デポ・コルレス先	決済用の口座（勘定口座＝デポ）を持つコルレス先。（⇔ノン・デポ・コルレス先）
決済銀行	コルレス契約を結んでいるものの、互いに勘定口座を持たない銀行間で、決済を中継する銀行。シティバンクやJPモルガンなどが主要な決済銀行である。
SWIFT	国際送金に関する電文を伝送するネットワークシステム。 同様のシステムとして中国が主導するCIPS（ISOやSWIFTの規格、基準に準拠）、ロシアが主導するSPFS（ロシア、ベラルーシ等限られた国のみ）がある。 （Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）

国内の銀行間決済では、日本銀行内の各銀行の当座預金をやり取りすることで、送金を実現している。またその決済のメッセージ(電文)は全銀ネットを経由して、送金元の銀行から、送金先銀行と日本銀行の両者に電文が送付される。

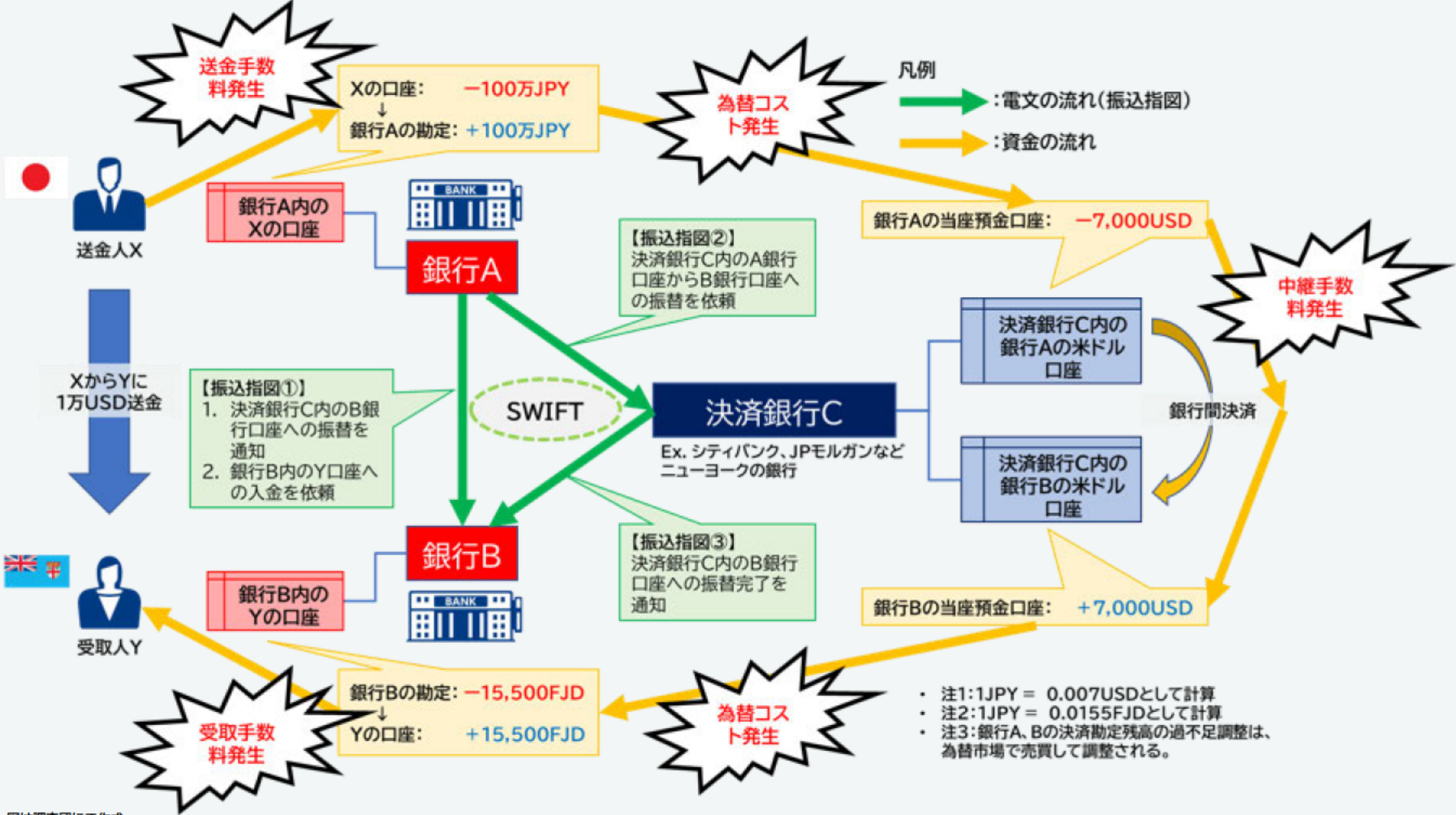
日本国内の銀行間決済の仕組み



出所) Zengin System, 国内為替取引・資金精算の仕組み, https://www.zengin-net.jp/zengin_system/domestic_exchange/, (2023/06/16閲覧)を参考に調査団にて図を作成

国際決済では送付元銀行と送付先銀行間でコルレス契約を結んでいるかどうか重要となる。コルレス契約を結んでいるものの、為替決済用の勘定口座(デポ)を置いていない場合、シティバンクやJPモルガンなどのコルレス銀行経由で送金が行われる。(ノン・デポ・コルレス)

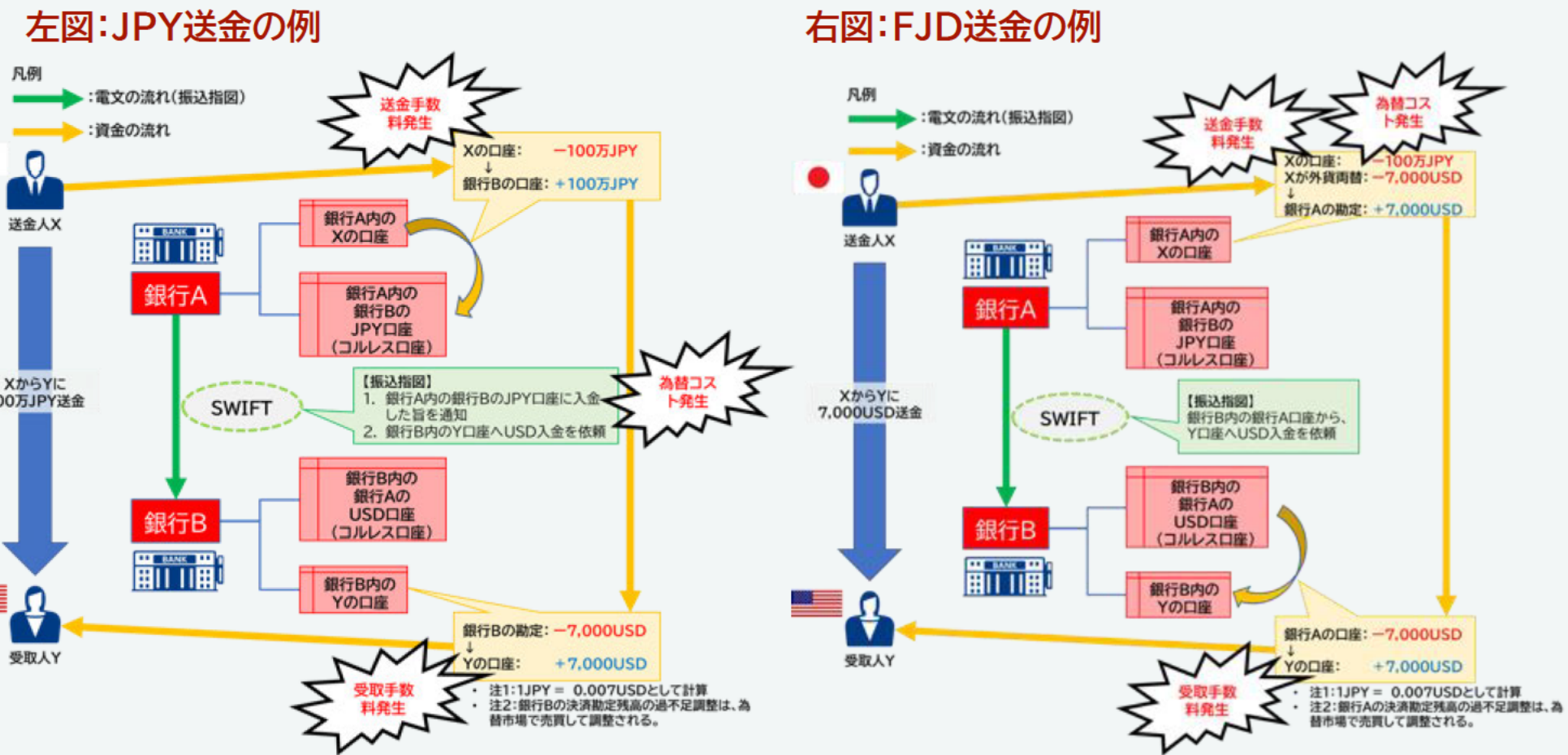
コルレス銀行送金(ノン・デポ・コルレス)



コルレス契約を結んでおり、為替決済用の勘定口座(デポ)を置いている場合、互いのデポを利用して送金を行うことができる。

また、複数の銀行を経由することでコルレス契約を結んでいない銀行へ送金を行うことができるが、送金手数料が高額化しやすい他、銀行が一定の残高を保持する必要があり、資金効率が悪化するというデメリットがある。(デポ・コルレス)

コルレス銀行送金(デポ・コルレス)



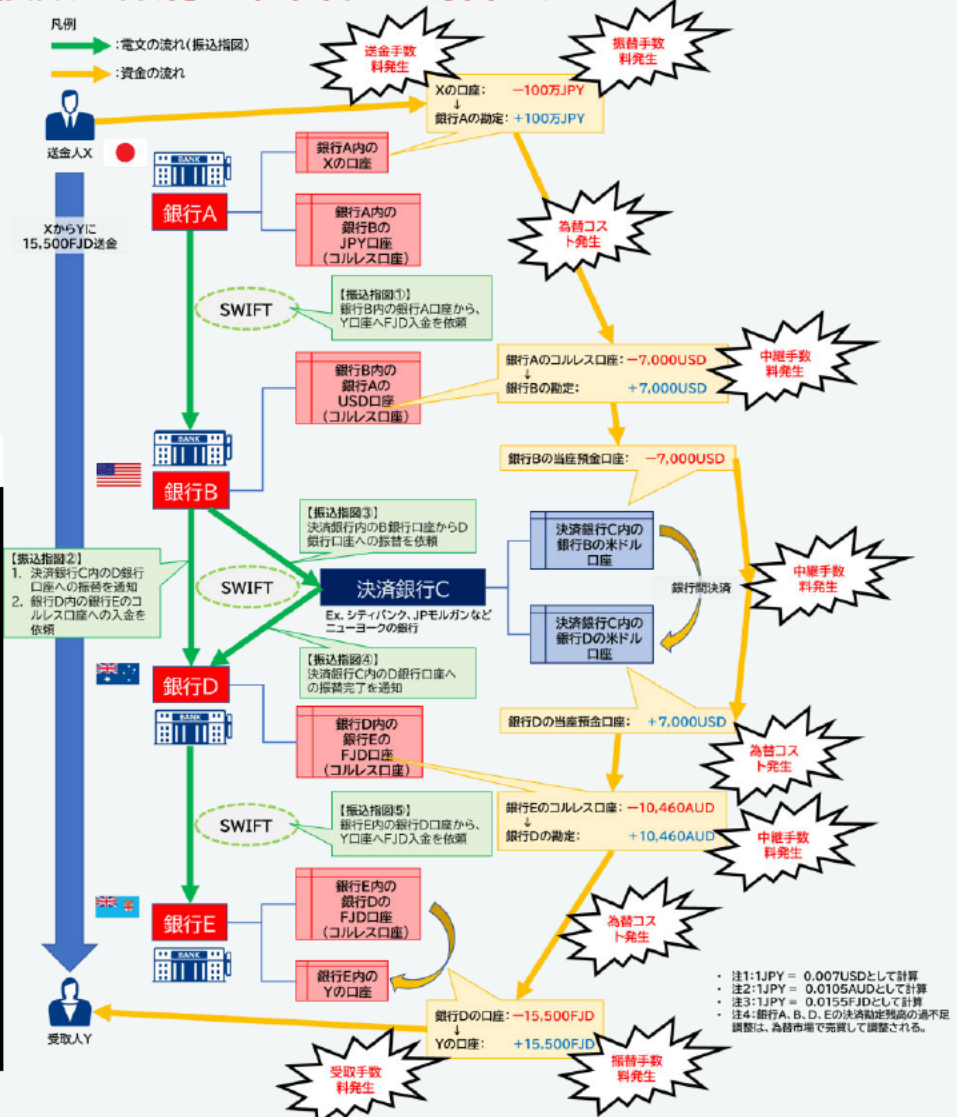
送金元の銀行と送金先の銀行がコルレス契約を結んでいない場合、右図のように複数の銀行を経由して送金される。この時、経由する銀行ごとに手数料(中間手数料)が発生するほか、通貨ごとに為替コストが発生する。そのため**送金手数料が高額になる傾向にある**。また、多くの銀行を経由することで、**送金に時間がかかっている**。

参考として、下表に日本の主要銀行のクロスボーダー送金手数料の目安を示す。

日本の主要銀行の、海外他行宛て送金手数料の目安

手数料種別		三菱UFJ	三井住友	みずほ
送金手数料	窓口	7,500円/件	7,500円/件	8,500円/件
	オンライン	3,000円/件	3,500円/件	(コルレス先: 2,500円)
受取手数料(被仕向送金手数料)		1,500円/件	1,500円/件	2,500円/件
中間手数料		発生時には送金金額から差し引かれる	基本2,500円/件 (後日4,000円を超える請求があった場合は差額を請求)	基本2,500円/件 (後日10,000円を超える請求があった場合は差額を請求)
為替手数料		送金金額の1/20%(最低2,500円/件)	送金金額の1/20%(最低2,500円/件)	送金金額の1/20%(最低2,500円/件)
送金日数(Q&A等)		記載無し	1週間程度	1週間程度

複数の銀行を経由する場合の送金フロー



出所) 図は調査団にて作成
三菱UFJ銀行、外為手数料、<https://www.bk.mufg.jp/tesuuryou/gaitame.html?krkr=d37d041f-2432-4d8b-b153-df2d8043df13#hishimuke>, 2023/07/28閲覧
三井住友、海外への送金・外貨建て送金、https://www.smbc.co.jp/kojin/otetsuduki/sonota/kaigai/?gl=1*xqkhs2*ga*MjMxNDQ1MzU1LjE2ODc0MTE5MTA.*ga_9DML3Z544L*MTY5MDUxMzE0NS4zLjEuMTY5MDUxMzIxNS41OS4wLjA.#anc03, 2023/07/28閲覧
みずほ銀行、外国為替関係主要手数料一覧表(個人のお客さま用)、<https://www.mizuho-bank.co.jp/rate-fee/fee-forex-individual.html>, 2023/07/28閲覧
© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

6. クロスボーダー決済概要

6-1. 基礎情報

6-2. 国際動向

G20では「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ」(2020年10月)を公表しており、国際的にクロスボーダー送金の改善に向けた取り組みが進められている。
クロスボーダー送金に関する課題としては主に以下の4点が挙げられており、前ページに示した送金コストや長時間の送金処理等の課題について、国際的にも注目されていることが分かる。

クロスボーダー送金・決済の課題

No.	種類	概要	課題
1	高コスト	取引手数料、口座手数料、コンプライアンスコスト、適用されるFX換算レートと手数料、支払いチェーン全体の手数料、返金のための流動性コストなど、多くのコストがかかる。	- 個人やSMEは、少額の支払額に比較して取引手数料が大きくなる。 - 運用コスト、運用コスト、金融規制コンプライアンスコスト、ネットワークコスト、コルレスコスト、FXコスト、流動性コスト、AML/CFTコスト等のコスト増加が見込まれる。
2	送金処理の長時間化	紛争解決、調整・調査時間、資金調達と資金調達遅延のプロセス、日々の受付締切時間と銀行のクローリング時間、AML/CFTチェック等による、処理の長時間化。	- 支払い遅延により、非確実性、流動性、信用リスクの増大の恐れがある。 - 支払い処理速度の原因に対し、個々のサプライヤーで対応を実施できない可能性がある。 - 決済フローの中に、24/7で処理できないサービスがある場合、その部分がボトルネックになる
3	アクセスに制限がある	- クロスボーダー送金・決済を行う上で必要な銀行、クレジットカード、デビットカード等にアクセスできないエンドユーザーが存在する。 - 法規制や技術的参入障壁により、国内外の決済サービスプロバイダ等の事業者が支払いシステムにアクセスできない場合がある。 - クロスボーダー送金・決済で利用できない通貨が存在する。	- 技術的・財務的参入障壁、規制要件、流動性アクセス制限等により、決済サービスプロバイダが国内の支払いシステムにアクセスできなくなる可能性がある。 - 銀行や決済サービスプロバイダが他国の支払いシステムに直接アクセスできず、外貨資金調達を他のプロバイダに依存しなければならない可能性がある。
4	透明性が低い	送金コスト、スピード、処理チェーン、処理状況、支払い状況に関する透明性が低い。	- 国際送金の透明性が低いため、送金時に経由する国や送金先の国でどのようなローカル要件が適用されるか分からず、顧客サービスのレベルが低下する可能性がある。 - 国際送金により第三者を介在させると、支払いプロセス/ステータスの制御やAML/CFT要件が追跡できなくなる可能性がある。

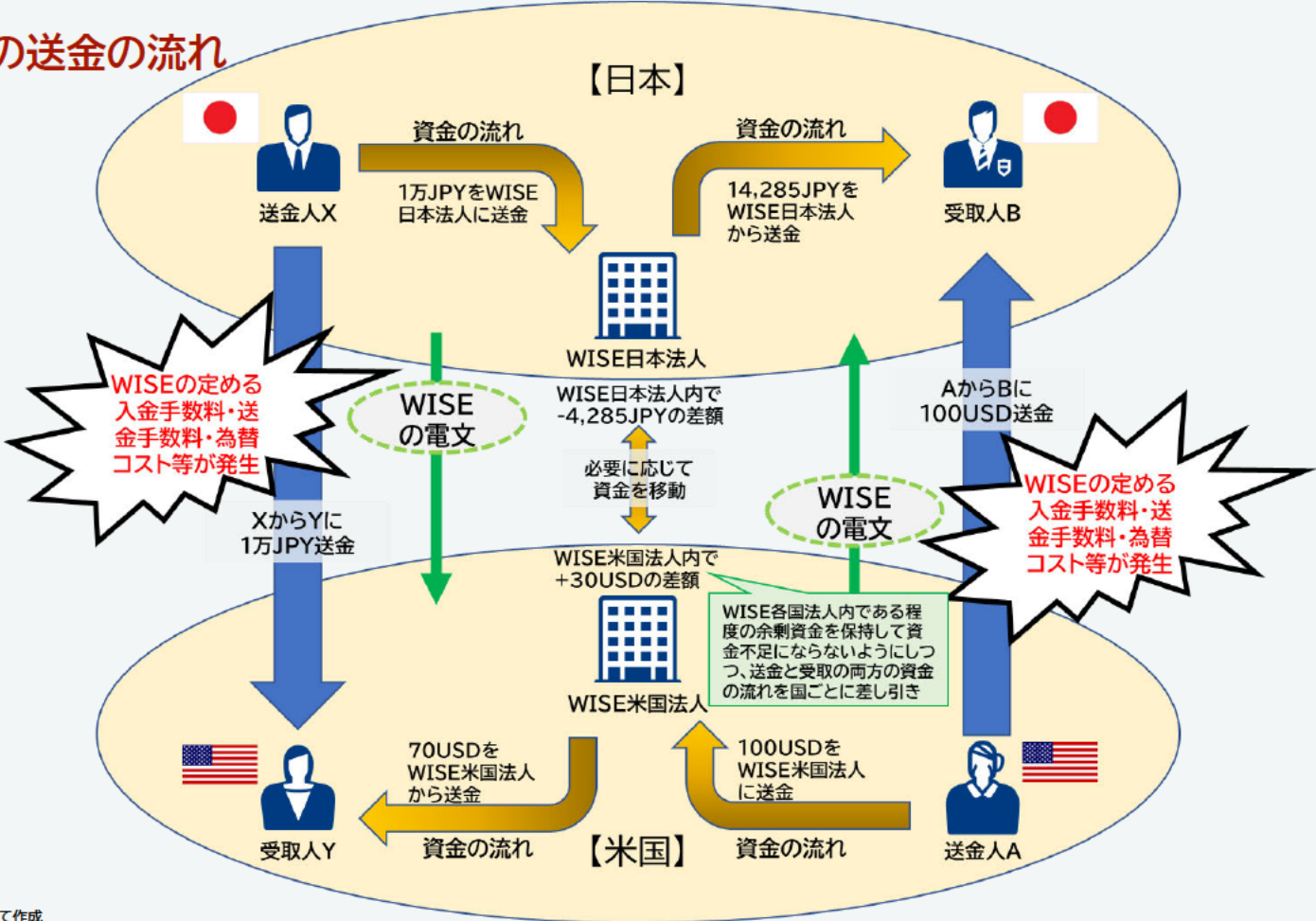
クロスボーダー送金の課題(特に送金コスト)を解決・低減するために、従前より以下のようなサービスや送金方法が用いられている。

クロスボーダー送金・決済に関連するサービス例

送金方法	説明	課題
資金移動業者(日本)	・ 現地金融機関と交渉して、手数料の低い送金経路を構築している ・ (銀行間送金では複数の金融機関を経由して送金するが、送金経路の最適化が行われておらず、手数料が2倍程度に嵩むことになる)	・ 日本の「資金決済に関する法律」により、一件当たりの送金額が①5万円以下、②100万円以下、③100万円超で、それぞれ資金移動業の認可基準を区別しており、自由度が低い
WISE(エストニア発サービス)	・ 送金元の国と、送金先の国で、それぞれ資金の流れを完結させている ・ 実際に海外送金をせずに資金をやり取りしているため送金費用が抑えられる(詳細は次ページ以降に記載)	・ サービスを提供していない国・通貨での送金・受取ができない ・ 送金先の国、通貨により追加手数料がかかる可能性がある ・ オンライン窓口のみ
Payoneer(USA発サービス)	・ BtoB決済を中心に、インターネットで外貨送金を実現できるサービス ・ 東南アジアを中心に広がっている ・ 詳細な仕組みに関する公表情報は確認できず	・ サービスを提供していない国・通貨での送金・受取ができない ・ ビジネスでの送金が主であり、個人間での利用は意図されていない ・ オンライン窓口のみ
PromptPay(タイ発サービス)	(詳細は次ページ以降に記載) ・ タイ中央銀行では、日本、カンボジア、ベトナム、マレーシア、インドネシア、シンガポールの6か国とQRコードを用いたクロスボーダー決済を実現	・ QRコード決済時の、店舗側への入金にどの程度時間差があるかは調査が必要
暗号資産	・ 送金者が暗号資産取引所で送金元通貨を暗号資産に交換し、暗号資産を送付したのち、受取者が暗号資産を利用、もしくは受取者の利用通貨に交換する ・ インターネット支払いを中心に、世界中で利用が拡大している	・ 一部の国と地域で保持が禁止されている ・ ボラティリティが高く、受取額が大幅に少なくなる可能性あり ・ AML/CFT対策が困難
ハワラ(イスラーム圏)	・ 保証人のネットワークで構築された送金システム ・ イスラーム法に基づき、利子を取らないことが特徴 ・ 紛争地域など銀行業ができない地域でも機能しているため、パシワール会等の紛争地域のNGO・NPO活動で利用されることが多い	・ アメリカの州など一部の国と地域で禁止されている(911でテロ資金供与を疑われたが、立証できなかった経緯がある)

クロスボーダー送金サービスの例として、近年注目されているWISEの送金イメージを以下に示す。
WISE各国法人内である程度の余剰資金を保持して資金不足にならないようにしつつ、送金と受取の両方の資金の流れを国ごとに差し引きしている。
特定国の法人資金が不足するなどした場合は、必要に応じてWISE法人の間でクロスボーダー送金を行うことも考えられるが、通常の銀行間送金に比べて資金移動の頻度と金額が減り、システム全体として送金手数料を抑えることができる。

参考: WISEの送金の流れ



2020年にG20が「Roadmap for Enhancing Cross-border Payments」を承認して以降、金融安定理事会(FSB)では19の分野について課題や技術、法規制の調査を実施した。その調査結果を踏まえ、2022年にFSBとして下図の3つのテーマを重点分野として定め、2027年までを目標としたロードマップと具体的な行動計画を示した。(2023年2月にロードマップ最新版で見直した行動計画を公表)

G20 Roadmap for Enhancing Cross-border Payment (2023版)の概要

No.	重点テーマ	概要	タイムライン
1	決済システムの相互運用性と拡張性	1. 中央銀行実務者コミュニティ 2. 国境を越えた高速決済システム(FPS)の相互リンク 3. クロスボーダー決済サービスレベル契約/スキームの要件の最終化	Q1 2023～Q1 2025
2	法的、規制的、監督的枠組み	4. 銀行とノンバンクの規制・監督の一貫性向上 5. エンドユーザーへの情報の強化 6. AML/CFTルールの適用更新	Q1 2023～Q4 2025
3	国境を越えたデータ交換とメッセージ標準	7. データフレームワークとクロスボーダー決済の相互作用を強化 8. ISO20022 の整合化要件を最終化し、実際の導入を促進 9. 国境を越えた決済利用のための APIハーモナイゼーションの改善 10.クロスボーダー決済における LEI の利用強化の検討	Q1 2023～Q4 2025
4	上記No.1～3の共通領域	11.業界の上級代表によるペイメント・サミット 12.継続的な業界関与のための業界タスクフォース 13.モニタリングと進捗報告 14.優先テーマを推進するための技術支援 15.世界レベル及び地域レベルでの関与を通じた公共部門への働きかけ	Q2 2022～Q4 2025

BIS(Bank for International Settlements)では、2019年にBIS Innovation Hubを設立し、CBDC、サイバーセキュリティ、次世代金融市場インフラに関するプロジェクトを実施している。HelvetiaなどホールセールCBDC案件の実績も持つ。

特にCBDCは重点分野の1つであり、過去2年間で26案件の中に15はCBDC関連のプロジェクトである。2023年にはリテールCBDCにフォーカスしている。

BIS Innovation Hub のCBDCに関連する取り組み一覧

テーマ	プロジェクト	概要	連携パートナー	実施期間
ホール セール CBDC	Project Dunbar	中央銀行の間のデジタル通貨の発行・為替が可能なDLTベースのmulti-CBDCsプラットフォームを通じたクロスボーダー決済の可能性を検証。	- Reserve Bank of Australia - Bank of Malaysia - Monetary Authority of Singapore - South African Reserve Bank	2022年
	Project mBridge	中央銀行の間のデジタル通貨の発行・為替が可能なDLTベースのmulti-CBDCsプラットフォームを通じたクロスボーダー決済の可能性を検証。	- People’s Bank of China - Hong Kong Monetary Authority - Bank of Thailand - Central Bank of the UAE	2022年
	Project Mariana	Automated market makers (AMM)を活用して、スイスフラン・ユーロ・シンガポールドールのクロスボーダー送金の可能性を検証。	- Bank of France - Monetary Authority of Singapore - Swiss National Bank	2022～2023年 (2023年中盤にPoC完了予定)
	Project Mandala	外国への直接投資やクロスボーダー送金、決済等において、各国固有の政策や法規制、コンプライアンスへの対応が大きな負担となっているため、コンプライアンス手順自動化、リアルタイム取引監視、各国固有の政策の透明性・可視性向上を目標として調査。 Project Dunbarのmulti-CBDCsの検証結果を基に調査中。	- Reserve Bank of Australia - Bank of Korea - Central Bank of Malaysia - Monetary Authority of Singapore	2023年
リテール CBDC	Project Nexus	欧州(ユーロ圏)とASEANのリアルタイム決済システムを連携するプロトタイプの構築。2022年にユーロ圏のTIPS、マレーシアのRPP及びシンガポールのFASTの間にPoCを行った。2023年(次のフェーズ)にはインドネシア、タイ、フィリピンにも展開。	- European Central Bank - Bank of Italy - Bank of Malaysia - Monetary Authority of Singapore	2022～2023年
	Project Aurum	リテールCBDCにおける決済のプライバシー確保のための研究を実施。プロトタイプ自体は2022年7月に完成済み。	- 香港金融管理局 - 香港応用科学技術研究所	2022年

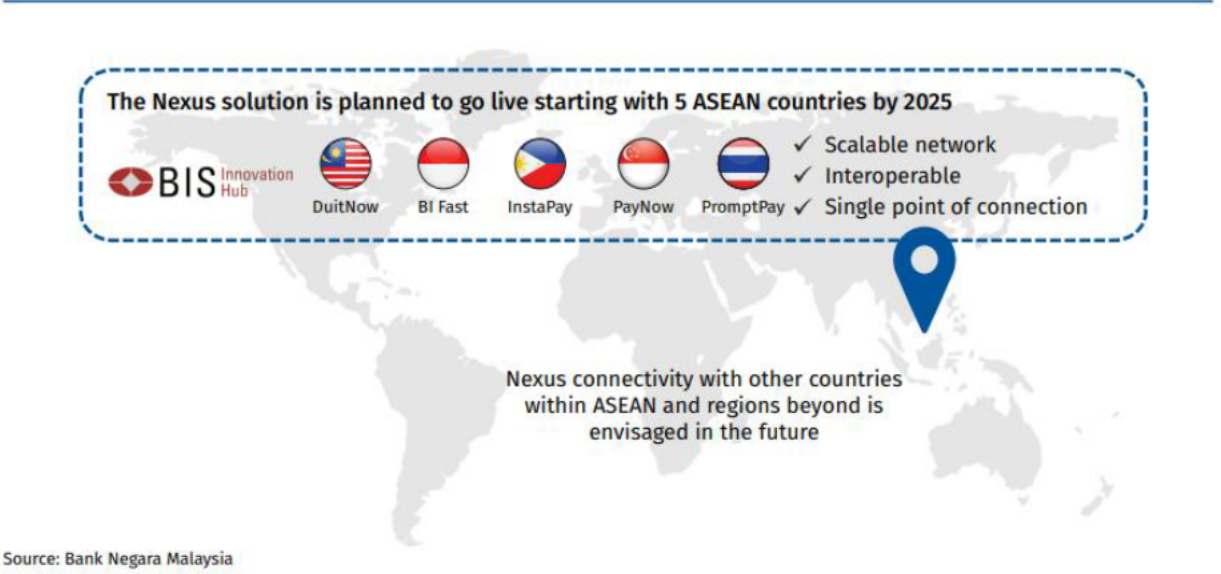
出所) BIS, About the BIS Innovation Hub, <https://www.bis.org/about/bisih/about.htm?m=3099>, 2024/02/13

ASEANで近年デジタル決済の普及に伴い、加盟国の間でクロスボーダー決済促進の取り組みが推進されている。2022年11月には、ASEAN5(インドネシア・タイ・シンガポール・マレーシア・フィリピン)の中央銀行はクロスボーダー決済に関わるMoUを締結した。BISと協力して、2025年までにASEAN地域内外に連携可能なシステム(Nexusソリューション)導入を目指している。

2023年、インドネシアはASEANビジネス諮問委員会(ASEAN-BAC)の議長国になり、ASEAN QRコード導入のレガシープロジェクトを開始しており、2023年5月11日の第42回ASEANサミットでは、「地域内決済の接続性向上・地域通貨取引促進に向けた宣言」(Declaration on advancing regional payment connectivity and promoting local currency transaction)を発表した。

ASEAN5クロスボーダー決済の取り組み

Diagram 3: Multilateral Payments Connectivity between 5 ASEAN Countries and Beyond



Source: Bank Negara Malaysia
引用元) Bank Negara Malaysia, Cross-Border Payment Linkages – Project Nexus and the Push for a Multilateral Approach, <https://www.bnm.gov.my/documents/20124/10150308/ar2022.en.wb4.pdf>, 2023/06/19閲覧

出所) ASEAN, ASEAN Leaders' Declaration on Advancing Regional Payment Connectivity and Promoting Local Currency Transaction, <https://asean.org/asean-leaders-declaration-on-advancing-regional-payment-connectivity-and-promoting-local-currency-transaction/>, 2023/06/16閲覧
Reuters, Five ASEAN central banks sign MOU on regional cross border payments, <https://jp.reuters.com/article/asean-currencies-payment-idUKL1N32A04L>, 2023/06/16閲覧
Bank Negara Malaysia, Cross-Border Payment Linkages – Project Nexus and the Push for a Multilateral Approach, <https://www.bnm.gov.my/documents/20124/10150308/ar2022.en.wb4.pdf>, 2023/06/19閲覧
BIS, Project Nexus Enabling instant cross-border payments <https://www.bis.org/publ/othp62.pdf>, 2023/06/19閲覧

© 2024 SORAMITSU. All Rights Reserved.

ASEANにおける二か国間の決済システムの接続状況は下表の通りであり、仕組み作りが進んでいることが分かる。

ASEAN加盟国で二か国間のクロスボーダー決済の取り組み

注：○ 接続済 △ 協力あり

	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
インドネシア				○				○		
カンボジア				○						
シンガポール				○				○		
タイ	○	○	○				○	○		△
フィリピン										
ブルネイ										
ベトナム				○						△
マレーシア	○		○	○						
ミャンマー										
ラオス	△			△			△			

日付	分類	国1	国2	内容
2020/2	接続	カンボジア	タイ	QR決済の相互運用(カンボジア側はACLEDA)
2021/4	接続	シンガポール	タイ	シンガポールのPayNowとタイPromptPayが相互接続。携帯電話番号のみで双方の送金が可能
2021/4	接続	タイ	ベトナム	QR決済の相互運用
2021/6	接続	タイ	マレーシア	PromptPayとDuitNowの相互運用を開始
2022/9	接続	シンガポール	マレーシア	参加金融機関の顧客は携帯電話番号で二国間の資金移動が可能。PaynowとDuitonowの相互運用も開始
2022/10	接続	インドネシア	タイ	トライアルを経てQR決済連結を実施。消費者はどちらの国でもQRコードを読み取って商品の購入等を行える
2023/2	接続	シンガポール	インド	リテール向け即時決済システム間の相互接続。シンガポールのPayNowとインドのUPI
2023/5	接続	インドネシア	マレーシア	クロスボーダーQR決済について合意。詳細不明
2023/1	協力	ベトナム	ラオス	金融イノベーションと決済システム分野での協力に関するMoU
N/A	協力	タイ	ラオス	QR決済の相互運用に向けたJoint Initiative
2023/2	協力	インドネシア	ラオス	中銀間の協力に関してMoU締結

出所) BOT, Cross-border Payment Linkages, <https://www.bot.or.th/en/financial-innovation/digital-finance/digital-payment/cross-border-payment.html>, 2024/02/14閲覧
The Association of Banks in Singapore, PayNow-PromptPay Linkage – Fact Sheet, <https://abs.org.sg/docs/library/pppn-factsheet-v1-0.pdf?sfvrsn=9>, 2023/06/16
DuitNow, Cross-Border Fund Transfer, <https://www.duitnow.my/Cross-Border/fund-transfer.html>, 2024/02/14閲覧
BI, News Release, <https://www.bi.go.id/en/publikasi/ruang-media/news-release/Pages/sp.2510923.aspx>, 2024/02/14閲覧
NPCI, UPI-PayNow, <https://www.npci.org.in/who-we-are/group-companies/npci-international/upi-paynow>, 2024/02/14閲覧

KNOMAD(2021)の推計によると、調査対象国4か国のうちインドネシアの送金額が最も大きく、ソロモン諸島からの送金額が最も小さい。

各国からの送金・受取相手国ランキング(million USD)

送金元 \ 受取相手	1		2		3	
	相手国	金額	相手国	金額	相手国	金額
ベトナム	タイ	87.5	バングラデシュ	20.4	インドネシア	14.2
インドネシア	中国	319.6	タイ	170	日本	127.8
フィジー	パキスタン	7.5	ソロモン諸島	5.5	インド	5.3
ソロモン	中国	0.8	バヌアツ	0.7	フィリピン	0.5

送金元 \ 受取国	1		2		3	
	相手国	金額	相手国	金額	相手国	金額
ベトナム	アメリカ	170.0	日本	133.1	オーストラリア	104.6
インドネシア	サウジアラビア	3530.2	マレーシア	2372.3	UAE	701.1
フィジー	オーストラリア	7894.7	ニュージーランド	1719.5	アメリカ	1443.6
ソロモン	オーストラリア	36.8	フィジー	5.5	イギリス	5.3

出所) KNOMAD、Remittances Data. <https://www.knomad.org/data/remittances>、2023/12/15閲覧

二次利用未承諾リスト

令和5年度
質の高いインフラの海外展開に向けた
事業実施可能性調査事業（アジア大洋
州国・CBDC（中央銀行デジタル通貨）
の導入による金融システムの高度化・
クロスボーダー決済の改善に向けた調
査事業）
事業報告書

令和5年度
質の高いインフラの
海外展開に向けた事業実施可能性調査
事業（アジア大洋州国・CBDC（中央銀行デジタル通貨）の導入による金融システムの高度化・クロスボーダー決済の改善に向けた調査事業）

株式会社ソラミツ

[illegible]